

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成27年3月30日

月曜日

号外

目

次

監査委員公告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表

1

公

告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人田光完治から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月30日

富山県監査委員 坂野 裕一
富山県監査委員 渡辺 守人
富山県監査委員 酒井 三郎
富山県監査委員 桶屋 泰三

(通知文)

平成27年3月25日

富山県監査委員 坂野 裕一 殿
富山県監査委員 渡辺 守人 殿
富山県監査委員 酒井 三郎 殿
富山県監査委員 桶屋 泰三 殿

富山県包括外部監査人 田光完治

平成26年度包括外部監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第252条の37第5項及び包括外部監査契約書第7条に基づき、平成26年度包括外部監査の結果に関する報告書を提出します。

(報告書)

包括外部監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」という。）第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 監査のテーマ（選定した特定の事件）と対象

（1）監査のテーマ

農業行政に関する事務事業の執行及び管理について

（2）監査の対象

農林水産部予算のうち農業関連予算の財務事務の執行及び事業の管理を対象とした。

3 監査のテーマ（選定した特定の事件）を選定した理由

本県では、平成 24 年 4 月に県政運営の新たな中長期ビジョンとして、平成 33 年度を目標年次とする新しい総合計画「新・元気とやま創造計画」を策定した。この計画では、目指すべき将来像の実現に向けて、60 の基本政策を策定し、「活力とやま」「未来とやま」「安心とやま」の 3 つを政策の柱として体系化している。農業行政に関する政策は、農業が持つ、産業としてだけでなく、文化、歴史、自然、そして防災、国土保全の観点から、3 つの柱のそれぞれにおいて重要な位置を占めている。

一方、農業を取り巻く環境は、食の安全に対する関心の高まりや、担い手の減少、高齢化の進行、国際化の進展、農業政策の転換など、近年大きく変化している。また、今後の WTO（世界貿易機関）における農業交渉や TPP（環太平洋連携協定）、EPA（経済連携協定）などにより米の関税が大幅に低減されることになれば、稲作中心の本県の農業にも大きな影響を与える懸念がある。

本県における農業の重要性や農業をめぐる国内外の環境の変化の中で、農業行政について、より一層効率的、効果的な対応が求められることから、今後の環境変化に対応するために、改めて農業行政の事務事業の執行及び管理について見直すことは、大きな意義が認められるため、本テーマを選定した。

また、平成 11 年度に始まった包括外部監査のテーマとしても、平成 15 年度の「富山県農林水産部の補助金（県単独補助金等）について」、平成 16 年度の「社団法人富山県農林水産公社の財務事務について」以降、農業行政に直接関連するテーマを選定していないことも選定理由の一つである。

4 主な着眼点

(1) 主要事業等の財務事務の執行状況

- ・主要事業等の補助金等の決定、交付等の手続は適切か
- ・主要事業等の補助金等の実績、補助団体等への指導・助言は適切か

(2) 主要事業等における PDCA サイクルの実施状況

- ・主要事業等の評価は適切か
- ・主要事業等の評価に基づく改善は適切か
- ・主要事業等の改善に基づく計画立案は適切か

(3) 農業行政の業務実施体制（出先機関を含む）

- ・県本庁や出先機関の業務分担等は適切か
- ・県本庁や出先機関の人員等の管理は適切か

(4) 農業行政に関する過去の外部監査指摘事項の改善状況

- ・平成 15 年度、平成 16 年度の包括外部監査の指摘事項の改善は適切か

5 包括外部監査の方法

(1) 監査の視点

農業行政に関する事務事業について

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 法第 2 条第 14 項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 法第 2 条第 15 項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めているか

に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

(2) 監査対象年度

平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

ただし、必要に応じ平成 26 年度並びに過年度の実績等も参考とした。

(3) 実施した主な監査手続

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた手続

6 監査従事者**(1) 包括外部監査人**

公認会計士 田光 完治

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 朝田 典安 公認会計士 大坪 秀憲

公認会計士 梶 亜希子 公認会計士 菅原 理恵

公認会計士 真岸 克郎

7 監査実施期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 27 日まで

なお、平成 26 年 4 月から 6 月までは特定の事件の選定、監査人補助者の選任及び予備調査等を実施した。

8 外部監査人の独立性（利害関係）

富山県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

9 表示数値

報告書の表の合計（または差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（または差額）とが一致しない場合がある。

10 語句の説明

「指摘」：一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」：一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第 2 監査対象の事業概要

A 富山県の農業の現状

(出典：平成 26 年 8 月 とやまの農林水産業)

本県は気候風土と豊かな水に恵まれて古くから米を主体に発展してきており、全国屈指の水田率、ほ場整備率などのもと、農業產出額の 7 割以上を占める米を中心に、野菜、果樹、花き、畜産などが、それぞれの農家の技術や地域の特性を生かしながら展開されている。

本県農業の全国に占める地位				
項目	単位	富山県	全 国	順位
農業產出額（平成24年）	億円	692	86,106	39
総農家数（平成22年）	戸	29,634	2,527,948	34
兼業農家率 ^{※1} （平成24年）	%	89.0	71.9	2
耕地面積（平成24年）	ha	59,200	4,549,000	24
水田率（平成24年）	%	95.9	54.3	1
ほ場整備率 ^{※2} （平成24年）	%	83.5 ^{※3}	63.2 ^{※4}	—
食料自給率（平成23年度）	%	77	39	9
米の生産量（平成25年）	t	216,800	8,607,000	13
水稻種子生産量（平成25年）	t	4,545	50,545 ^{※5}	—
チューリップ 収穫面積（平成24年）	ha	96	209	2
	出荷量（平成24年）	千球	19,451	33,712
大豆の生産量（平成25年）	t	6,510	199,900	8
六条大麦の生産量（平成25年）	t	9,770	51,500	2
ハトムギの生産量（平成24年）	t	440	1,080	1

※1：兼業農家率は販売農家に占める兼業農家の割合

※4：H24.3.31の農林水産省推計値

※2：標準区画30a以上の整備での数値

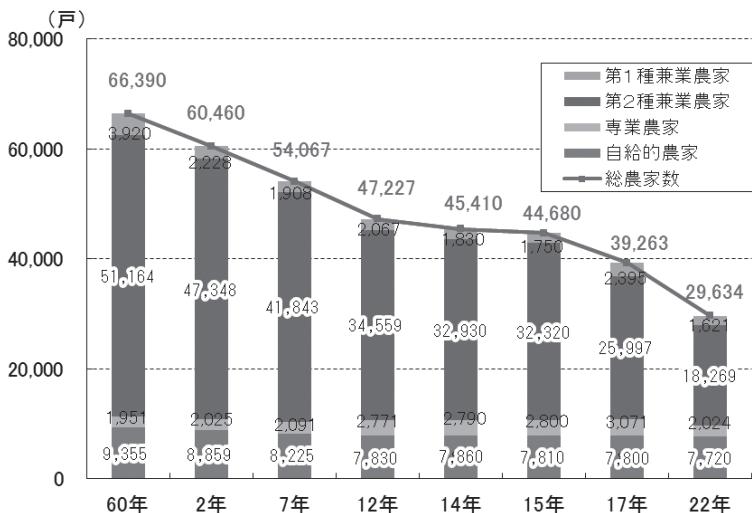
※5：平成24年数値

※3：H25.3.31時点の農林水産省推計値

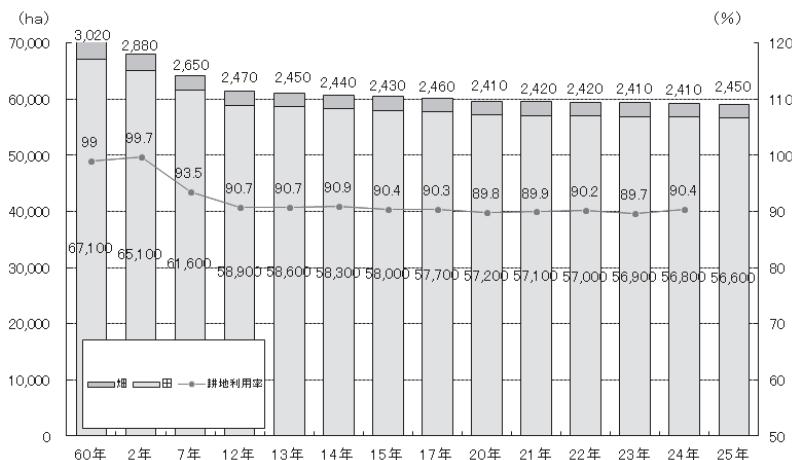
本県の総農家数は年々減少傾向にあり、平成 22 年には 29,634 戸となつており、平成 2 年の 60,460 戸から 20 年で半分以下に減少している。これは、集落営農の組織化等により第 2 種兼業農家が減少したことが主な要因である。

本県の耕地面積は、昭和 38 年をピークにほぼ年率 1% で減少し、平成 24 年には 59,200ha となっており、このうち水田が 95.9% を占めている。また、耕地利用率は、平成 24 年で 90.4% となっている。

《農家の推移》



《耕地面積の推移》



B 富山県農業・農村振興計画

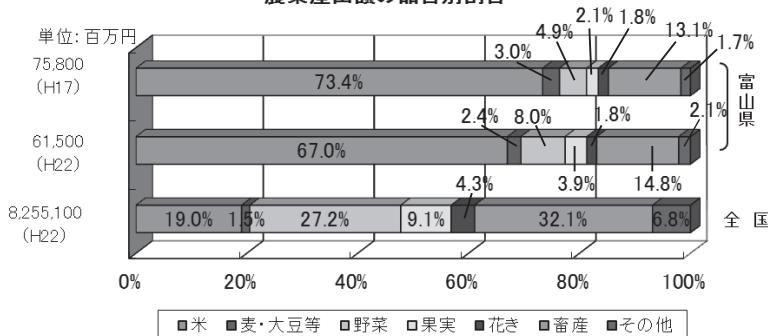
(目標年度 平成 33 年度、出典：平成 24 年 5 月 富山県農業・農村振興計画)

1 富山県農業・農村の現状と課題

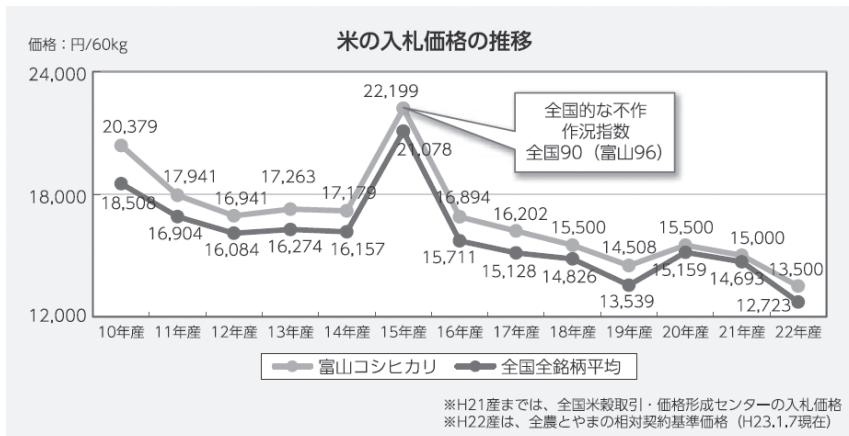
(1) 農業生産～「米特化」からの脱却～

- ・本県の農業生産は、全国一の高い水田率(平成 24 年 95.9%(全国平均 54.3%))などから、米に特化しており、農業産出額の 7 割を占めている。米の需要量は減少しており、生産調整の強化や価格低迷が続き、産出額は大幅に減少し、また、厳しい産地間競争にある。
- ・園芸品目は、白ねぎやりんご、なしなどの既存産地に加え、近年は、主穀作経営体での園芸品目導入や JA を中心として「1 億円産地づくり」などが進められているが、安定した販路の確保が必要となっている。
- ・このため、消費者や実需者のニーズに対応した競争力のある産地づくりを基本に、売れる米づくりを中心としながらも、地産地消やブランド力向上による販路拡大などを通じ、米以外の品目の生産を拡大し米に特化した生産構造からバランスの取れた生産構造へと脱却していく必要がある。

農業産出額の品目別割合



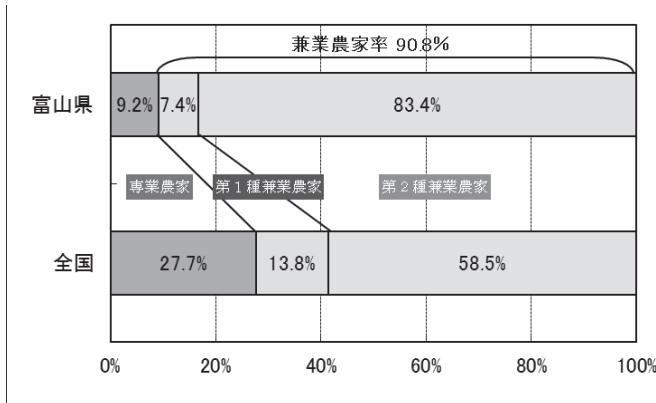
平成 22 年生産農業所得統計



(2) 農業構造～地域を担う意欲ある経営体の育成～

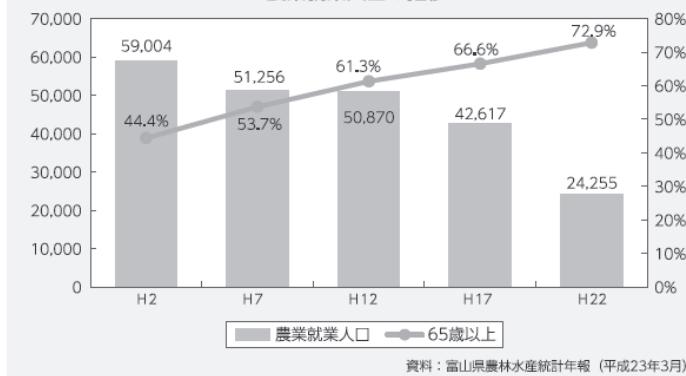
- 農家数は減少し続けており、平成 22 年度の販売農家のうち兼業農家の割合（兼業農家率）は全国第 2 位の 90.8%（全国 72.3%）と高い水準にある。また、農業就業人口も年々減少しており、うち 65 歳以上の割合は 7 割を超えていている。
- そうした中、認定農業者や全国に先駆けて取り組んだ集落営農組織などは、着実に育成されてきているが、担い手への農地集積や集落営農の増加率は、近年鈍化している。
- 一方で、国の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定）」に基づき、各市町村や集落では、地域農業全体の方向性を定める「人・農地プラン（地域農業マスター プラン）」を策定し、地域の中心となる経営体への農地集積を進めることなどにより、持続可能な力強い農業の実現を図ることとされている。
- 意欲ある担い手（経営体）が、本県農業生産の相当部分を担う農業構造をめぐらし、地域ぐるみで担い手の育成・確保に取り組むことや、個々の経営体の複合化や 6 次産業化などの経営改善、意欲的な経営展開を支援していくことが必要である。

専兼業別分類 全国との比較



資料：富山県農林水産統計年報（平成 23 年 3 月）

農業就業人口の推移



資料：富山県農林水産統計年報（平成23年3月）

2 富山県農業・農村振興計画のポイント

(1) 県民に新鮮で安全な食の提供を目指す。

- ・富山らしい健全な食生活の実践や新鮮で安全な農産物の提供による消費者と生産者との信頼の構築など食育と地産地消の推進
- ・土づくりや化学肥料、農薬の低減など環境にやさしい農業の推進

<主な県の取組>

① 食の安全の確保、「富山型食生活」の普及や県民ぐるみの地産地消運動の推進

② 先進的なエコ農業実践活動の推進

(2) 消費者的心をつかむ產品の育成を目指す。

・富山ならではの食材や料理、食文化を県内外にアピールするなど食のとやまブランドの育成

・消費者ニーズに的確に対応した、売れる米・麦・大豆や富山の特色を生かした園芸、畜産など競争力のある農産物生産の推進

<主な県の取組>

① 県産品の首都圏等での知名度向上、「とやま食の街道」の PR、国内外での販路開拓など「越中とやま食の王国」づくりの推進

② 「てんたかく」「てんこもり」など、富山ならではの良質米生産の推進 や 1 億円産地づくりによる園芸生産体制の整備などブランド力の強化

(3) 意欲ある担い手の育成と時代につなぐ生産体制の構築を目指す。

・認定農業者や集落営農組織など意欲ある担い手の育成

・新規就農者や女性の新たな起業活動など経営を支える人材育成

・農業・農村の豊かな環境の整備と集落ぐるみの地域資源の保全の推進

<主な県の取組>

① 担い手への農地集積の推進や農業の 6 次産業化などによる経営体质強化の支援

② 「とやま農業スクール」などによる青年農業者の育成

③ 農地・農業用排水施設等の整備保全と集落ぐるみで取り組む農地・水保全管理活動の支援、小水力発電の推進

(4) 富山ならではの魅力ある美しい農村空間の創造を目指す。

・農村の自然や伝統文化を活かした都市住民との交流の推進

・地域特産物の育成や都市からの定住促進など中山間地活性化の推進

<主な県の取組>

① 地域の特色を活かしたグリーンツーリズムや子ども農山漁村交流プロジェクトの推進

② 集落と企業・団体等が連携して行う地域活性化活動に対する支援、「とやま帰農塾」による定住促進

C 農林水産部 組織機構図



D 農林水産部 所掌事務**1 本庁**

室課名	主な所掌事務
農林水産企画課	農林水産部の予算・決算及び工事の発注、農林水産分野の各種表彰、農林水産行政の総合的な企画・調整、農林水産物の輸出、食育の推進、農商工連携推進
農産食品課	食品産業の振興、卸売市場、米・大豆・大麦の生産対策、野菜・果樹・花きの生産振興、食品安全対策、食品表示の適正化、「食のとやまブランド」の推進、地産地消運動
農業経営課	個人・法人及び集落営農組織等経営体の育成と人材の育成確保、農業制度資金の融資、農地転用・売買等に関する許可、農業共済団体、農協、漁協及び森林組合の検査・指導
農業技術課	とやま GAP・環境にやさしい農業の推進、農業に関する試験研究と普及指導の総合調整、農用地土壤汚染対策、畜産の生産振興、自給飼料対策、広域普及活動
農村整備課	土地改良区の検査指導、換地業務、農業用排水施設整備、農地防災事業、農地・農業用施設災害復旧事業、水田等農地整備、農業農村・治山林道工事の設計基準
農村振興課	土地改良施設の管理、農地・水保全管理対策、耕作放棄地対策、鳥獣被害防止対策、中山間地域振興対策、都市農村交流対策
森林政策課	水と緑の森づくり事業、林業の担い手、林業普及指導、林道、森林育成、保安林、治山、県産材振興、花と緑の県づくり、中央植物園、有峰林道、有峰森林文化村
水産漁港課	水産業協同組合の検査指導等、さかなのブランド化、漁業許可登録、漁業の取締り、栽培漁業、内水面漁業、漁港及び漁港海岸の整備管理、占用許可

2 出先機関

機関名	主な所掌事務
新川農林振興センター	
富山農林振興センター	
高岡農林振興センター	普及指導活動（新規就農・女性・担い手育成対策、園芸・主穀作技術の確立）、土地改良区の運営指導、耕地・中山間地域の整備、森林整備の推進、治山事業、鳥獣被害防止対策
砺波農林振興センター	
農林水産総合技術センター	本県の農林水産業の振興方向や生産現場からのニーズに対応した、今日的課題や時代を先取りした課題の解決を図る新品種・新技術の開発や技術の体系化
花総合センター	県民への栽培技術及び活用方法その他花に関する情報の総合的提供
東部家畜保健衛生所	家畜伝染病の予防、家畜生産性の向上、畜産物の安全性の確保及び畜産環境保全などに関する調査、検査、技術指導
西部家畜保健衛生所	
小矢部川ダム管理事務所	刀利ダム、白中ダムの統合管理
富山県中央植物園	植物の収集・展示、教育普及活動および調査研究活動による植物に関する知識の普及、植物に関する展示施設との連携
栽培漁業センター	水産動植物（クロダイ、クルマエビ等）の種苗生産、種苗放流（試験研究及び調査を含む）

E 農林水産部 予算概要**1 平成 25 年度農林水産部予算概要****(1) 一般会計**

(単位:千円)

区分	25 年度当初 A	24 年度当初 B	差引増減額 A-B	前年度対比 A/B
県全体の予算	545,061,878	549,892,597	△4,830,719	99.1%
農林水産部の予算	40,939,060	39,577,525	1,361,535	103.4%
県予算に占める割合	7.5%	7.2%		

一般会計予算の内訳

(単位:千円)

区分	25 年度当初 A	24 年度当初 B	差引増減額 A-B	前年度対比 A/B
公共・主県を除く農林水産事業	15,577,694	14,022,569	1,555,125	111.1%
公共・主要県単独事業 計	18,326,970	18,496,855	△169,885	99.1%
公共事業	17,036,970	17,196,855	△159,885	99.1%
一般公共事業 計	13,141,670	13,184,532	△42,862	99.7%
土地改良	8,778,779	8,746,490	32,289	100.4%
林業	3,842,891	3,881,891	△39,000	99.0%
水産	520,000	556,151	△36,151	93.5%
直轄公共事業	2,404,000	2,521,023	△117,023	95.4%
災害復旧公共事業	1,491,300	1,491,300	0	100.0%
主要県単独事業	1,290,000	1,300,000	△10,000	99.2%
その他主要県単独事業	1,000,000	1,000,000	0	100.0%
ふるさと農道・林道整備	290,000	300,000	△10,000	96.7%
農林水産事業費 計	33,904,664	32,519,424	1,385,240	104.3%
給与費	7,385,882	7,448,880	△62,998	99.2%
うち給与費重複額	△351,486	△390,779	39,293	89.9%
総 計	40,939,060	39,577,525	1,361,535	103.4%

(2) 特別会計

(単位:千円)

区分	25 年度当初 A	24 年度当初 B	差引増減額 A-B	前年度対比 A/B
就農支援資金特別会計	127,556	389,066	△261,510	32.8%
沿岸漁業改善資金特別会計	70,904	70,901	3	100.0%
林業振興・有峰森林特別会計	362,490	336,806	25,684	107.6%
合 計	560,950	796,773	△235,823	70.4%

2 科目別予算額

(単位 : 千円)

区分			平成 25 年度当初 A	財源内訳				平成 24 年度当初 B	伸び率 A/B (%)
				国支出金	地方債	その他	一般財源		
一般会計	総務費	自然保護費	521,191	74		54,620	466,497	430,315	121.1
	農業費	農業費	6,648,909	1,646,350	117,000	256,489	4,629,070	6,636,805	100.2
	林水産業費	畜産業費	813,960	21,870		165,867	626,223	866,332	94.0
	農地費	農地費	13,407,461	4,564,538	3,275,000	2,163,528	3,404,395	13,441,072	99.7
	林業費	林業費	15,783,915	2,198,972	1,696,000	8,631,716	3,257,227	13,824,994	114.2
	水産業費	水産業費	2,303,314	342,318	113,000	762,945	1,085,051	2,912,697	79.1
	合 計		38,957,559	8,774,048	5,201,000	11,980,545	13,001,966	37,681,900	103.4
	災害復旧費	農林水産業施設災害復旧費	1,460,310	1,220,220	220,000		20,090	1,465,310	99.7
	合 計		40,939,060	9,994,342	5,421,000	12,035,165	13,488,553	39,577,525	103.4
特別会計	就農支援資金特会		127,556		20,000	96,676	10,880	389,066	32.8
	沿岸漁業改善資金特会		70,904			70,000	904	70,901	100.0
	林業振興・有峰森林特会		362,490			310,199	52,291	336,806	107.6
	合 計		560,950		20,000	476,875	64,075	796,773	70.4
農林水産部予算計			41,500,010	9,994,342	5,441,000	12,512,040	13,552,628	40,374,298	102.8

第3 監査の結果

A 方向性

国の農業行政は、平成 11 年制定の「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）に基づき実施されている。基本法では、従来の農業基本法が農業振興中心であったことに比べ、農産物を食料と位置づけ、消費者の立場にも配慮し、食育を含む食の安全、安心の視点も重視している。また、従来は農業の振興がそのまま農村の振興につながる状況にあったが、基本法では、農業振興だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮についても盛り込まれている。

一方、本県が平成 24 年に策定した「新・元気とやま創造計画」（以下「創造計画」という。）では、60 の基本政策を策定し、「活力とやま」「未来とやま」「安心とやま」の 3 つを政策の柱として体系化しているが、各区分に農業関連の政策は、

「活力とやま」 活力 10 農業生産の振興

「未来とやま」 未来 18 農山漁村の活性化

「安心とやま」 安心 6 食の安全確保と地産地消・食育の推進

と具体化されている。

また、我が国の農林水産業・農山漁村を取り巻く状況は厳しさを増しており、農業生産額が大きく減少する中で、基幹的農業従事者の平均年齢が 66 歳となり、耕作放棄地の面積が、この 20 年で 2 倍に増え、滋賀県の面積と同じ規模になっている。こうした課題の解決に向けて、国は農林水産業・地域の活力創造本部を設置し、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「プラン」という。）をとりまとめた。

このプランに基づき国は、農業・農村全体の所得を 10 年間で倍増させることを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」に向けた施策をすすめることとなっている。また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために、日本型直接支払制度が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に位置付けられ、平成 27 年 4 月に施行される。

本県においては、すでに「創造計画」の中で、「農業生産の振興」や「農山漁村の活性化」を政策として位置づけ、それぞれの施策として実施している。ただし、こうした国の農林水産行政の方向性を考慮し、地域の資源を活用した新たな事業の創出等の農業の高付加価値化や、農山村地域の活性化に向けた取組みの更なる強化が必要で、これに対応した事業の実施や執行体制の整備が必要である。

こうした中でも、農業行政に割当てられる事業予算には限りがあり、予算の有効性や効率性は従来にも増して重要であり、有効な事業は効率的に実施し、環境の変化により有効性が低下している事業は存続の有無を含め再検討が必要となる。このような観点から、包括外部監査の結果をとりまとめた。

B 事業実施の観点から

1 農業生産力の強化

「創造計画」の「農業生産の振興」では、その 1 番目の施策として、農業生産力の強化と食料自給率の向上が挙げられている。強い農業を達成するには、農業生産力の強化は必須と考えられる。生産力は生産額であらわされ、 $\text{生産額} = \text{生産量} \times \text{価格}$ となる。水田率が高い本県では、この稻作の生産量を上げることは一つの方向として考えられるが、近年のコメの産地間競争等の激しさや消費者のコメ離れによる米価の下落を考えると、生産量を増加させても、価格が下落してしまい、必ずしも生産量の上昇だけでは、生産額は増加しない。もちろん、これは米の生産量の増加を否定するものではない。

一方で、水田率が高いということは、価格が比較的高い野菜等の生産への転換により、生産額を上げる可能性が高いことも意味している。このため本県では野菜等の生産への転換を推進する「1 億円産地づくり支援事業」「とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業」などを行っている。

【意見 I】

野菜の生産拡大を支援する事業については、補助金交付の前提となる計画の検討や事業成果の判断の基礎となる報告書の提出に関して改善点はあるが、成功事例や課題を活かして、農業生産力の一層の強化を図っていく必要がある。

(主な意見等)

「1 億円産地づくり支援事業」では、成功事例や課題を活かし更なる支援が必要である。なお、補助金により導入した機械の操業度が上がらない、実施状況報告書が期限内に入手できていない点などについて改善が必要である。

「とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業」では、採択要件である栽培面積の拡大が実現していない事例があり、栽培計画を十分に検討する必要がある。

「水田農業生産振興対策事業」では、事業実施主体は目標の達成状況を報告する必要があるが、提出期限が守られていない事例があり改善が必要である。

2 担い手の育成・確保

「創造計画」の「農業生産の振興」では、その 2 番目の施策として、意欲ある担い手の育成・確保が挙げられている。農業を行うのは人であり、主体である農業従事者や営農組織の育成・確保は、やはり必須である。

日本全体での人口の減少、特に地方での人口の減少が予測され、また農業従事者の平均年齢は高くなっている。本県では、兼業農家率は全国でも高くなっている、担い手の育成・確保は重要な課題である。全国的に労働人口が減少する中で、産業である農業の担い手を確保するには、農業を魅力ある産業にする必要があり、プランでは、農業・農村全体の所得を 10 年間で倍増させることを目指しているものと考えられる。

そのため農業生産力の強化だけでなく、所得を増加させるために農業から派生する事業を取り込む 6 次産業化や、従来は男性を中心とみられていた農業分野で、女性の力を有効に活用する事業が行われている。

【意見Ⅱ】

6 次産業化や女性の力を有効に活用する事業については、補助対象者への必要な支援指導を今後とも積極的に行い、農業所得を増加させ、担い手育成・確保につなげていくことが望ましい。

(主な意見等)

「6 次産業化モデル育成事業」を実施している農林漁業者の売上が伸びない状況でプランナー派遣の支援要請等を行っていない事例があった。また、6 次産業化サポートセンターの個別相談件数の実績が少なく、活動の促進を求める必要がある。

「がんばる女性農業者支援事業」では、新商品ではなく既存商品に関連する費用が対象となっている事例があった。

3 農業生産基盤の確保

「創造計画」の「農業生産の振興」では、その 3 番目の施策として、優良な農業生産基盤の確保が挙げられている。農産物を育てるのは農地であり、農業従事者が働く場所も農地である。優良な農地、優良な農業生産基盤も強い農業を達成するには、やはり必須である。

【意見Ⅲ】

優良な農業生産基盤を確保するための継続的な活動の結果、本県の耕種整備率は、平成 24 年度で 83.5% と全国平均の 63.2% を大きく上回っている。こうした状況のもと、野菜等への生産転換が重要であり、担い手育成が急務である本県の実情を踏まえて、水田の汎用化、農地の大区画化などの生産基盤の整備を進めていく必要がある。

4 農村の活性化

「創造計画」の「農山漁村の活性化」では、豊かな地域資源の保全・管理、中山間地域の活性化、都市との交流の 3 つの施策により、かけがえのない自然、新鮮で安全な食、伝統文化、自然エネルギー等の地域資源の活用や、都市住民との交流などにより、個性豊かな魅力ある農山漁村が形成されることを目指している。地域資源の保全・管理のための基幹水利施設の管理では環境への配慮や地域防災などへの対応も必要で、都市との交流では地域振興との連携も必要となる。

【意見IV】

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のため、耕作放棄地への対応はもとより国土保全や地域振興などへの対応も重要であり、これらの事業を実施する他部署との情報の共有や連携が必要である。

5 食の安全確保と地産地消・食育

「創造計画」の「食の安全確保と地産地消・食育の推進」では、食品の安全性に関する情報の受発信、食品の安全性の確保と適正な表示の推進、県民ぐるみの地産地消の推進の 3 つの施策により、安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適時的確に入手するとともに、県民自らが地場産食材を積極的に活用し、「食」に関する知識と理解を深めることを目指している。

【意見V】

食の安全確保と地産地消・食育の対象は主として消費者である県民であり、子供から高齢者まで幅広い世代を対象とするため、教育委員会や厚生部など他部署との情報の共有や連携が必要である。

6 その他

①環境の変化により有効性が低下している事業は存続の有無を含め再検討が必要となる。

(主な意見等)

「米麦販路拡張対策」での「とやま米ファンクラブ」事業については、とやま米の消費拡大につながっていないおそれがあるため補助の見直しが必要である。

②県段階の農協組織が担う役割を踏まえ、県が助成する対象を明確にする必要がある。

(主な意見等)

「農業協同組合等育成指導」での、研修会場費や経営者向け研修費、信用事業担当職員向け研修費は、県として負担すべき内容か再検討が必要である。

C 業務分担の観点から

政策や施策はこれを実現するため、事業に細分化されるが、実際には事業が相互に関連する場合は多い。特に農業関連の事業は、農業は産業の一部であり、農山村は地域の一部であり、農地は県土の一部であることから、これらの事業は、産業振興、地域振興、県土保全など相互に関連を有する。このため他部署との連携や調整は、事業の有効性や効率性を確保するうえで増え重要になっている。単独事業としてだけでなく、連携や調整を考慮した上での有効性や効率性を考える必要もある。

そのため、情報の共有や関連部署間の連携の重要性を改めて認識して、今後さらに情報の共有を進め、利用者の立場に立ち、必要に応じて窓口等の統一など目に見える形での連携の検討を進める必要がある。

関連部署間の連携の一つとして、農業施策のソフト・ハードの一体的推進がある。このため「農林振興センター」が設置され、6年が経過し、ソフト・ハードの連携・調整が円滑に進むなど定着してきている。

【意見VI】

「農林振興センター」の設置により、ソフト・ハードの連携・調整が円滑に進むなど定着してきていることから、より一層効率的・効果的な体制となるよう、さらなる検討が望まれる。

(主な意見等)

「がんばる女性農業者支援事業」における、支援対象者の事業拡大のために必要な許認可手続等に関する指導・助言や、農地情報システムの組織横断的な利用についても、情報の共有や関連部署間の連携が必要となる。

D 人員管理の観点から

1 適正人員の管理

全国的に農家件数の減少に応じて、都道府県の農業部門の職員数も減少しているが、近県の状況を比較すると、その減少の度合いも各県ではらつきがある。それぞれの県における地理的要因や生産品目の違いなどから一律に比較して評価はできないものの、状況の変化や目指す農業政策の姿に対応して、適切な組織体制や人員となるよう、常に見直していくことが必要と考える。

例えば、本県の普及指導員の数は全国と同様に減少傾向にあるが、適正人員が確保できているのかどうか、定性的な説明だけでは、説得的な説明は難しく、定量的な指標が必要と考える。

普及指導活動は現在の農業行政において必要不可欠なものであり、だから

こそ必要十分で過不足のない普及指導員数を確保するために、また、その適正性を説明するために本県の普及指導員活動に適した指標の設定が必要となる。これは普及指導員だけでなく他の職種についても同様である。

【意見VII】

普及指導員及び他の職種について、必要十分で過不足のない人員を確保するため、その業務内容に適した指標を設定し、適正な人員数について検討することが必要である。

また、本県の普及指導活動は、普及指導活動の重点化と関係機関・団体等との役割分担・連携強化が求められている。重要な関係機関・団体の一つである農協の営農指導員と県の普及指導員との間の役割分担として、基本的に営農指導員は、農産物の販売、兼業農家への指導、一般的な技術指導を行い、普及指導員は、扱い手経営体に対する指導、産地振興のための指導を農協と連携して行っている。

現状では、農協の営農指導員と県の普及指導員との役割分担は、一定の整理が行われていると考えるが、今後は、県の普及指導員は、農協の営農指導では困難な技術面での指導や地域農業を担う営農者等に対する経営改善指導等、更なる活動の重点化を目指し、それを前提に役割分担の明確化を進める必要がある。

【意見VIII】

業務内容の明確化は、適正な人員数を検討するための大前提となる。農業関連の普及指導活動では、普及指導活動の更なる重点化と、農協との指導対象・指導内容等の役割分担の明確化が必要と考える。

2 人件費を含む金額での事業の表示

県の予算には当然人件費が含まれるが、各事務事業の予算には人件費が含まれない。農林水産部の予算の場合も、農林水産予算全体には人件費が含まれているが、個別の予算あるいは事業費には人件費が含まれていない。そのため、普及指導活動、試験研究活動の予算（事務事業費）には普及指導員や研究機関の職員の人件費は含まれていない。この結果、PDCA サイクルでこれらの事業の有効性や効率性を判断する場合、活動費用の多くを占める人件費を含まない金額で、事業の有効性や効率性を判断することになる。また、職員の活動が中心となる事業や業務を実施する場合、これらの事業や業務は金額として表示されないため、事業活動として認識されることになる。

普及指導活動、試験研究活動は、多くの職員が関与して行われているため、それぞれの活動規模やそれぞれの活動の有効性や効率性を判断する場合に、

活動に関与した職員の入件費相当額も考慮して検討することが有効である。

【意見IX】

中長期的な対応になると考えられるが、少なくとも普及指導活動や試験研究活動など多くの職員が関与する事業については、入件費を含む金額で事業を表示し、それを利用して効率性などを判断する仕組み作りの検討が望まれる。

E PDCAの観点から

県では、「創造計画」の第6章 計画の実効性の確保と推進に記載の通り計画の実効性を確保するためのマネジメントシステムを確立させ、PDCAサイクルによる政策目標の達成状況の継続的な検証や必要に応じて施策の見直しを行っている。これについては、要綱等に基づき、平成25年度においても、政策評価表、事業評価表に基づき、政策評価、事業評価を実施し、ホームページに公表している。

政策評価表や事業評価表には、PDCAにおける評価（Check）の情報を中心に記載され、改善（Action）へのつながりや結果としての改善状況が一連の流れとして、記載できるように工夫がされている。事業評価表は、全体が見やすいように1枚にまとめる形となっている。

（意見）

政策評価表や事業評価表は、これまでも様式を変更し、評価する側として記載しやすい様式になっているようであるが、今後は読み手にとってもわかりやすい様式となるよう改善が望まれる。

F 指摘・意見の一覧

1 全般的な事項（第3関連）

① 指摘 なし

② 意見

番号	概要	記載区分	記載頁
I	野菜等の生産拡大による生産力の強化	第3B1	16
II	所得増加による担い手育成・確保	第3B2	17
III	生産転換や担い手育成を考慮した生産基盤の確保	第3B3	17
IV	他部署との情報共有や連携による農村の活性化	第3B4	18
V	他部署との情報共有や連携による食育等の実施	第3B5	18
VI	「農林振興センター」の一層の効率化	第3C	19
VII	適正人員確保のための指標の設定	第3D1	20
VIII	普及指導活動の重点化による役割分担の明確化	第3D1	20
IX	入件費を含む金額での事業表示の仕組み作り	第3D2	21

2 個別の事項（第4から第7までの関連）

① 指摘

番号	概要	記載区分	記載頁
1	適切な実施状況報告書の提出	第4C4(2)②	36
2	実施状況報告書の期限内の入手	第4C6(6)②	45

② 意見

番号	概要	記載区分	記載頁
1	一般参加者の参加促進	第4C1(3)②	26
2	積極的な指導の実施	第4C2(2)②	29
3	積極的な活動の要請	第4C2(3)②	29
4	補助実施の再検討	第4C5(2)②	38
5	事例や課題を活かした推進	第4C6(3)②	42
6	事例や課題を活かした推進	第4C6(4)②	44
7	前提となる計画の十分な検討	第4C6(5)②	45
8	前提となる計画の十分な検討	第4C7(2)②	49
9	補助対象数値による判断	第4C7(3)②	50
10	事例や課題を活かした推進	第4C8(2)②	55
11	前提となる計画の十分な検討	第4C10(2)②	60
12	補助対象の再検討	第4C11(4)②	63
13	補助対象の再検討	第4C12(2)②	65
14	補助対象の再検討	第4C12(3)②	66
15	補助対象の再検討	第4C12(4)②	67
16	許認可における関連部署の連携	第4C14(2)②	72
17	補助対象の再検討	第4C14(3)②	73
18	適正農業規範の実質的な推進	第4C15(2)②	75
19	補助対象の再検討	第4C15(3)②	76
20	土地改良事業の効果算定でソフト面の考慮	第4C17(3)②	84
21	農地情報システムの組織横断的利用の推進	第4C20(2)②	87
22	事業趣旨に基づく取組み項目の設定	第4C24(2)②	96
23	補助対象経費の明確化	第4C28(3)②	104
24	政策評価表等の様式の改善	第5D3	115
25	「農林振興センター」の一層の効率化(再掲)	第6C1(5)	119
26	適正人員確保のための指標の設定(再掲)	第6C2(2)	123
27	普及指導活動の重点化による役割分担の明確化(再掲)	第6C2(3)	124
28	研究成果の数値化、研究業務の委託の検討	第6C2(4)②	126
29	人件費を含む金額での事業表示の仕組み作り(再掲)	第6C2(4)③	127

第 4 主要事業等の財務事務の執行状況

A 主な着眼点

- ・主要事業等の補助金等の決定、交付等の手続は適切か
- ・主要事業等の補助金等の実績、補助団体等への指導・助言は適切か

B 実施手続

- ・農業関連事業から内容、金額等を基準に主要事業等を選定した。
- ・選定した主要事業等について担当者より説明を受け、関連資料等を閲覧し、必要に応じて、追加の質問、関連資料の提出を依頼した。

C 実施結果と意見等

各課の事業のうち、選定した主要事業等と意見等がある事業及び意見等のある事業の概要、現状と課題、実施結果等は以下のとおりである。

・農林水産企画課

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
農政企画費	7,508,000			○
農業管理指導費	94,653,000			○
とやま食育運動推進事業費	14,291,000		1	
農林水産物海外市場開拓事業費	4,000,000			○
6次産業化モデル事業費	27,300,000		2	
農政推進費	3,179,000	○		
農地事業推進費	623,000	○		
農地等管理指導費	1,927,239	○		

1 とやま食育運動推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

食育基本法に基づき、健康で文化的な県民の生活と豊かで活力のある地域社会の実現に向けて、関係団体と協力して、「食育」の幅広い県民運動の展開をするための施策を推進する。

② 事業の執行状況

- ・富山県食育推進会議の開催
- ・食育推進フォーラムの開催
- ・富山型食生活の普及・推進
 - ・食生活改善チェックシート（若者男性編・女性編）及び「若者向け簡単クッキングレシピ集」の作成・配布
 - ・マスメディアやミニコミ誌への広告掲載及び各種イベント等での普及・啓発
 - ・子供や地域住民、若い保護者世代を対象とした、農作業体験や食育研修会の実施・講師派遣

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	14,291,000	6,821,000	3,490,000	3,980,000
決算額	12,561,679	5,921,272	3,002,000	3,638,407

(2) 富山県食育推進計画の目標値について

① 現状と課題

第 2 期富山県食育推進計画において、学校給食における地場産食材の利用割合については、現状（平成 22 年度）値及び目標値を「30%以上」としている。しかし、この目標値は国の食育推進計画の目標値に準じたもので、具体的な施策を前提に積上げて導出したものではない。また、現状において当該利用割合が「30%以上」であるにもかかわらず、目標値も「30%以上」としており、目標値としての意味合いが曖昧なものとなっている。

②実施結果

目標とするのであれば、当該目標値は諸施策による効果を積上げて導出し、また、その目標値は、実績値との比較を行い、諸施策の有効性を評価することができるよう、具体的な数値として示される必要がある。なお、県内の市町村レベルで見るとバラつきがあるのであれば、市町村レベルで具体的な目標値を定め、市町村レベルでの実績値と比較することが重要である。

(3) 食育推進フォーラムについて

①現状と課題

とやま食育運動推進事業費として、食育推進フォーラムを食育推進団体と連携して開催しており、平成 25 年度は、JA 富山県女性組織協議会に対して、400 千円を補助している。JA には講師謝礼の基準はなく、当該講師の他県における研修会と同じ 250 千円の謝礼を支払っている。

平成 25 年度の食育推進フォーラムは、JA 富山県女性組織協議会と共に開催され、JA 富山県女性組織協議会フレッシュミズ研修会における講演として位置付けられていた。一般にも公開されているものの、参加者 76 名のほとんどが JA 富山県女性組織協議会会員であり、JA の負担による開催も検討すべきであったと考える。

②実施結果

【意見 1】

JA の内部組織のことは JA に任せ、県は食育の幅広い県民運動の展開をする観点から、JA 以外の人も含めた食育を進めるべきと考える。

幅広い県民運動として食育の実践を推進していくためには、参加者に門戸が広く開かれている必要がある。受益者が特定の集団に限定されることのないよう、一般参加者の増加に向けた工夫が必要である。

2 6 次産業化モデル事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

農林漁業者等が主体となって、農山漁村地域に存する農林水産物や地域資源を有効に活用し、農林漁業（一次産業）と製造加工（二次産業）と販売・サービス（三次産業）との総合的かつ一体的な取組による新たな事業の創出を支援するとともに、農商工連携や地産地消等の取組も含めた 6 次産業化の推進により、農林漁業の発展と農山漁村地域の再生・活性化を図る。

② 事業の執行状況

・ 6 次産業化モデル育成事業

6 次産業化モデル育成事業は、農林漁業者が経営の多角化や収益性の向上を目指して行う 6 次産業化に向けた取組み（新商品開発、販路開拓、加工機材整備等）を支援するものである。（補助率：1/2 以内。補助上限額：1 事業当たり 2,500 千円。）（決算額：10,000 千円）

・ 6 次産業化ネットワーク活動推進事業費

6 次産業化ネットワーク活動推進事業費は、富山県農業会議が受託し、国の「6 次産業化ネットワーク活動推進交付金」を活用し、6 次産業化の一層の促進のため、農林漁業者への支援活動の強化に取り組むとともに関係団体等の活動を支援している。（決算額：2,392 千円）

・ 農商工連携ナビゲーション事業

事業化に必要な地域資源や加工技術等の情報を集積し、連携パートナーの検索が可能なホームページ「とやま農商工連携ナビ」の運営・管理をしている。（決算額：200 千円）

③ 予算及び決算額

（単位：円）

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	27,300,000	16,744,000	—	10,556,000
決算額	22,347,361	12,622,552	—	9,724,809

(2) 6 次産業化モデル育成事業について

① 現状と課題

6 次産業化モデル育成事業の採択要件は、次のいずれか高度な目標の達成が見込まれることとなっている。

- ・経営全体の売上高が、4 年後には 10%以上アップすること
- ・新たな部門の売上高が、4 年後には 500 万円以上になること

上記の売上の採択要件を満たさなかった場合については、定めがない。

6 次産業化モデル育成事業の平成 24 年度の補助先である、B と C については、売上目標に対して売上実績が伸びていない。

B は、平成 24 年度の経営全体の売上が 74,355 千円ある事業体であり、自家産コシヒカリと大豆を用いたこだわりの味噌の生産とにんにく味噌の新商品開発を行い、平成 24 年度売上 240 千円を 4 年後に 5,150 千円に増加させる計画である。(平成 24 年度補助額：1,802 千円)

C は、自家産の有機栽培米、農薬不使用大豆による味噌、麹、塩麹等の製造販売を行い、平成 24 年度売上 420 千円を 4 年後に 11,237 千円に増加させる計画である。(平成 24 年度補助額：1,223 千円)

補助後の売上実績は、B は平成 25 年度売上目標 2,575 千円に対して売上実績 599 千円、C は同 1,909 千円に対して 1,025 千円と、目標に対して実績が低い。B は、味噌にカビが発生したため、売上が伸びなかつた。そこで、B については、平成 26 年 1 月 9 日に 6 次産業化サポートセンターへの相談とプランナー派遣の要請を行っている。一方、C については、特に行っていない。

補助先の売上が計画に比して伸びていない場合について、補助金が 6 次産業化に取組む事業者の育成につながるように、売上目標を達成できるような指導が必要と考える。

(表) 6 次産業化モデル育成事業の補助金額、目標、実績（単位：千円）

補助先	補助 金額	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (目標) (a)	平成 25 年度 (実績) (b)	平成 25 年度 (差異) (b-a)
A	823	1,180	1,750	2,690	940
B	1,802	240	2,575	599	△1,976
C	1,223	420	1,909	1,025	△884
D	2,010	1,405	5,280	7,990	2,710
E	1,800	3,834	8,168	2,558	△5,610
F	2,250	0	2,000	1,860	△140

②実施結果

【意見 2】

補助先の売上が計画に比して伸びていない場合には、売上達成できるようには普及指導員がサポートセンターとの連携などにより指導・助言することが必要である。

また、補助の時点で 6 次産業化の計画の内容をよく見極めるとともに、補助後においては、選定先に対して適切な支援を行い、高付加価値化と収益性の向上を促進していくことが必要である。

(3)6 次産業化ネットワーク活動推進事業費について

①現状と課題

富山県農業会議は、平成 24 年度までの国の直接実施事業時の委託先であり、県経由の国補助事業への移行にあたっても事業の継続性確保の観点から、それまでの実績も踏まえて富山県農業会議を継続的にサポートセンターとして位置づけたものである。ただし、平成 25 年度については、国の直接実施事業から県経由事業への移行にあたり、国からの補助金交付決定通知が遅れたことにより、事業実施期間が 12 カ月から 6 カ月に短縮となったことから、事業計画に比較して実績が少ない状況になっており、プランナー等の派遣を通じた個別相談件数は計画 80 件に対し実績 22 件、個別相談会の参加人数は、計画 10 人に対し実績 0 人である。また、地域別のブロック会議が 1 度しか開かれておらず、1 か所では 1 度も開催されていない。

②実施結果

【意見 3】

6 次産業化ネットワーク活動推進事業費について、県は富山県農業会議に対して、「待ち」の姿勢ではなく、自ら働きかけることも含め、一層の積極的な取組みを求めるべきである。

(4)農商工連携ナビゲーション事業について

①現状と課題

6 次産業化モデル事業費の施策として、農商工連携ナビゲーション事業「とやま農商工連携ナビ」というホームページがある。

(<https://www.navi-toyama.jp/navi/eventslist/>)

これは、県内農商工事業者の連携のため、農-商工間のビジネスマッチングを図るためのホームページである。このホームページは、民間事業者にその制作・保守を委託するとともに、そのアクセス状況等に関するレポートも入手している。しかし、当該レポートに拠れば、「ページビュー数」のトータル数は 3,539 となっているが、具体的な各ページのビュー数は多くない（200 以下）。また、この結果を受けて、各ページへの誘導を向上させる施策は特に採っていない。

②実施結果

「事務局からのご案内」を含め、掲示したコンテンツのデータベース的側面もありアクセス数を重視していないことである。しかし、このホームページの設置意義からすれば、ポータル（入口）的な意味合いを持つトップページへのアクセスを更に増やすとともに、各ページへの誘導を効果的に図る必要がある。

また、現状では、利用者が能動的に本ホームページにアクセスしないと新たな情報が得られない。ビジネスニーズやシーズは適時適切に得られなければビジネスチャンスを逃がしてしまう可能性もある。このため、こうした情報発信はポータル設置者、すなわち県側が関連部門とも協力し積極的に行うべきであり、メールマガジンの提供や SNS の利用といったことも検討が必要である。

・農産食品課

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
卸売市場指導監督費	810,000	○		
食品産業振興事業費	6,304,000	○		
「越中とやま食の王国」づくり事業費	46,180,000			○
とやま地産地消推進事業費	15,894,000		3	
農産食品課所管事業共通事務費	384,000	○		
主要農作物対策推進事業費	555,000	○		
経営所得安定対策推進指導費	154,310,000			○
水田利活用推進県単独助成事業費	84,250,000			○
水田農業生産振興対策事業費	375,417,000		4	
水田農業生産振興対策事業費(繰越明許)	64,500,000			○
主要農産物優良種子対策費	1,014,000	○		
美味しい元気な富山米 21 事業費	6,088,000			○
麦大豆生産流通対策費	2,282,000			○
水田営農活性化対策事業費	46,825,000			○
富山県産農産物安全・安心確保対策支援事業費	12,000,000	○		
食糧管理推進事務費	383,000	○		
米麦販路拡張対策費	12,240,000		5	

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
米消費拡大推進事業費	385,000	○		
米粉用米需要拡大推進事業費	3,075,000			○
園芸振興対策事務費	3,078,000	○		
野菜価格安定事業費	21,315,000	○		
1億円産地づくり支援事業費	301,000,000		6	
花き球根振興対策費	8,700,000			○
園芸振興推進事業費	1,535,000	○		
とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業費	30,000,000		7	
花総合センター運営費	43,192,000			○
畜產物流通推進事業費	1,192,000	○		
畜產物安全性確保総合対策事業費	10,347,000	○		
食品安全確保総合対策事業費	4,611,000			○
食品研究所運営費	26,141,000	○		
食品研究所業務推進費	5,804,000	○		
県内産加工原料の特性評価試験費	1,891,000	○		
食品加工技術の改良開発に関する実用試験費	1,700,000	○		
加工食品用新素材開発試験費	2,200,000	○		
食品の保存流通技術の改良開発試験費	1,800,000	○		
先端技術開発試験費	3,000,000	○		

3 とやま地産地消推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

「地場産食材を活用した特別給食」の充実・強化、多様なニーズに対応した魅力ある品目の開発育成や販売機会の確保拡大、産地と消費者の相互理解等を一体的に推進し、地産地消活動の一層の展開を図る。

② 事業の執行状況

1) 元気とふれあいの学校給食づくり事業

- ・県推進事業

関係機関が一体となった全県的な意識啓発、運動の展開のため、県段階での推進体制を整備

- ・市町村補助

市町村地場産食材活用推進組織の運営、地場産食材を活用した特別給食の実施、拡大、生産者等と児童・生徒との交流地区数(52 地区)

2) 地産地消県民運動推進事業

- ・とやま地産地消県民会議の運営

- ・「とやまの旬」応援事業

地産地消に取り組む個人や企業等を応援団員として登録

地産地消県民交流フェアの開催

- ・県产品購入ポイント制度実施事業

- ・とやま地産地消表彰事業

③ 予算及び決算額

(単位 : 円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	15,894,000	15,894,000	—	—
決算額	14,338,117	14,338,117	—	—

(2) 地産地消県民交流フェアについて

① 現状と課題

消費者、生産者、食品製造業者など、幅広い分野の参加により、地産地消の大切さや、地元の農林水産業などについて理解を深め、県民ぐるみの地産地消運動を広げるため、本県が主催し、年 1 回地産地消県民交流フェアを開催している。

当該フェアでは、県産野菜や農産加工品を販売し、消費者と生産者の交流を促進するため農産物等直売会を開催し、また、地域資源活用・農商工連携事業で開発された新商品を紹介し、消費者と流通・販売業者との交流促進や販路開拓・活用拡大を図るため地域資源等新商品展示・販売会を開催し、県内各地から関係団体 28 団体が出店している。

出店数は把握しているが、出店ごとの販売額は把握していない。平成 26 年度から販売額を把握している。

②実施結果

地産地消県民交流フェアは、幅広い消費者の意見等を聞き、今後の販売、開発を改善するいい機会であり、また、出店者の販売額は直接的に農産物等の販売効果を図れる指標である。

交流フェアを単なるイベントに終わらせるのではなく、今後の農産物、地域資源等の販売につなげるような情報を消費者から得ることが重要である。

4 水田農業生産振興対策事業費

(1) 事業の概要

農業の生産性向上を図りつつ、需要の動向に即応し得る農業生産構造を確立するため、稲・麦・大豆等を中心とする水田作について、総合的な生産対策を実施する。

② 事業の執行状況

・ 事業費

競争力強化生産総合対策事業(国 1/2)等及び

転作条件整備特認事業(県単 1/2)

実施市町村数 : 11、実施事業主体数 : 16

・ 県推進事業費等(国 1/2、県 1/2)

③ 予算及び決算額

(単位 : 円)

区 分	合 計	内 訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	375,417,000	5,350,000	370,067,000	—
決算額	374,513,245	4,863,245	369,650,000	—

(2) 実施状況報告書の提出について

① 現状と課題

農業の生産性向上を図りつつ、需要の動向に即応し得る農業生産構造を確立するため、稲・麦・大豆等を中心とする水田作について、競争力強化生産総合対策を実施するものであり、国の事業である。事業実施主体は、事業の実施計画を作成し、市町村長を経由して知事に提出しその承認を受ける。県では実施計画についてヒアリングを実施している。整備事業の場合、事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書を作成し、翌年度の 6 月末まで知事に提出するものとされている。

また、事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行ない、その結果を市町村長に報告するものとされている。市町村長は、その内容を点検評価し、その結果を目標年度の翌年度の 8 月末までに知事に報告する。事業実施主体が目標年度の成果目標を達成できなかつた場合には、翌年度本県の補助金配分額が減額されるというペナルティがある。

平成 25 年度事業の実施状況報告書のうち JA 福光（国庫補助金：130,905 千円）及び JA なんと（国庫補助金：7,500 千円）の報告書については、平成 26 年 9 月末現在、達成率の計算方法に誤りが見受けられた。適正な内容に速やかに修正される必要がある。

②実施結果

【指摘 1】

事業実施主体は事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書を作成し、翌年度の 6 月末までに知事に提出するものとされている。県は報告のあった実施状況報告を点検し、成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合には速やかに指導する等の措置が必要なことから、事業実施主体には適切な実施状況報告書の提出を厳守させる必要がある。

5 米麦販路拡張対策費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

消費地における県産米麦の品質評価及び消費動向の調査等を行うことにより、安定した販路の確保を図るとともに、県産米の認知度及び評価を高めるため、県内外において各種情報媒体を利用し富山米のPR活動等を行う全国農業協同組合連合会富山県本部（以下「全農富山県本部」という。）の事業について援助指導する。

② 事業の執行状況

全農富山県本部が行う富山米ブランドアピール推進事業、富山米キャンペーン推進事業、とやま米ファンクラブ運営事業に対して、富山米ブランド力向上対策事業費補助金を交付している。

その中のとやま米ファンクラブ運営事業では、会員募集、会報誌作成、ホームページ運営、富山県産米の直送等を行っている。（決算額：1,258千円、予算額：2,382千円、県補助：1/3以内）

③ 予算及び決算額

（単位：円）

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	12,240,000	12,240,000	—	—
決算額	12,240,000	12,240,000	—	—

(2) とやま米ファンクラブについて

① 現状と課題

当該事業は平成 13 年度に開始され、全国の富山県にゆかりの方々を対象に「とやま米ファンクラブ」に加入してもらい、とやま米の販売を増やそうとしている。会員は、①富山県人会の会員、②富山県出身者、③富山米の爱好者で会員又は世話を人が推薦する者となっている。

県は、農業者の所得向上のため JA 組織と連携してとやま米のファンを増やし、ファンクラブ広報誌等で県の施策やその他特産品を PR する場として活用、とやま米にとどまらず、富山県のファンになって頂く取り組みは県が果たす役割と考えるとしている。

平成 25 年度は、パンフレットと申込みハガキを「富山県人」の購読者等へ 23,000 枚配布した結果、とやま米ファンクラブの会員数は 32 名増加したもの、既存会員の整理により前年と同数の 1,025 名となっている。

また、会員数には目標がないが、とやま米の販売を増やすことを目的としてとやま米ファンクラブを運営している以上、会員数の目標を持つべきと考える。

さらに、とやま米ファンクラブの年間の販売数量は 3,000 袋程度であり、平成 23 年度の 3,914 袋を最高に平成 25 年度は 3,358 袋と減少している。事業費決算額 1,258,260 円を販売数量 3,358 袋で除すと、1 袋当たり 374 円をかけて販売している計算になる。(注：1 袋 5～10kg、平成 25 年度の販売額は約 12,000 千円)

②実施結果

【意見 4】

とやま米ファンクラブについて、平成 25 年度はその会員数は増加しておらず、平成 24 年度以降はとやま米の販売数量は減少していることから、当該事業はとやま米の消費拡大にはつながっておらず、県が関わる理由に乏しいと考える。結果として、全農富山県本部の販売促進に補助しているにすぎない。

とやま米ファンクラブについて、全農富山県本部への補助を見直す必要がある。

(表) とやま米ファンクラブの会員数、申込実績推移 (単位：人、袋)

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
会員数	936	960	1,010	1,025	1,025
申込実績	3,502	3,610	3,914	3,598	3,358

6 1億円産地づくり支援事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

JA を中心に地域の農業者、営農組織が一体となって取り組む、1農協1億円規模の園芸産地づくりを支援し、地場産野菜等の供給拡大を推進する。

② 事業の執行状況

- ・ 1億円産地づくり戦略品目単収向上技術確立事業（補助率：県1/2以内）

戦略品目の単収向上を図るため、栽培技術の確立普及とモデル経営体の育成を支援
- ・ 1億円産地づくりマーケティングアドバイザー設置事業（補助率：県1/2以内）

戦略品目のマーケティングに際し、アドバイザーからの指導を受け
るための経費に対し支援
- ・ 1億円産地づくり条件整備事業（補助率：県1/3以内）

1億円産地づくりに必要な機械・施設の導入支援

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区 分	合 計	内 訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	301,000,000	45,500,000	222,500,000	33,000,000
決算額	32,407,571	32,407,571	—	—

(2) 1億円産地づくり条件整備事業について

1億円産地づくり条件整備事業は、JA が主体となり、地域の農業者や営農組織と一体となって取り組む販売金額1億円規模の大規模園芸産地づくりを支援し、地場産野菜等の供給拡大を促進する目的で、栽培管理機械・集出荷施設等の補助をするものである。(決算額：27,408千円)

事業は、農協整備タイプ、生産組織等整備タイプ及び全農とやま主導による広域産地形成タイプの3種類があり、以下のような採択要件がある。

(表) 1 億円産地づくり条件整備事業実施要領 別表

区分	事業実施主体	採択要件	県費補助上限
農協整備 タイプ	農協協同組合	・1 億円産地づくり戦略品目であること	10,000 千円/JA ※1 品目 1 回限り
生産組織等整備タイプ	生産出荷組織	・JA が 1 億円産地づくり条件整備事業を取り組んでいること ・1 億円産地づくり戦略品目で、拡大面積要件を満たすこと	6,000 千円 【拡大面積要件】 露地野菜 3ha 施設野菜 2 千m ² 果 樹 1ha
全農とやま主導による広域産地形成タイプ	全農とやま 生産出荷組織	・系統共販する広域産地形成品目（にんじん、ばれいしょ、にんにく）で、拡大面積要件を満たすこと ※ただし、にんじん、ばれいしょ、にんにくを戦略品目として選定していない JA 管内に限る	3,000 千円 【拡大面積要件】 露地野菜 1ha 施設野菜 1 千m ² 果 樹 0.3ha

(3) JA となみ野の「たまねぎ」の取組みについて

①現状と課題

JA となみ野では、国内の端境期（7～8 月）の出荷を目指し、平成 20 年秋から「たまねぎ」の作付けを推進し、平成 22 年度には、1 億円産地づくり戦略品目として、大規模産地づくりに取り組んできた。農地の大半が田であり、全国的に水田でのたまねぎ機械化一貫体系が確立されていなかったことや、生産者の大半が集落営農組織など大規模稻作経営体で、栽培経験がなかったことなどから、県（農林振興センター、園芸研究所等）や JA となみ野等からなる「たまねぎプロジェクトチーム」を結成し、技術改善を重ね、単収向上を図ってきた。

また、生産者が取組みやすいよう、たまねぎの選別・乾燥及び冷蔵貯蔵などの基幹施設は、すべて JA となみ野で整備した。この結果、平成 21 年の 24 経営体・8ha から平成 24 年には、98 経営体・60ha に拡大した。そして、単収、出荷量等も向上し、1 億円産地づくりに取り組み始め 4 年目で、販売金額 1 億円を達成し、平成 26 年度は、販売金額 2 億 3 千万円を見込む県内のモデル産地となっている。

たまねぎの生産販売の推移は、以下のとおりである。

(表) たまねぎの生産販売の推移

年度	生産者数 (戸・組織)	面積 (ha)	出荷量 (t)	販売額 (千円)
H21	24	8	125	9,500
H22	108	58	571	36,000
H23	118	63	930	40,000
H24	98	60	1,667	129,363
H25	93	53	1,760	127,690
H26(見込)	98	66	2,701	230,000

また、整備施設・機械の事業費 (JA となみ野のみ) は以下のとおりである。

(表) 整備施設・機械の事業費 (JA となみ野)

実施年度	事業名	整備施設・機械	事業費 (千円)	事業費 (千円)		
				国費	県費 ・市費	JA となみ野
H21	野菜自給力強化対策事業(県単)	播種プラント、移植機他	26,576	—	11,565	15,011
H21	国産原材料#アライチーン事業(国補)	処理加工施設、集出荷貯蔵施設、大型収穫機他	880,112	440,056	73,815	366,241
H22	とやまの園芸#アント#産地強化事業(県単)	育苗トレー、剪葉機	17,170	—	7,500	9,670
H23	1億円産地づくり条件整備事業(県単)	乾燥施設	47,000	—	15,000	32,000
H25	JA単独事業	乾燥施設、コンテナ	690,000	—	—	690,000
H25	強い農業づくり交付金(国補)	たまねぎ冷蔵施設	444,051	222,025	66,607	155,419
			合計	2,104,909	662,081	174,487
						1,268,341

一般的に農業は、資機材への初期投資や収穫が不安定なため、営農開始から 5 年間は収益の確保が困難とされる。

JA となみ野の「たまねぎ」の販売額が、早期に 1 億円に達している背景には、JA となみ野が国の補助等も利用しながら、JA となみ野自身が積極的に投資をしているからと言える。また、JA となみ野のたまねぎの他、1 億円産地づくり条件整備事業ではないが、米専作地帯における大規模施設園芸のモデル的導入として株式会社富山環境整備、富山県、富山市、JA あおばなど構成する「富山スマートアグリ次世代施設園芸拠点整備協議会」が国の助成を受けて、フルーツトマト及びトルコギキョウなどの廃棄物発電を活用する環境配慮型農業施設を整備している。

施設整備主体は民間企業であり、事業費 27 億 2 千万円のうち、国費は 17 億 6 千万円である。最先端技術と強固な販売力を融合させ、生産から調整・出荷までを一貫して行うとともに、地域資源エネルギーと ICT (情報通信技

術) を活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を実現する施設園芸の取り組みであり、フルーツトマトは年間生産量 505 t、年間販売額 5 億円、花きは年間生産量 143 万本、年間販売額 1 億 4 千万円を見込んでいる。

②実施結果

【意見 5】

水田率の高い本県にとって稻作から園芸作物への転換は重要な戦略の一つになる。戦略品目ごとに生産、収穫、集出荷、販売の形態が異なるが、JA となみ野の事例を分析し、他の品目に展開できるものについては積極的に指導することが必要である。

また、野菜生産等の初期投資が巨額になることを考えれば、富山スマートアグリ次世代施設園芸のように、民間の資金を積極的に活用、取り込み、県、市町村、JA 等と連携することが、大規模園芸を行う場合には必要であり、県も積極的に支援することが重要である。

(4)1 億円産地づくり条件整備事業の戦略品目について

①現状と課題

農協整備タイプ及び生産組織等整備タイプは補助対象作物が、JA の 1 億円産地づくり戦略品目であることが必要であり、15 地域の JA はそれぞれ戦略品目を選定している。

1 億円産地づくりは、1 農協で戦略品目を 1~2 品目選定し、目標年度を設け、戦略品目の販売金額を平成 21 年度より概ね 1 億円拡大することを目指すものである。戦略品目を 2 品目選定した JA は、2 品目合わせて概ね 1 億円の拡大を目指している。

15 地域の JA で、合わせて 15 戦略品目が選定されており、戦略品目の販売額推移は、次頁の表のとおりである。

順調に販売金額が増加している JA がある一方、販売金額、栽培面積が伸びない JA もあり、JA 間の取り組み格差が大きいことが伺える。

「(3)JA となみ野の「たまねぎ」の取組みについて」で述べたように早期に販売額 1 億円に達した JA がある一方、JA アルプスの「ねぎ」、JA 高岡の「軟弱野菜」及び JA 氷見市の「ねぎ」のように、平成 21 年及び平成 22 年度には販売額 1 億円を超えていたが、担い手の確保・天候の影響などの理由により、その後は低迷している JA もある。

また、JA 富山市の「ばれいしょ」、JA なんとの「にんにく」及び JA 福光の「ブロッコリー」と「アスパラガス」のように、平成 25 年度の実績が数

百万円程度の JA もある。JA 富山市のばれいしょ及び JA なんとのにんにくは平成 30 年度に 1 億円達成を目指としているが、平成 25 年度の販売実績額は、それぞれ 1,100 千円及び 4,820 千円であり、平成 30 年度目標達成率は 1.1% 及び 4.6% である。

(表) 戦略品目の販売額推移 (単位 : 百万円)

J A	戦略品目	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 目標	1 億円達成目標年次	目標販売金額
みな穂	さといも	4	5	8	7	8	12	H27	70
	もも	2	5	6	12	10	17	H27	40
黒部	ねぎ	18	22	21	28	43	43	H35	72
	にら	5	10	7	4	6	6	H35	30
うおづ	ばれいしょ	—	0	1	1	2	2	H30	24
	ねぎ	2	3	7	8	8	10	H30	77
アルプス	さといも	26	27	30	33	37	45	H26	98
	ねぎ	94	135	103	93	88	126	H26	180
あおば	にんじん	—	0	1	6	11	16	H35	100
富山市	ばれいしょ	—	0	1	0	1	4	H30	102
なのはな	ばれいしょ	—	0	1	1	1	2	H30	106
	軟弱野菜	33	33	26	30	47	45	H30	104
山田村	りんご	8	12	14	15	11	18	H40	100
いみず野	えだまめ	10	9	12	14	21	36	H30	97
	いちご	—	5	6	9	15	17	H30	19
高岡	軟弱野菜	119	100	93	84	81	89	H25	201
	にんじん	1	4	7	3	6	14	H25	11
氷見市	ねぎ	123	74	76	66	59	77	H30	224
いなば	はとむぎ	24	27	55	90	59	78	H27	105
となみ野	たまねぎ	10	36	40	129	128	158	H29	265
なんと	にんにく	0	1	2	6	5	5	H30	104
福光	ブロッコリー	1	1	1	1	3	5	H30	8
	アスパラガス	—	2	3	4	4	7	H30	27
合計		479	511	520	643	653	831		2,163

本県の農業生産は、稲作を中心として行われており、近年、生産調整の強化や米価の低迷等により、農業産出額が減少している。このことから、米生産を中心に園芸作物を組み合わせた複合経営は、本県の農家にとって重要であり、1 億円産地づくりの戦略品目の野菜販売も少しづつではあるが増加している。

しかし、今後、産地間競争の激化や就農者の高齢化が一層進行するなか、本県の野菜生産高を伸ばすとすれば、1 億円産地づくり戦略品目の中から、

あるいは別品目で、さらに全国レベルの大規模産地を目指す必要がある。野菜生産は本県だけでなく、他県も産地ブランド化を推進していることから、本県のブランドを絞り込み、重点的に推進し、これらをモデルとして、全体の底上げを図っていくことが必要である。

一方で、小規模でも安心・安全な産地、特色ある野菜作りを育成し、地産地消を推進することによって収益性の高い産地を目指すことが考えられる。各戦略品目の課題が明確になっている時期であることから、さらなる野菜生産の拡大を目指した指導が望まれる。

②実施結果

【意見 6】

平成 22 年から始まった 1 億円産地づくりであるが、平成 25 年度の実績で 1 億円を超えた品目もあれば、目標達成が難しい品目もあり、一様ではない。1 億円産地づくりの 4 年間の取組みで、各戦略品目の課題が明確になっており、それを踏まえた対策の推進が今後とも必要である。

(5) JA なんとの「にんにく」の植付機等への補助について

①現状と課題

JA なんとでは、平成 22 年度に、にんにくの植付機、歛立マルチ機及び収穫機を 5,000 千円の補助を得て導入している。にんにくの作付面積は目標の 11ha に対して 25 年度実績 3ha と 27% にとどまり、販売金額は平成 26 年度目標 80,900 千円に対して 4,820 千円と 6% にとどまっている。

補助金交付申請書の添付資料には、「生産者、栽培面積を拡大するために機械化による省力化を図ること、また、当産地に適した栽培方法の確立により単収を向上し、生産者の収入を増加させること。」とある。

にんにく機械の導入積算資料では、機械作業効率 80%、1 日の実作業率 80%、作業可能日数率 85% と高率な作業効率による積算を根拠として、植付機他を導入している。しかし、JA なんとの実際の作業は、にんにくの植付け時の種球転び防止のため、約半分が手植えで行われている。操業度は予定の 10% 程度である。

これは、既存の野菜専用機械の大半が畑地使用として開発されており、本県のように水田転換畑で使用した場合、畑地に比べ、土が細かく碎かれていないことや、作土が浅く小石が多いことなどから、機械の作業精度は極めて悪くなる。そのため、1) できるだけ乾きやすい場を選ぶこと、2) 作付前にあらかじめ額縁排水溝や弾丸暗渠を設置し、排水対策を徹底すること、3) 畑地仕様から水田仕様へ機械の一部を改良することなどの取り組みをして

いるものの、畑地での使用に比べ、精度は低いとのことである。補助金申請時においては、水田転換畑で使用した場合の機械の作業精度の低下は全く考慮されていない。

②実施結果

【意見 7】

1 億円産地づくり支援事業費で補助した機械について、既存の野菜専用機械が畑地使用として開発されており、本県のように水田転換畑で使用した場合、機械の作業精度は極めて悪くなることは、機械導入前においてもある程度判明していることである。導入時点において、機械の作業精度の低下を考慮するとともに、機械定植における種球転びの発生率を確認する必要がある。

(6) 条件整備事業実施状況報告書の提出について

①現状と課題

「1 億円産地づくり条件整備事業実施要領」において、事業実施主体に、「事業が完了した年度から 3 年間、各年度における対象作物の生産状況等について事業実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の 5 月末日までに市町村長を経由して知事に提出するものとする。」としている。

平成 25 年度の事業実施主体は、提出期限である平成 26 年 5 月末までに実施状況報告書を提出しているが、平成 23 年度及び平成 24 年度の事業実施主体の 4 主体（JA くろべ、JA いなば、JA となみ野、JA 福光）は平成 26 年 9 月末現在、事業実施状況報告書を提出していない。

②実施結果

【指摘 2】

JA から報告される 1 億円産地づくりの進捗状況とりまとめから、実施状況報告の未提出の事業実施主体について、平成 25 年度の栽培面積、出荷量、販売金額等実績を確認することはできる。しかし、「1 億円産地づくり条件整備事業実施要領」において、事業実施主体に実施状況報告を要求している以上、実施状況報告は要領どおり期限内に入手する必要がある。

(7) 条件整備事業実施状況報告書の提出期間について

①現状と課題

事業実施主体は、要領に従い、「事業が完了した年度から 3 年間、各年度における対象作物の生産状況等について事業実施状況報告書」を提出することになっている。

平成 22 年度事業実施分については、要領は平成 24 年度までの実績報告を

要求しており、3 年後の平成 25 年度に目標を達成していない場合は、追加で事業実施状況と目標達成に向けた今後の具体的な取り組みについて報告を求めている。

②実施結果

事業の採択基準として 5 年後の栽培面積拡大を要件としているのであれば、目標年度まで実施状況報告を提出させる必要があると考える。正式な書類として実施状況報告を事業実施主体に要求することによって、目標達成に対する責任感を醸成し、安易な計画により最終的に目標未達成となることを防止する効果がある。

(8) 条件整備事業実施要領の採択要件の記載について

①現状と課題

「1 億円産地づくり条件整備事業実施要領」の別表に 1 億円産地づくり条件整備事業の採択要件が記載されているが、「拡大面積要件」の達成目標年度は記載されていない。

一方、上記要領 様式第 1 号の「1 億円産地づくり条件整備事業実施計画書」の「対象作物の生産出荷の現状と目標」の記載上の注意において、「目標は事業実施年度から起算して 5 年後の数値を記入する。」とあり、要件である栽培面積の拡大は、現状と目標年度の増加面積を以って、採択要件に合致しているか判断している。

②実施結果

5 年後の栽培面積の拡大を事業の採択要件としているのであれば、実施計画書の記載上の注意欄ではなく、1 億円産地づくり条件整備事業実施要領に明確に記載する必要があると考える。

7 とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

県民の多様なニーズに対応するため、1億円産地づくり支援事業の対象とならない産地や品目において、生産拡大や組織化を図るとともに、経営の複合化による生産者数や産地の拡大を図るため、機械・施設の整備等を支援する。

② 事業の執行状況

とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業費（補助率：県 1/3 以内）

- ・パワーアップタイプ：2 地区
- ・チャレンジタイプ：12 地区

両タイプとも、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- ・生産目標や担い手育成目標等を明確にした産地ビジョンが策定されていること。
- ・1億円産地づくり条件整備事業に該当しない産地・品目であること。
- ・事業実施主体における目標年度の対象品目の栽培面積が、現状に対して概ね次表に掲げる面積以上増加することが見込まれること。

区分			拡大面積要件	標準事業費	県費の補助上限 (1/3 以内)
パワーアップタイプ	露地栽培	野菜	3.0ha	9,000～ 18,000 千円	6,000 千円
		花き・果樹	1.0ha		
チャレンジタイプ	施設園芸		2,000 m ²		3,000 千円
	露地栽培	野菜	1.0ha	3,000～ 9,000 千円	
		花き・果樹	0.3ha		
	施設園芸		1,000 m ²		

③ 予算及び決算額

（単位：円）

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	30,000,000	30,000,000	—	—
決算額	29,650,000	29,650,000	—	—

(2) 目標達成状況について

① 現状と課題

とやまの園芸ブランド産地強化事業（平成 24 年度まで）は、県内園芸作物の生産拡大を図るため、主穀作農家等への園芸作物の導入による新たな担い手の育成・確保や既存産地における生産基盤の強化等、頑張る・意欲ある

園芸生産者の栽培用機械施設の導入等に対して支援する事業である。とやまの園芸ブランド产地強化事業の採択要件は、①作付面積の拡大、もしくは②単収の向上により生産拡大を図ることとしている。平成 25 年度に事業採択要件を見直し、「とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業」として面積拡大を重点化しているが、基本的な考え方は変わっていない。目標年度である事業実施年度の 3 年後に対象品目の栽培面積の増加、または、出荷量が現状に対して概ね 10%以上増加することを要件としている。

平成 23 年度に条件整備事業を実施した事業実施主体で目標年度である平成 25 年に要件達成できたのは、全国タイプで 5 件中 1 件、地産地消タイプで 10 件中 4 件である。一方、事業実施前年度より目標年度である平成 25 年度の実績栽培面積が減少した事業実施主体は、以下のとおりである。

(表) 平成 23 年度事業実施のうち、事業実施前より目標年度である平成 25 年度の実績栽培面積、出荷量及び販売金額が減少した先

事 業 タ イ プ	事 業 実 施 主 体	区分	対象品 目	H22 事業実施前年度			H25 目標年度実績値		
				栽培 面積 (ha)	出荷量(t, 千本, 千球)	販売 金額 (千円)	栽培 面積 (ha)	出荷量 (t, 千本, 千球)	販売 金額 (千円)
全国	A	花き	チューリップ 切花	1.6	1,022	59,991	1.1	724	45,000
全国	B	野菜	大かぶ	5.0	125	5,000	3.0	80	3,300
地産 地消	C	野菜	白ねぎ	4.5	63	19,125	3.3	30	9,123

また、平成 24 年度事業実施のうち、事業実施前より平成 25 年度（2 年目）の栽培面積、出荷量及び販売金額が減少した事業実施主体は、以下のとおりである。

(表) 平成 24 年度事業実施のうち、事業実施前より平成 25 年度の栽培面積、出荷量及び販売金額が減少した先

事 業 タ イ プ	事 業 実 施 主 体	区分	対象品目	H23 事業実施前年度			H25 事業実施 2 年目			H25 栽培面積目 標達成率	
				栽培 面積 (ha)	出荷量 (t, 千本, 千球)	販売 金額 (千円)	栽培 面積 (ha)	出荷量 (t, 千本, 千球)	販売 金額 (千円)	H26 目標 栽培面積 (ha)	H25 目標達成率 (%)
全国	A	野菜	入善ジヤンボ西瓜	6.2	275	46,670	5.2	216	42,252	7.2	72.2
全国	B	野菜	こまつな	5.3	74	29,970	3.4	42	19,549	7.1	47.9
全国	C	野菜	白ねぎ	6.2	248	66,712	4.5	157	49,926	7.5	60.0
地産 地消	D	野菜	白ねぎ	15.2	285	86,070	12.0	200	60,000	17.0	70.6
地産 地消	E	果樹	ウメ	1.2	4	572	0.7	1	336	1.2	58.3
地産 地消	F	野菜	とまと等	1.1	0	335	0.1	0	184	5.3	18.9

上記の 6 事業実施主体は、事業実施前より、目標年度及び事業実施 2 年目に栽培面積が減少している。

事業の採択に栽培面積の拡大を要件としているにもかかわらず、このように事業実施年度前より事業実施後の栽培面積が減少している状況は、そもそも機械設置等の導入自体不要であったということであり、実施計画書の栽培計画の信憑性に関わるものである。

②実施結果

【意見 8】

事業採択検討時、栽培計画の妥当性及び実現可能性について、十分な検討が必要である。野菜等園芸作物の生産は成果が出るまでには数年がかかると思われるが、少なくとも、事業実施の翌年に栽培面積が減少するような状況にならないよう実施事業主体を指導することが重要である。

(3) 事業実施計画書の記載について

①現状と課題

事業実施主体である呉羽地区果樹組合連合会は、平成 25 年度とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業のチャレンジタイプ事業を申請した。

呉羽地区果樹組合連合会の事業実施主体の「平成 25 年度とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業実施計画書」の「対象作物の生産出荷の現状と目標」及び「条件整備事業実施計画」は、以下のとおりである。

(表) とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業対象作物の生産出荷の現状と目標

	対象作物名	生産者数(戸)	栽培面積(ha)	10a 当たり収量(kg/10a)	出荷量(t)	平均単価(円/kg)	販売金額(千円)
現状(H24 年)	日本なし	249	143	1,468	2,099	313.0	656,987
目標(H27 年)	日本なし	249	144	1,647	2,372	323.0	766,156
増加量	-	0	1	179	273	10	109,169
増加割合	-	100	101	112	113	103	117

(表) 条件整備事業実施計画

導入施設・機械名	構造・規格・能力等	受益			事業費(千円)	負担区分		
		戸数(戸)	面積(ha)	処理量(t)		県費(千円)	市町村費(千円)	事業主体(千円)
アレバフ [®] 冷蔵庫(据付工事込み)	4 坪	249	143	2.5 (250 箱/10kg)	1,420	473	237	710

事業実施主体の対象作物は、「日本なし」であり、流通販売面において、富山県内では「呉羽梨」は地場産ということもあり宅配需要等を中心とした

ブランドイメージが高く、「幸水」では有利な販売がなされているが、「豊水」、「新高」と販売が遅い品種になるほど知名度が低下してきているのが現状である。また、新たなブランド化を進めている新品種「あきづき」についても知名度がまだ低く、生産量の増加に対する販売力がまだ弱いのが課題となっている。

呉羽梨産地は、幸水に偏った品種構成となっており、労力が集中するため、扱い手の規模拡大を妨げるとともに品質低下の要因となっている。このため、「あきづき」など新品種や「幸水」以外の既存品種（豊水、新高）の知名度の向上と販売力を強化し、品種構成の改善による規模拡大を図る必要があり、また、当該事業の採択要件は、果樹のチャレンジタイプでは拡大面積要件が 0.3ha 以上であり、今回の計画は 1.0ha の栽培面積拡大を目標としていることから、販売促進施設の整備に対して補助することとした。

補助対象施設は、対象作物の「日本なし」の一部の品種である「あきづき」「新高」「新興」に対する冷蔵貯蔵庫である。当該施設の処理量は、2.5t と「日本なし」全体の 0.1%（平成 27 年度目標 2,372t）に過ぎない。

しかし、事業実施計画書は、補助対象の一部の品種に対する計画ではなく、主力品種である「幸水」を含めた「日本なし」全体を記載している。「幸水」以外の品種の知名度向上や販路拡大は、産地全体の生産拡大に結び付くとして、呉羽梨産地全体の「日本なし」の栽培面積、販売金額等を記載し、事業申請している。

事前の事業ヒアリングで作付面積や販売金額の目標値（増加計画額）、施設の規模の積算根拠等を検討している。事業内容については、プレハブ冷蔵庫の導入は、梨販売額に比べ少額の投資ではあるものの、需要が掘り起こされれば全体の生産拡大に発展し、その効果は十分みられると判断している。

②実施結果

【意見 9】

作付面積、販売金額の目標値（増加計画額）は補助対象施設には直接影響のない「幸水」も含めた「日本なし」全体の数値で判断するのではなく、補助対象施設導入による一部の品種（「あきづき」「新高」「新興」）の作付面積増加、販売増加額によって判断する必要がある。

（4）販売施設設備に対する補助について

①現状と課題

とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業は、①栽培管理機械、②収穫調整用機械、③園地整備・客土・改植、④優良種苗、⑤加工用機械、⑥その他知事が特

に必要と認めたもの、に係る条件整備事業に対して補助を行うものである。

呉羽地区果樹組合連合会が導入した施設は、販売用の貯蔵のためのプレハブ冷蔵庫であり販売促進施設であるため、①から⑤には該当せず、⑥「その他知事が特に必要と認めたもの」として補助対象とした。

農産物の集出荷施設や直売施設が整備できる国の補助事業はあるが、保冷庫（プレハブ冷蔵庫）のみの導入は対象とならず、他の県単独事業でも補助対象外であることから、当該県単独事業で支援しているものである。

②実施結果

呉羽梨産地などの既存の産地と新規で園芸に取り組む事業主体では、その課題が異なると思われる。既存の産地は担い手の育成、販売促進に重点があり、新規事業主体では栽培管理等機械導入、栽培技術、単収向上に重点がある。このような段階に応じた支援の体系が必要である。

野菜等園芸作物は生産から販売までの体制づくりが重要であり、販売量が増加すれば生産量も増加する好循環となることを考えれば、販売施設設備に対して対象を拡大することの検討が望まれる。

（5）事業実施要領の採択要件の記載について

①現状と課題

「とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業実施要領」も「1億円産地づくり条件整備事業実施要領」と同様、実施要領の別表にとやまの園芸規模拡大チャレンジ事業の採択要件が記載されているが、「拡大面積要件」の達成目標年度は記載されていない。

一方、上記要領 様式第1号の「とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業実施計画書」の「対象作物の生産出荷の現状と目標」の記載上の注意において、「目標は事業実施年度から2年後とする。」とあり、要件である栽培面積の拡大は、現状と目標年度の増加面積を以って、採択要件に合致しているか判断している。

②実施結果

3年後の栽培面積の拡大を事業の採択要件としているのであれば、実施計画書の記載上の注意欄ではなく、とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業実施要領に明確に記載する必要があると考える。

・農業経営課

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
農業委員会等指導費	103,274,000			○
農地流動化促進対策事業費	275,584,000		8	
農業振興地域等整備促進費	239,000	○		
農地保有合理化促進事業費	155,610,000		9	
農業制度資金等対策費	34,840,000	○		
農業制度資金等業務費	2,809,000	○		
就農支援資金特別会計繰出金	17,880,000	○		
農業信用保証制度円滑化対策費	792,000	○		
経営体育成支援事業費	181,843,000			○
担い手育成・規模拡大推進事業費	44,722,000			○
生産調整担い手育成推進事業費	20,729,000		10	
中山間地域等営農支援ステーション設置事業	7,500,000			○
法人経営育成強化対策事業費	41,437,000			○
青年農業士育成事業費	512,000			○
農業担い手育成推進事務費	3,039,000			○
農業後継者育成確保対策検討調査費	2,500,000			○
とやま農業未来塾事業費	11,470,000			○

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
新規担い手確保総合対策強化事業費	86,240,000		11	
就農者緊急育成事業費（緊急雇用創出基金事業）	3,319,000		○	
とやま農業スクール協議会運営事業費（緊急雇用創出基金事業）	3,856,000		○	
農地中間管理事業支援基金造成事業費（事故繰越）	504,034,000	○		
農業協同組合等育成指導費	11,392,000		12	
農業団体等指導検査費	2,361,000	○		
農協検査高度化推進事業費	3,543,000	○		
水稻・大豆病害虫防除指導費	1,500,000	○		
園芸施設共済強化対策事業	800,000	○		
農地等利用調整事業費	2,144,000	○		
【特別会計】農業改良資金貸付金	35,559,000	○		
【特別会計】新規就農支援資金貸付金	112,117,000			○
【特別会計】就農支援資金等業務費	880,000	○		

8 農地流動化促進対策事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

農地流動化推進体制の整備、集落における農地利用調整の促進、認定農業者への農地の集積等、農地流動化施策の総合的な推進を行う。

② 事業の執行状況

農地集積推進事業（国定額）

- ・担い手への農地集積を促進するため、市町村が行う人・農地プランの作成及び見直しに対し補助した。

実施地区：15 市町村

補助金額：4,972 千円

- ・人・農地プランに基づく農地集積に協力する出し手農家への市町村の農地集積協力金の交付に対して補助した。

実施地区：14 市町

補助金額：241,475 千円

③ 予算及び決算額

（単位：円）

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	275,584,000	5,105,000	270,479,000	—
決算額	252,320,031	4,214,500	248,014,781	90,750

(2) 「人・農地プラン」の活用について

① 現状と課題

本県は、経営体への農地の集積が 5 割弱と進んでいるが、集積が鈍化している。法人経営体は 433 法人（経営体のうち法人が占める割合全国 3 位）、経営体のうち 30ha 以上の経営体の割合は全国 3 位と大規模化が進んでいる。

平成 26 年度より、農地中間管理機構が、農地の出し手から農地をいったん預かり、中間保有をしながら利用権の再配分を繰り返し、多数の地権者の農地を少数の受け手がまとめて利用できるようにする制度となっている。

このような農地活用の促進には、「人・農地プラン」が重要となっている。「人・農地プラン」は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」を地域で話し合って解決し、就農者の増加、農地の集積を目標に取り組んでいくために作成するもので、「人・農地プラン」の作成に対して補助をしている。平成 25 年度は、15 市町村に対して 4,972 千円補助している。

「人・農地プラン」を農地の集積・集約に活用するには、このプランで地域の担い手や農地の出し手、農地中間管理機構の活用方針などを決めるだけでなく、その内容をその後の実情に応じて、定期的に見直すための話し合いを継続する必要があり、さらに、どの出し手のどの農地をどの担い手に貸借していくのかといったことまで、地域内で話し合える状況をつくりだしていくことが必要となる。たとえば高岡地区では、「人・農地プラン」を 23 地区で策定しているが、こうした積極的な話し合いにより、農地の集積・集約に活用しているのは、中田地区のみである。他の地区においても、「人・農地プラン」を活用して担い手の経営効率アップを図るよう、中田地区を参考にする必要がある。

人・農地プランに基づく農地集積に協力する出し手農家への市町村の農地集積協力金の交付に対して、県は経営転換協力金として補助している。平成 25 年度の経営転換協力金は 239,200 千円（533 戸、436ha）である。経営転換協力金については、農地を把握したうえで経営転換する必要があるが、たとえば「掛畠・上黒瀬地区」では、中山間地の所有者不明の土地が弊害となっており、現在、農地法の現況主義に基づき、既に山林や原野になっている農地を非農地に仕分けすることで取組を進めている。今後、中山間地域の農地集積を進めるために、こうした問題について農業委員会と連携して取り組む必要がある。

②実施結果

【意見 10】

「人・農地プラン」を活用して、農地の集積・集約化をどのように進めるか地域が話し合い、担い手の経営効率アップを図るよう、中田地区を参考にする必要がある。

また、所有者不明の土地により、経営転換協力金の受給が困難になり、中山間地の農地の集積・集約化の弊害となるような事例が生じないよう、農業委員会との連携を図り、協力して取り組む必要がある。

9 農地保有合理化促進事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

農地保有合理化法人が行う、農地の売買、貸借等の経費を補助し、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する。

② 事業の執行状況

農地保有合理化法人が、農地の売買、貸借等により認定農業者等へ農地を集積する取組みを支援した。

事業実施主体：公益社団法人富山県農林水産公社
(以下「農林水産公社」という。)

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	155, 610, 000	5, 920, 000	1, 940, 000	147, 750, 000
決算額	155, 586, 000	5, 908, 000	1, 928, 000	147, 750, 000

(2) 貸付農用地の賃貸料の入金管理について

① 現状と課題

農地保有合理化事業は、離農農家や規模縮小農家等から農地保有合理化法人が農地を買入れまたは借り入れ、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に対して、農地を効率的に利用できるよう調整した上で、農地の売渡し又は貸付を行う事業である。

農地保有合理化法人は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農地保有合理化事業を行う主体として位置付けられた法人をいい、本県では農林水産公社がこれに該当する。

農地売買等事業には、農用地等売買事業と農用地等の借入れ及び貸付けを行う農用地等賃貸事業がある。平成 25 年度の農用地等売買事業の実績は以下のとおりである。

(表) 農用地等売買事業の実績（平成 25 年度）

区分	前年度保有	買入	売渡	年度末保有
件数(件)	14	16	24	2
面積(アヘクタ)	64	84	133	16
価額(千円)	35, 435	49, 018	74, 124	11, 062

平成 25 年度買入農地は遅滞なく売渡されており、年度末保有の 2 件は平成 26 年 4 月に売渡済みであり、買入農地で滞留しているものはない。また、農用地等賃貸事業で平成 25 年度利用権設定している農用地の出し手農家は 789 名であり、受け手農家は 497 名である。

農用地の賃借については、農林水産公社が定める「農地保有合理化事業の実施に関する規程」及び「公益社団法人富山県農林水産公社 農地保有合理化事業等実施要領」に基づいて業務が実施されている。

農林水産公社が貸付けた農用地の賃貸料の徴収は、毎年 11 月 20 日に金融機関の口座振替により行われ、残高不足により引落しができなかつた賃貸料については督促のうえ、納入通知書により入金されている。例外的に現金での納付が 1 件あり（A 農業合同会社： 11 件、1,423 千円）、現金納付による徴収の決裁を受けている。賃貸料は 12 月 16 日に先日付小切手を受領しており、入金日までの延滞期間については上記実施要領に基づき、延滞金を徴収しており手続的に特に問題はない。

②実施結果

農地保有合理化事業は、平成 26 年度からは「農地中間管理事業」及び「農地中間管理機構が行う特例事業」として実施されることになる。ただし、農地保有合理化事業により平成 25 年度に設定した賃貸借期間は最長で 10 年のため、平成 35 年 9 月まで賃貸借は継続することになる。賃借人から入金がなかつた場合でも、農地の出し手には農林水産公社は賃貸料を支払わなければならぬいため、今後入金が滞留するような場合には、留意が必要である。

また、農用地等を借り入れて扱い手等に貸付ける事業は、新たに制定された「農地中間管理事業」として実施されるが、農林水産公社が農地中間管理機構として、農地保有合理化事業と同様に小作料の支払いと農用地賃貸料の徴収を行うことになる。こちらも入金管理には十分留意が必要である。

10 生産調整担い手育成推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

生産調整の大幅な拡大に対応するため、担い手を中心に基幹作物である大豆での生産調整を実施するため、大豆コンバインの導入を支援し、大豆を中心とした生産性の高い土地利用体系の確立に資する。

② 事業の執行状況

担い手による大豆生産を拡大するために必要な大豆コンバインの導入を支援した。

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	20,729,000	20,729,000	—	—
決算額	20,729,000	20,729,000	—	—

(2) 事業実施計画書について

① 現状と課題

水田汎用化整備は、水田においても水稻以外の大麦や大豆、園芸作物等の栽培も可能となるよう、排水機能の向上や耕土補給等の整備を行っているものである。

農地面積 59,300ha のうち、約 32,000ha をコメ以外の園芸作物の生産が可能となる汎用化水田として整備してきているが、コメ以外の園芸作物の生産は 10,000ha 弱であり、園芸作物の導入は少ない。なお、水田汎用化面積の内訳としての作物別の面積は把握されていない。

その結果、農業産出額に占める野菜の割合は 7.3% であり、全国平均 25.9% を大きく下回っている。本県の食糧自給率は 77% であるが、米の自給率の高さに拠ったものであり、野菜の自給率は 20% に過ぎない。

(表) 県内の稲作以外の作付 (単位 : ha)

	平成 10 年度	平成 24 年度
県全体水田	58,300	56,800
水稻	41,000	39,000
大麦	833	3,210
大豆	5,100	4,670
たまねぎ	28	96
水田汎用化面積	29,960ha (H11)	31,367

県内の大麦・大豆・園芸作物等の稲作以外の作付けは増加傾向にはあるものの、水田汎用化面積に比して、コメ以外の作物生産は少ない。大豆などは減少傾向にある。

生産調整担い手育成推進事業は、生産調整面積の大幅な拡大に対応するため、担い手を中心に基幹作物である大豆での生産調整を実施するため、大豆コンバインの導入を支援することにより、大豆を中心とした生産性の高い土地利用体系の確立を図ることを目的としている。生産調整面積の拡大に対応するため、市町村が、担い手による大豆生産の拡大に必要な大豆コンバインの導入経費に対し補助した場合において、当該市町村に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものであり、大豆の栽培面積を事業開始 4 年目（3 年後）までに 6 ha 以上拡大することを採択要件としている。

当該事業は平成 23 年度から実施され、平成 23 年度の補助事業対象者 26 地区の大豆栽培面積の推移は、以下のとおりである。

（表）平成 23 年度の補助事業対象者の大豆作付面積推移 （単位：ha）

全 26 地区	H22 年度	H23 年度 (1 年目)	H24 年度 (2 年目)	H25 年度 (3 年目)	H26 年度 (目標)
大豆栽培面積	505	576	546	574	682

事業実施年度である平成 23 年度で栽培面積は拡大するが、平成 25 年度まで栽培面積は横ばいであり、全 26 地区のうち、7 地区は事業実施前年度より平成 25 年度の栽培面積が減少しており、なかでも JA 福光の平成 25 年度の実績は、以下のとおりである。

（表）JA 福光の作付面積の推移 （単位：ha）

地区	事業実施主体	H22 事業実施前年度	H23 事業実施年度	H24 実績 (2 年目)	H25 実績 (3 年目)	H26 目標 (4 年目)
石黒	JA 福光	25.4	43.2	26.7	23.2	33.7
山田	JA 福光	47.5	50.7	48.0	40.8	54.0
東太美	JA 福光	13.9	15.1	11.2	16.3	20.0

事業実施年度は作付面積が拡大しているが、2 年目、3 年目と作付面積が減少し、平成 25 年度には事業実施前年度より作付面積が減少している。JA 福光の栽培面積が減少しているのは、水田の転用のため耕作地の水引きが悪く、水分検査を通らないからである。

また、本県全体で見ても、大豆の作付面積は下記のとおり、年々減少しており、10a 当たり収量、収穫量は年度によって変動し、安定しないことが伺える。作付面積の減少と同時に補助事業実施主体も平成 23 年度は 26 地区だったのが、平成 24 年度は 16 地区、平成 25 年度は 10 地区と減少している。

(表) 富山県全体の大豆の作付面積、10a当たり収量及び収穫量の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
作付面積(ha)	5,390	5,350	5,080	4,890	4,910	4,670	4,460
10a 当たり収量 (kg/10a)	128	168	169	140	141	183	146
収穫量(t)	6,900	8,990	8,590	6,850	6,920	8,550	6,510

作付面積が増加しない主な要因としては、大豆は何年も同じ土地を使うと地力が低下する連作障害が発生するため、栽培区画を変更する必要があること、また、土に水分が多いと収量、品質が落ちることから、水田からの転作で大豆を生産する場合、水田土壤では栽培条件が悪いことがある。

②実施結果

【意見 11】

この事業は、平成 23 年度から実施しており、事業実施年度は栽培面積が拡大したものの、その後減少する地区もあり、JA 福光では、水田土壤で栽培条件が悪く、栽培面積が事業実施前より減少している地区も出てきており、事業実施計画の検討が不十分であったと言わざるを得ない。事業実施時には、事業実施計画書の作付計画の実現可能性を十分に検討する必要がある。

11 新規担い手確保総合対策強化事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

県、市町村及び農業団体が一体となって、新規担い手の確保対策を総合的に実施し、若者等が意欲を持って就農できるよう条件整備をし、本県農業を担う優れた農業者を育成確保する。

② 事業の執行状況

1) 新規担い手育成確保推進事業費

(富山青年農業者等育成センター設置事業(県単))

青年農業者等育成センターを設置し、就農希望者個々の実情に即した就農相談活動等により円滑な就農を支援した。(補助金 : 9,420 千円)

事業実施 : 公益社団法人富山県農林水産公社(以下「農林水産公社」という。)

相談件数 : 延べ 146 件

2) 新規担い手就農準備支援事業 (就農研修支援事業(県単))

就農支援資金を借り受けた先進農家等で技術取得のための長期実践研修を実施し、県内に就農した者に対して、円滑な就農を支援するための償還助成を行った。(補助金 : 1,520 千円)

3) 新規担い手規模拡大支援事業費 (県単)

認定就農者の経営開始時における営農に必要な農業機械及び施設導入経費に対して助成し、就農の円滑化を図った。(補助金 : 10,158 千円)

4) 新規就農総合支援事業費 (国 10/10)

青年層の新規就農者確報のため、先進農家等での研修を受ける就農希望者及び就農時の年齢が原則 45 歳未満の独立・自営就農者に対して青年就農給付金を交付した。

③ 予算及び決算額

(単位 : 円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	86,240,000	21,140,000	—	65,100,000
決算額	86,240,000	21,140,000	—	65,100,000

(2)新規担い手育成確保推進事業費の予算管理について

①現状と課題

本事業において予算額と決算額が同額であった理由を農林水産公社に質問したところ、支出額が予算額を超過する場合は、超過分について、公社の農業部門の全体予算から支出することになるため、結果的に予算額と決算額が同額となっている。

この方法では事業に関連した支出の総額を把握することができない。支出額が予算を超過したことが就農支援相談会への参加者の増加など正当な理由に基づくのであれば、むしろ翌年度以降の予算を増やす必要があり、そのためにも支出額の総額を把握する必要がある。

②実施結果

事業に関連した支出についてはその総額を把握するべきであり、予算を超過した場合においても、その超過分を事業に結び付けて管理できるような仕組み作りが必要と考える。

(3)新規担い手育成確保推進事業の就農相談について

①現状と課題

就農相談の開催については、農林水産公社のホームページや資料の配賦などを通じて周知している。なお、平成 25 年度は就農相談資料を 1,000 部作成し、各市町村や公共施設に設置した。しかし、就農相談の参加者からは就農相談の開催をどのようにして知ったかについての情報を入手しておらず、資料の配賦が周知のために効果的であったか否かの判断ができない。

②実施結果

就農相談の開催を周知する手段としてどの媒体が有効であったかを確認するためには、就農相談の参加者から就農相談会をどのようにして知ったかについて情報を入手する事が必要である。その情報を分析した上で、有効な媒体により予算を割くように努める必要がある。

(4)新規担い手就農準備支援事業の補助対象について

①現状と課題

償還助成のための補助金交付手続に際し、県は長期実践研修の従事者が就農支援資金を借り受けた当時の研修終了報告書に添付された経費実績の写しの提出を受けている。研修従事者は経費実績として報告した経費の全額に対し就農支援資金を借り受けているが、経費の中にはパソコン購入代

金(2名分、250千円)や補給したガソリン代(2名分、280千円)、電話料・通信料(2名分、203千円)などが含まれていた。これらは研修のために必要な経費とされていることから、補助金の対象となっている。

②実施結果

【意見 12】

全額を研修費用と考えることが困難なガソリン代等は、合理的な割合や目的地までの距離数などに基づいて算出した金額のみを補助金の対象とする必要があると考える。また、パソコン代や電話料・通信料等が研修費用として補助対象となっており、補助対象の再検討が必要である。

(5)新規就農総合支援事業の給付要件について

①現状と課題

「富山県青年就農給付金事業費補助金交付要領」によれば、給付対象者の前年の総所得(給付金を除く)が2,500千円以上であった場合には給付金の給付を停止するとされている。しかし、給付金1,500千円(夫婦の場合は2,250千円)の給付が一挙に停止されるような措置は、就農者が所得を増加させるために行った努力に対する配慮に欠けているとともに、所得を2,500千円以上に増やそうとする意欲を失わせる可能性もある。

②実施結果

新規就農総合支援事業において、総所得が2,500千円以上であった場合に給付の全額が停止となるような措置は、国の制度に基づいて行われているものであり、県がこれを直接に改正することができないことは理解できる。

しかし、県が就農を促進し就農者の所得を増やす方針を掲げている以上は、総所得が2,500千円以上となった場合においても、一定限度までは給付が段階的に減るような緩和措置を独自に設けることが望まれる。

12 農業協同組合等育成指導費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

農協の経営基盤の強化と内部管理体制の充実により農協の健全な育成を図るとともに、農協の行う営農指導事業の充実・強化を図る。

② 事業の執行状況

1) 農協経営管理力向上対策事業

- ・農協の経営管理力を向上させるため、農協合併の推進、農協経営指導等に要する経費に予算の範囲内で助成するもの
- ・農協合併の推進活動、農協経営管理の指導・研修、信用担当職員資質向上研修、農協法務・財務のコンサルティング、監査機能強化研修等

2) 農協営農指導事業強化事業

- ・農協が行う営農指導事業の強化に要する経費を市町村が補助する場合、予算の範囲内において、市町村に補助金を交付

③ 予算及び決算額

(単位:円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	11,392,000	11,392,000	—	—
決算額	11,392,000	11,392,000	—	—

(2) 農協経営管理力向上対策事業の研修会場費等について

① 現状と課題

農協経営管理力向上対策事業は、農業協同組合の経営基盤の強化と内部管理体制の充実を図り、農民の協同組織の健全な育成に資するため、農協の指導機関である富山県農業協同組合中央会（以下「県農協中央会」という。）が行う農協合併推進、農協経営指導等に係る事業に要する経費に対し、補助をするものである。

農協経営管理力向上対策事業のうち、農協経営指導事業、農協監査機能育成強化事業、信用事業担当職員資質向上対策事業の研修は、県農協中央会が所有する富山県農業総合研修所（以下「農業総合研修所」という。）でほとんど実施されている。補助事業に要した経費 9,041 千円のうち、農業総合研修所を利用した研修会場費は 1,050 千円（会場費 1,297 千円）であり、県が経費の 2 分の 1 以内で予算に定める額である 4,000 千円を補助している。

たとえば、平成 25 年 7 月 1 日、2 日に実施された「新任理事研修会」の農協経営指導事業の補助事業経費 154 千円の内訳は、以下のとおりとなっている。

(表) 「新任理事研修会」の農協経営指導事業の補助事業経費の内訳

支出先	項目	内訳	金額（円）
研修所	会場費（研修室）		36,600
	資料・テキスト代		125,610
	内訳：テキスト代	44,000	
	資料費	14,490	
	コピー機使用料	67,120	
	合計（税込）		162,210
	合計（税抜）		154,486

上記のうち、研修に使用した会場費・コピー機使用料の請求書は、農業総合研修所が県農協中央会に発行し、これに基づき県農協中央会は新任理事研修会の費用として教育研修費に計上して支出している（一般会計）。

一方、農業総合研修所は、県農協中央会の別会計に計上して収入している（特別会計）。これは、農業総合研修所は、県農協中央会以外の団体や県の負担、協力を得て運営しているためである（運営委員会を設置し決算等審議）。また、コピー機使用料は実費負担であるが、会場費は運営費の一部を使用者が負担するものである。

農業総合研修所の運営費は、利用料収入を除いた分を県農協中央会や県等が所定の割合で負担することとしており、その構成員である県農協中央会や県が使用する場合も、会場費は使用状況に応じて定められた利用料金を負担すべきと考えられる。

②実施結果

【意見 13】

農協経営指導等の研修会場費は、県農協中央会が農業総合研修所を使用して研修を実施するものであり、その利用料金は、県農協中央会が使用状況に応じて負担すべきものであり、補助の対象として県が負担すべき内容であるか検討が必要である。

（3）農協経営管理力向上対策事業の経営者向け研修会について

①現状と課題

農協経営指導事業には、農協の経営分析、概況等調査結果書の印刷代、各種研修会開催に伴う経費がある。研修会には新任理事研修会、経営者研修会、常勤役員研修会等が含まれ、農協経営者向けの研修も補助対象となっている。

県農協中央会は、新任監督者研修会など、複数の日数をかけて、グループ実習を伴うような実践的な研修の場合、講師謝金も高額であるとして受講料負担を徴収しているが、新任理事、経営者、常勤役員研修は出席者の受講料負担がない。

②実施結果

【意見 14】

県農協中央会と各農協は別法人であり、また、農協役員の農協経営や研修受講への積極性を引き出すためにも、出席者に受講料の負担を求める検討する必要がある。

(4) 信用事業担当職員資質向上対策事業について

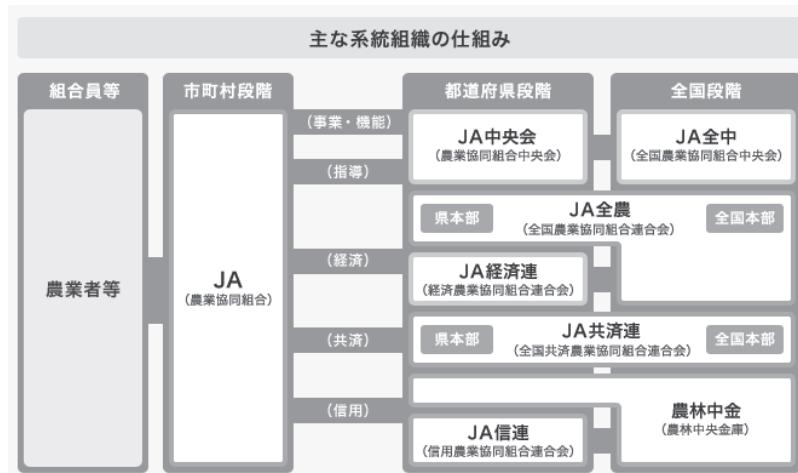
①現状と課題

農協経営管理力向上対策事業のうち、信用事業担当職員資質向上対策事業の研修内容は、内部体制強化研修、融資体制強化研修となっている。JA グループは、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業を行っており、総称して「JA バンク」と呼んでいる。各地域の JA、都道府県段階の県信連、全国段階の農林中央金庫で JA バンクグループを形成し、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開している。

本県の場合、平成 16 年 10 月に富山県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）が農林中央金庫と一部事業譲渡方式により統合、平成 20 年 1 月に全部事業譲渡方式により最終統合、平成 20 年 3 月に解散している。これにより、JA（農協）と農林中央金庫の 2 段階組織となっており、県段階では農林中央金庫富山支店が統合県支店として、県信連が担っていた JA バンクの運営や推進業務を農林中央金庫富山支店が担っているとしている。

本来、JA グループの組織上、県段階では、経済事業は全国農業協同組合連合会県本部、共済事業は全国共済事業協同組合連合会県本部、信用事業は農林中央金庫富山支店が指導を行い、県農協中央会は各事業を行う農協の経営全般について、農協法等の遵守や経営破綻の防止などの指導を行うこととなっている。県農協中央会は、県内農協の信用事業の指導的役割を果たしてきた県信連が農林中央金庫と統合、解散したことや、事業運営の核であった団塊世代の退職が相次いだことから、農協は組織的に弱体化しており、特にコンプライアンスの徹底に注意を要する信用事業の指導研修等を重点的に行っているとしている。

これにより、県農協中央会は農協の信用事業担当者向けの研修を実施し、研修に係る費用 2,873 千円を補助対象経費としている。



(JA バンク HP より)

当該事業譲渡による県信連と農林中央金庫との統合は、JA バンクグループの信用事業の組織再編・効率化を通じて、一体的な事業運営の強化と更なる利便性の向上を図ることを目指して実施されたものである。

このため、農林中央金庫富山支店は、信用事業の実務的な指導（JA バンクグループの金融業務やシステム等）に集中し、県農協中央会が農協の経営全般の中での信用事業の指導（事業監督やコンプライアンス、職員管理等）を行うこととしている。

②実施結果

【意見 15】

農協の信用事業担当者への研修効果や効率性から、県農協中央会が開催する研修会に、農林中央金庫富山支店が参加し実務的な指導も併せて行うケースも生じており、この場合の研修経費を全て補助対象とすることは、他の金融機関との公平性に欠ける。

さらに、信用事業の担当者向けの研修には、証券外務員試験事前研修会、ファイナンシャルプランナー2級資格取得研修会等があり、直接的に内部体制強化及び融資体制強化に結び付く経費ではないため、このような経費を補助対象とすべきか検討が必要である。

・農業技術課

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
農業改良普及事業事務費	30,306,000			○
農業改良普及事業推進費	13,894,000		13	
がんばる女性農業者支援事業費	12,050,000		14	
県産野菜等の活用促進事業	5,222,000			○
革新技術開発普及費	18,700,000			○
適正農業推進事業費	30,210,000		15	
農業生産資材推進事業費	727,000	○		
植物防疫事業費	6,605,000	○		
農作物新品種・新技術実証事業費	4,658,000			○
土壤汚染対策費	5,534,000	○		
農業技術費	210,345,000	○		
畜産総合対策推進事業費	4,877,000	○		
家畜改良増殖対策事業費	7,154,000	○		
畜産経営向上対策事業費	99,280,000	○		
飼料生産総合対策事業費	23,965,000	○		
畜産振興推進費	1,652,000	○		
安心で美しい郷づくり事業費	4,108,000	○		

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
家畜伝染病予防事業費	27,608,000	○		
家畜保健衛生所運営費	8,940,000	○		
家畜保健衛生所事業推進費	11,017,000	○		
口蹄疫等家畜伝染病緊急防疫体制整備事業費	5,278,000	○		
畜産研究所費	132,305,000	○		

13 農業改良普及事業推進費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

農業改良助長法第 7 条に基づく「協同農業普及事業の実施に関する方針」に従って、普及指導員の調査研究、研修及び広域普及指導センター、農林振興センターの運営等により、広域的な課題解決と高度専門技術の普及等、地域農業への総合的な支援に努める。

② 事業の執行状況

全県的又は広域に係る緊急性の高い重要課題について、プロジェクトチームを組み、課題解決に向けた重点的な指導の実施、農林振興センターの指導用機材の整備、普及指導員の指導を実施した。

その他、認定農業者等に対する経営改善支援活動、技術・経営支援相談会等の開催、農業ニューリーダー育成のため、個別経営体の後継者や営農組織の次のリーダーなど、地域の次代のリーダーとなる資質を持つ者を対象に、「経営管理」や「経営複合化」等の研修、その研修受講者を対象としたビジネス感覚の養成、経営戦略の展開等に関する研修を実施した。

③ 予算及び決算額

(単位:円)

区分	合計	内 訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	13,894,000	8,755,000	3,409,000	1,730,000
決算額	12,307,576	8,750,576	3,409,000	148,000

(2) 農林振興センターの研修情報について

① 現状と課題

農業ニューリーダー育成事業において、各農林振興センターにおいて受講者のニーズを把握し、経営管理や経営複合化等のコースを設置している。例えば、高岡農林振興センターにおいては、平成 25 年度において①法人化コース、②経営基礎コースを設けた。

法人化コースにおいては、第 1 回：法人化の目的と必要性、GAP の意義と活用、第 2 回：構成員と社会保険、労務管理の実際、法人の種類と労災の加入、第 3 回：法人の種類と税制、資産の引き継ぎ方法、決算と利益処分、第 4 回：問題点の発展と課題、経営改善の視点、コスト削減と売上拡大、第 5 回：経営支援策の種類と内容についての講座を実施した。

経営基礎コースにおいては、第1回：複合化と6次産業化と題し、管内先進法人の視察、第2回：日本農業技術検定講習（栽培環境、作物、農業機械）、第3回：日本農業技術検定講習（花き、果樹、野菜）、第4回：日本農業技術検定講習（食品、畜産、経営）、第5回：ビジネスマナー、第6回：パソコン簿記、第7回：決算相談会という講座を実施した。

各地域のニーズをもとに講座を設置しているため、各農林振興センターにおいて開講講座内容は異なる。開講講座について、高岡農林振興センターはホームページ上において確認することができる。しかし、他の農林振興センターにおいては各農林振興センターや富山県農林水産公社へ問い合わせなければ確認することができない。

また、「とやま農業スクール協議会」の情報誌において、県下全域の研修情報の案内がなされていたものの情報誌の受領者でなければ情報を入手できない。その他、農林振興センターの普及指導員等へ相談があった場合、他の農林振興センターの開講講座においてニーズに合うものがあれば、各農林振興センターの普及指導員より紹介されるが、そうでない場合にどのような講座が開講されているかを容易に確認することができない。

各農林振興センターの講座は、それぞれの管内の農業者を対象としたものではあるが、現状のままでは受講者のニーズに合う講座内容を地域問わず容易に情報収集できる環境はない。

②実施結果

各農林振興センターや今後のとやま農業未来カレッジの講座等を受講者が選択し、地域を問わず講座を受講できるように、各農林振興センターやとやま農業未来カレッジのホームページでの情報発信や相互リンクの設定など、受講者が情報収集を容易にできる情報提供方法について検討することが望ましい。

14 がんばる女性農業者支援事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

女性が農業・農村の担い手として持てる能力を十分発揮できるよう活動条件を整備するため、女性の経営参画や社会参画を促進するとともに、女性起業組織等の地場農産物の生産、加工、販売等地産地消活動への総合的な促進を図る。また、新たに、若い世代の起業促進を図りつつ、地場産品等を活かした創造的・実践的な取り組みを技術・知識面から強力に支援する。

② 事業の執行状況

がんばる女性起業発展支援事業費として、起業化の発展段階に応じ、農村女性チャレンジ事業、農村女性起業拡大支援事業、農村女性先進モデル企業育成事業に区分し費用の助成を行っている。また、農村女性起業者等を育成するための研修会の実施、農山漁村女性活動推進会議・実行委員会の開催や、起業活動に関する研修会や消費者等との交流会の開催、北陸ブロック女性農林漁業者研修への参加を行った。

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内 訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	12,050,000	10,640,000	—	1,410,000
決算額	10,929,346	10,350,823	—	578,523

(2) 許認可での関連部署の連携について

① 現状と課題

平成 25 年 7 月 4 日開催の平成 25 年度農村女性スキルアップ講座視察研修会の報告書において、「石川県の営業許可や製造許可は富山県と違い 1 製造室で数種類の許可を取得できる」との報告があり、都道府県による許認可制度の違いにより事業に対する制約が生じている。

② 実施結果

【意見 16】

事業拡大に必要となる許認可制度に関する条件緩和について、業務を実施していくにあたり他の担当部署への働きかけにより改善できるものがあれば、他県等の事例をもとに検討することが望まれる。

(3)先進モデル企業育成補助金の補助対象について

①現状と課題

先進モデル企業育成補助金は、起業から企業への発展を目指した商品構成の拡大、販売力の強化等の取り組みを支援するもので、1年目の条件整備事業について 1,000 千円、2年目の販売促進活動に対して 250 千円を限度に補助するものである。(平成 25 年度決算額：1,250 千円)

1年目の条件整備事業は、

- ・商品開発、新加工技術の導入
- ・機材等の導入整備

2年目の販売促進活動は、

- ・販売促進マーケティング活動
- ・消費者の商品評価調査
- ・PR 用のパンフレットの作成等

となっている。

農村女性起業者 A は、専門デザイナーによるオリジナル贈答用箱を作成し、新商品を開発したことに伴い、商品の写真や価格表を掲載したパンフレットを印刷し 501 千円の事業費を使用し、半額の補助金を受け取っている。贈答用箱（菓子 20 個用）作成とあるが、そのうち PPG 袋 20,000 枚とラベルの合計 139 千円は、既存製品であるパンの袋とラベルでありその原価を構成するものであり、新商品の開発を目的とした補助目的の販売促進活動にはあたらない。

農村女性起業者 B は、切り餅の商品開発に関する試作・販売及び機材等の導入により 2,045 千円の事業費を使用し、1,000 千円の補助金を受け取っている。商品試作用に無地真空袋 小サイズ 3,000 枚、大サイズ 2,000 枚、商品用ポリ袋 1,500 枚 66 千円（税抜）を購入している。これらはそれぞれ試作用に 1 ロットずつの購入である。1 ロットずつの購入ではあるものの、試作用よりも販売に関する原価を構成する割合が高く、1 ロットすべてが新商品の開発を目的とした補助目的の販売促進活動にはあたらない。

②実施結果

【意見 17】

事業目的に沿った支援を行うために、既存商品に関連する費用を補助対象とすべきか、補助対象の再検討が必要である。

15 適正農業推進事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

富山県における適正な農業生産活動を推進するため、

- ・GAP の普及定着に係る推進体制の整備や農業者等への啓発、指導者育成等の推進
- ・環境負荷を軽減するため、エコファーマー等の環境にやさしい農業の推進
- ・農作業安全や農薬の適正な利用の推進及び、農業由来の廃棄物等の適正処理の推進 を図るもの

② 事業の執行状況

とやま GAP 実践推進事業費

- ・県推進事業費として、推進大会の開催等を実施。
- ・GAP 普及推進事業費として、普及指導員等、産地で助言等を行う人材を育成した。
- ・JA グループ GAP 規範導入支援事業費として、富山県農業協同組合中央会に対し GAP 推進に対する経費を助成した。
- ・GAP モデル農場育成事業費として、各モデル農場・産地においてとやま GAP の取組に必要となる経費等に対する助成を行った。

③ 予算及び決算額

(単位 : 円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	30,210,000	18,888,000	11,322,000	—
決算額	29,095,619	17,808,619	11,287,000	—

(2) とやま GAP 実践推進事業への取組みについて

① 現状と課題

本県では、持続的な農業生産活動を推進するため、平成 23 年度に策定した富山県適正農業規範に基づき、農業者自らが農場におけるリスク等を点検し、改善を行う活動を「とやま GAP」と呼んで、平成 24 年度から全県的な普及推進に努めているところである。

県は平成 24 年度と 25 年度に全生産者に対し、とやま GAP に係るパンフレットや農場点検シートなどの資料を配布するとともに、とやま GAP 推進

大会などの研修会を通じて周知しているところである。また、県内でとやま GAP に取り組むモデルとなる農場を普及指導員が育成・支援している。
(決算額 : 13,966 千円)

ある地区では、農場点検シートを配布して、チェックしてもらい、シートを回収している。農場点検シートは、当該農場が GAP であるかを確認するための尺度であり、この尺度に則して問題があれば改善することが、GAP の取組であると説明している。

しかし、到達目標として農場点検シートの回収率 100%を目標としていることもあり、普及活動の現場では「GAP の取り組みにやらされ感があり、実際の作業改善等につながっているか疑問」とある。農場点検シートの回収については、既にほぼ目標を達成しており、今後は GAP が実際の作業改善につながるよう、目標を農場点検シートの回収率から実質的な取組へとする必要がある。

他の地区では、GAP 支援経営体に対して GAP の基本的な考え方を説明しているが、「項目数が多く、実際に取り組むまでには至っていない」とある。これは、農場点検シートの項目の順番が、農作業の時期とは関係がない GAP の項目順であるためと考えられる。GAP の普及のため、たとえば農作業の実施時期順に項目を並び替えたチェックシートを用意するなど、モデル農家以外も取り組みやすい工夫をしていく必要がある。

②実施結果

【意見 18】

とやま GAP の取組について、農場点検シートの回収については、ほぼ目標を達成しており、目標をチェックシートの回収率から実質的な取組へと向上するなど実際の作業改善につながるような推進が必要である。

また、農作業の実施時期順に項目を並び替えた農場点検シートを用意するなど、モデル農家以外も取り組みやすい工夫をしていく必要もある。

(3) JA グループ GAP 規範導入支援事業への取組みについて

①現状と課題

JA グループ GAP 規範導入支援事業は、富山県農業協同組合中央会に対し GAP 推進に対する経費を助成することにより、県内農業者に対し「富山県適正農業規範」に則した GAP の普及促進を図る事業である。助成額は 1,000 千円（補助率 : 1/2）である。

取組内容は、主穀作の生産者に対するチェックシートの作成・配布、JA

営農指導員等向け研修の開催等となっている。

当該事業の経費の中に、労災保険加入案内チラシ 28,000 部 349 千円がある。労災保険加入案内チラシには、とやま GAP の説明が 3 行追加記載されているが、それ以外は既存のチラシと同じ労災保険の説明である。

労災保険は、現在、強制ではない。法人従業員以外の者も加入できる特別加入制度もあるが、法人化して當時雇用した場合には労災保険に加入すべきことを周知する必要がある。

②実施結果

【意見 19】

当該事業の経費として、労災保険加入案内のチラシ代 349 千円を負担することを適切としているが、再検討が必要である。

・農村整備課

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
国営事業負担金	1,622,175,000	○		
県営かんがい排水交付金事業費	1,044,673,700		16	
県営かんがい排水交付金事業費（繰越明許費）	1,268,843,039		16	
団体営かんがい排水事業費	77,316,000			○
団体営かんがい排水事業費（繰越明許費）	189,320,000			○
県営地域用水環境整備交付金事業費	70,000,000			○
県営地域用水環境整備交付金事業費（繰越明許費）	104,427,950			○
団体営地域用水環境整備交付金事業費	175,450,000			○
団体営地域用水環境整備交付金事業費（繰越明許費）	253,800,000			○
農業用小水力発電受託	120,000,300			○
農業用小水力発電受託（繰越明許費）	170,000,000			○
県営広域営農団地農道整備交付金事業費	10,000,000			○
県営広域営農団地農道整備交付金事業費（繰越明許費）	157,636,339			○
団体営農道整備事業費	8,000,000			○
団体営農道整備事業費（繰越明許費）	60,425,000			○
県営基幹農道整備交付金事業費	161,000,000			○
県営基幹農道整備交付金事業費（繰越明許費）	248,393,163			○

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
県営ほ場整備交付金事業費	1,273,250,000		17	
県営ほ場整備交付金事業費（繰越明許費）	2,200,003,781		17	
県営土地改良整備交付金事業費	949,468,432			○
県営土地改良整備交付金事業費（繰越明許費）	2,142,533,990			○
団体営土地改良総合整備事業費	2,996,000		18	
団体営土地改良総合整備事業費（繰越明許費）	1,399,765,000		18	
団体営土地改良総合整備交付金事業費	8,470,000			○
担い手育成農地集積等交付金指導費	2,520,000			○
担い手育成農地集積等交付金推進費	69,993,000		19	
地すべり対策事業費	317,156,874			○
地すべり対策事業費（繰越明許費）	311,180,790			○
防災ダム事業費	364,000,300			○
防災ダム事業費（繰越明許費）	157,000,000			○
県営ため池等整備事業費	785,329,692			○
県営ため池等整備事業費（繰越明許費）	714,114,841			○
団体営ため池等整備事業費	245,420,000			○
公害防除特別土地改良事業費	532,874,000			○
公害防除特別土地改良事業費（繰越明許費）	154,352,624			○

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
農業用河川工作物応急対策事業費	177,000,000			○
農業用河川工作物応急対策事業費（繰越明許費）	130,000,000			○
国営附帯県営農地防災事業費	2,730,000,000			○
国営附帯県営農地防災事業費（繰越明許費）	1,737,856,272			○
中山間地域総合農地防災事業費	92,049,950		20	
中山間地域総合農地防災事業費（繰越明許費）	110,000,000			○
農業集落排水事業費	2,400,000			○
農業集落排水交付金事業費	119,735,000			○
農業集落排水交付金事業費（繰越明許費）	45,539,000			○
災害農地復旧事業費	564,000,000	○		
災害農地復旧事業費（繰越明許費）	152,807,053	○		
県営農地災害復旧事業費	285,200,000	○		
県単独農業農村整備事業費	358,157,000			○
県単独農業農村整備事業費（繰越明許費）	27,555,000			○
土地改良資金指導監督費	1,972,000			○
土地改良区育成指導費	4,154,000		21	
土地改良事業特別補助費	12,281,000	○		
換地促進対策事業費	226,017,000		22	

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
土地改良事業償還対策費	2,644,000	○		
水土里情報活用推進事業	1,659,000			○
小水力発電推進事業	17,000,000			○
農業用水を守り・育み・伝える事業費	1,000,000			○
広域農道推進事業費	3,532,000			○
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費	15,000,000			○
農地防災管理事業費	1,567,000		23	
県営ほ場整備事業費（繰越明許費）	120,588,791	○		
県営ため池等整備交付金事業費（繰越明許費）	136,591,652	○		
農業用河川工作物応急対策交付金事業費（繰越明許費）	49,165,000	○		
中山間地域総合農地防災交付金事業費（繰越明許費）	48,333,550	○		

16 県営かんがい排水交付金事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

基幹的農業用用排水施設を改修整備し、水管管理の軽減及び作物生産性の向上を図る。(受益面積が概ね 200ha 以上)

② 事業の執行状況

地区数：14 地区（黒部川合口地区ほか）

事業量：用水路 1 式、排水路 1 式

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	2,313,516,739	247,999,739	1,254,486,000	811,031,000
決算額	1,439,802,464	229,418,744	733,224,000	477,159,720

(2) 黒部川合口集中管理施設整備工事について

① 現状と課題

新川地区の黒部川合口地区集中管理施設整備工事については 2 回の設計変更が行われている。平成 23 年 12 月当初請負代金額は 233,100 千円、平成 24 年 11 月第 1 回設計変更後は 279,430 千円、平成 25 年 12 月第 2 回設計変更後は 298,759 千円である。このうち第 2 回の設計変更の理由は以下の通りであった。

- ・農業用水の適正な取水を徹底するようにとの国の指導の下、平成 24 年 9 月頃に河川管理者から分水工の流量を調節できる機能を追加することを求められたこと
- ・異常降雨時の溢水被害に備えるため、関係市町より緊急時に現地においてゲート操作を行えるよう強く求められていたところ、平成 24 年 7 月頃に発生したゲリラ豪雨により、地元住民からも当該操作を行えるよう強く求められたこと

この設計変更の理由からすれば、本件工事は降雨量の増加が予想される平成 25 年 6 月ころまでに完成する事が理想であった。しかし当初の工期が平成 25 年 11 月に設定されていたこと、関係機関との協議調整や水管システムの機器調整に時間が必要であったことなどから、実際の本件工事の完成は平成 25 年 12 月となった。

②実施結果

完成に長期を要する工事においては、工事期間中に新たな対応を迫られることにより想定通りに工事が進捗しないケースがあることは理解できる。

しかしながら本件においては当初の工期が平成 25 年 11 月であるところ、本工事の完成が関係機関との協議調整や機器調整の必要から平成 25 年 12 月となったことはやむを得ないとしても、平成 25 年 2 月 22 日付けの工事監察結果通知書には工事の進捗率が既に 96% に達していたことを踏まえると、できる限り早期に完成させることが望ましい。

17 県営ほ場整備交付金事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

農業の生産基盤である耕地の区画形質の改善、用排水路、道路等の整備、耕地の集団化等を総合的に実施し、農家の生産向上と経営規模拡大を図り、農業構造の改善に資する。(受益面積が概ね 20ha 以上)

② 事業の執行状況

地区数 14 地区（古黒部北部ほか）

事業量 区画整理 1 式

③ 予算及び決算額

(単位 : 円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	3,473,253,781	363,133,781	1,887,020,000	1,223,100,000
決算額	2,096,787,935	217,523,935	1,036,665,000	842,599,000

(2) ほ場整備事業の工期について

① 現状と課題

高岡センター管轄（土合地区）のほ場整備（契約予算額：74,134 千円）については、降雪前に工事を終了させるべく工期を平成 25 年 7 月 26 日から平成 25 年 12 月 20 日までとしていた。しかし、工事の実施に当たり市道の通行制限が必要となるところ、地元等との調整の結果、地域生活道路の交通安全確保のため、当初の想定よりも通行制限の影響を大きく受けることになったことから、市道沿いの構造物の施工に不測の日数を要したため、全体の工事のうち表土整地工事（契約額：8,635 千円）の部分が翌年度にずれ込むこととなった。

高岡センター管轄（庄上地区）のほ場整備（契約予算額：71,277 千円）については、降雪前に工事を終了させるべく当初の工期を平成 25 年 7 月 31 日から平成 25 年 12 月 20 日までとしていた。しかし予期せぬ湧水の現出により、その湧水処理のために日数を要したほか、工事発注後の工事説明会において、整備農地の利用予定者から区画割の変更及び農道の追加等の要望がなされ、設計の見直しに不測の日数を要した。これにより表土整地工事（契約額：17,871 千円）の完成が翌年度にずれ込むこととなった。

②実施結果

ほ場整備事業は、周辺住民への配慮や予期せぬ事態の勃発等により予定通りに工事が終了しない可能性をはらんでいるものであり、これに対応するために、県としても事前の調整や調査に努めているものと思われる。しかしながら当県においては、冬場の降雪前に工事を終了できない場合には、降雪の影響から完成が翌年度の 4 月以降となることが十分に予想され、その場合には翌年度の作付けに影響を及ぼす可能性があるため、より注意が必要である。

今回の工期延長の要因は、仮に短期的には対応不能なものであったとしても、翌年度以降に経験を生かすことにより長期的には対応可能なものになると考えられるため、所轄部門内において事例が蓄積され引き継がれていくことが望ましい。

(3) 土地改良事業の効果算定について

①現状と課題

土地改良事業については、一定地域の範囲において評価期間（当該事業の工事工期 +40 年）のもとで、必要な投下費用（総費用）と、作物生産の量的増減等の総便益を対比することで測定を行い、この総費用総便益比が 1.0 以上であれば土地改良法施行令第 2 条第 3 号において「すべての効用がすべての費用を償うこと」とされている要件を満足するものとしている。例えば高岡センター管内の広上地区の場合、総費用 1,437 百万円に対し、農業所得向上等の総便益額が 1,581 百万円と見込まれ、総費用総便益比は 1.10 であるとされている。

国が示す土地改良事業の効果算定マニュアルによれば、総費用総便益比算定における総費用とは、「事業に関連する施設の費用を総合的に整理する」とされており、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費と解されることから、基本的にはハードの費用である施設費用が想定される。そのため担い手育成や換地対策等のソフト面の費用を含めることは想定されていない。

②実施結果

【意見 20】

現行の総費用総便益比の考え方は国の示すマニュアルに基づいており、それ自体は誤りではない。しかし費用に対する便益がいくらであるかを検討する場合には、施設費用のようなハード面の費用にとどまらず、担い手育成や換地対策等のソフト面の費用も含めたすべての費用に対し便益がどの程度かを明らかにする事も有用であることから、土地改良事業の効果算定について、県独自の取組を検討することが望ましい。

18 団体営土地改良総合整備事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

農用地の高度利用を図り、農業経営の安定化を図るために、土地改良事業を総合的かつ集中的に実施し、併せて、水田農業の構造改革を図る（受益面積概ね 5 ha 以上）。

② 事業の執行状況

地区数：52 地区

事業量：暗渠排水工 1 式、用排水路工 1 式、道路工 1 式

③ 予算及び決算額

（単位：円）

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	1,402,761,000	2,978,000	1,192,783,000	207,000,000
決算額	1,390,629,000	3,193,000	1,188,436,000	199,000,000

(2) 土地改良区での発注について

① 現状と課題

本事業の事業主体は土地改良区である。補助金の割合は、例えば農業用排水施設の新設、廃止又は変更等で受益面積が 100ha 以上、総事業費が 30,000 千円以上の場合は 62.5%（うち国 50%、県 12.5%）と高く、その分だけ土地改良区の自己負担割合が低くなっている。

富山農林振興センター管内の本事業の中に、土地改良区が設計測量業務委託を富山県土地改良事業団体連合会へ随意契約にて発注している例が 3 件見られた。なお、当該土地改良区においては、設計測量業務以外の発注については概ね指名競争入札にて対応していた。

富山県土地改良事業団体連合会は非営利団体であり、土地改良区を支援する立場であることから、土地改良区が富山県土地改良事業団体連合会へ随意契約にて設計測量業務を委託することで必ずしも発注額は過大とはならない。ただし、本事業では、補助金割合が高く自己負担割合が低いため、土地改良区において随意契約で発注された費用の多くが結果的に補助金の対象となることから、その金額の妥当性や客観性が確保される必要がある。

② 実施結果

本事業は補助金の割合が高く、費用の多くが補助金の対象となることを考慮すれば、設計測量業務についても可能な限り競争入札を行い、金額の妥当性や客観性をより一層確保するよう土地改良区に求めていく事が望ましい。

19 担い手育成農地集積等交付金推進費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関等の連携等調査・調整活動を土地改良区が行うことにより、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、農業構造の改善に資する。また、農地の利用集積に向けた促進を支援するため、農家負担の軽減を図る。

② 事業の執行状況

- ・ 土地改良区が行う調査・調整活動
朝日町土改、入善土改、黒部川左岸土改、滑川東部土改、
大門町土改、福光町土改、砺波市土改
- ・ 農家負担金の軽減に資する促進費の交付
魚津市土改、大門町土改、福光町土改

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	69,993,000	31,755,000	38,238,000	—
決算額	69,976,000	31,747,000	38,229,000	—

(2) 推進費について

① 現状と課題

推進費は、調査・調整活動に関する費用の 50%（中山間地域は 55%）を上限に補助金が交付されるものである。しかし本事業の補助金額は一地区当たり 150 千円から 330 千円程度と比較的少額であり、土地改良区側の補助金申請のための事務コストや県側の補助金交付に際しての検査コストの割合が補助金額に対し大きいと推測される。

② 実施結果

県は本事業のようなソフト面の支援とハード面である農地整備を組み合わせ、担い手の育成と農地の集積を進めることを意図している。本事業は対象となる 12 土地改良区のうち 7 土地改良区で利用されてはいるものの、前述の県の方針に照らすならば、より一層利用されることが望ましい。

本事業の利用を促し、また事業を効率化するためには、本事業において補助金額に対し比較的大きいと推測される補助金申請のための事務コストや県側の検査コストについて検討することが望ましい。

20 中山間地域総合農地防災事業費

(1) 事業の概況

① 事業の目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、農用地・農業用施設の災害を未然に防止する。

② 事業の執行状況

- ・地区数：外輪野地区
- ・事業量：水路工 1 式、1 地区

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	92,049,950	649,950	50,600,000	40,800,000
決算額	16,883,950	△1,716,050	6,600,000	12,000,000

(2) 農地情報システムの組織横断的利用の推進について

① 現状と課題

地勢等の地理条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、ため池、農業用排水施設や土留工等の整備を総合的に行うことにより、農用地・農業用施設の災害を未然に防止する事業である。(決算額: 16,883 千円、繰越明許費: 110,000 千円)

当事業により改修・取替等がなされた施設については、事業完了年度に土地改良財産台帳を整備し、財産管理者（関係土地改良区等）へ土地改良施設と財産調書を引き渡すとともに、農地情報システム（GIS ; Geographic Information System）へのデータ登録を行い、施設の現況や改修履歴が把握されている。この GIS は、農林水産省が主導で平成 18 年度よりその利活用促進が図られており、農地管理や営農管理、施設管理、地域づくり等の機能を有している。

② 実施結果

【意見 21】

対象施設を効果的に維持・管理、更新し、その履歴データ等の一元管理を行うために GIS を活用することは有意義である。GIS が持つ機能は多く、その活用により組織横断的な情報活用による効果が期待できる。県としては施設管理面での運用が中心となるが、GIS を戦略的な手段として捉え、その活用を更に進めるよう関連機関に促していく必要がある。

21 土地改良区育成指導費

(1) 事業の概況

① 事業の目的

土地改良区の統合再編整備事業補助金

② 事業の執行状況

水土総合強化推進事業（統合整備）補助金（国 1／2）

対象地区：上市町地区；2,700 千円、黒部市地区；1,160 千円

第 3 次土地改良区統合整備推進事業補助金（県単）

交付先：富山県土地改良事業団体連合会；294 千円

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	4,154,000	2,224,000	1,930,000	—
決算額	4,154,000	2,224,000	1,930,000	—

(2) 水土総合強化推進事業について

① 現状と課題

水土総合強化推進事業においては、上市町土地改良区に対し用水路の整備補修のために 2,000 千円の補助金が交付されている。この補助率は定額（国 50%、県 50%）である。

この事業は、農業従事者の高齢化や都市化・混住化に伴う集落機能の低下に起因して土地改良施設の管理が複雑化・困難化している現状のもと、意欲ある多様な農業者による農業生産基盤の活用等により農地利用集積を効率的に行うため、土地改良施設の管理や農業生産基盤整備を通じた土地改良区の組織運営基盤の再編整備を進める目的としている。

また本事業により補修される土地改良施設は間接的に土地改良区に属する農家の個人的な利益につながる効果を有するため、補助率が定額であることは、事業主体である土地改良区の費用節約インセンティブを弱める可能性がある。

② 実施結果

補助率が定額である事は、事業主体の費用節約インセンティブを弱める可能性を生むと考えられることから、補助率や負担区分の考え方について、検討することが必要である。

(3) 第 3 次土地改良区統合整備推進事業について

①現状と課題

本補助金は、土地改良区の経営基盤の強化を図るため、富山県土地改良事業団体連合会、県、市町村により設立された富山県土地改良区合併推進本部の事業実施に要する経費（事業内容①合併推進本部会議等の開催②合併の普及啓発）を対象としているものである。

この補助金申請に当たり、富山県土地改良事業団体連合会は県へ提出する証憑の整備や申請書の作成コストを負担しており、またこれに対する県側の補助金交付手続や検査コストは補助金額の多寡に係らず発生することから、補助金額 294 千円に対し、補助金申請コストや交付手続のためのコストは比較的大きいと推定される。

②実施結果

合併推進という目的において、本事業のように推進会議の事務費用を補助するような間接的な方法が効果的であるのか、あるいは土地改良区に具体的なインセンティブを与えるような直接的な方法が効果的であるのかについては、ケースバイケースで判断されるべきものである。

ただし、本事業においては補助金額に対し申請コストや交付手続のためのコストが比較的多く発生していると推定されることから、より効率的な運用となるように検討が必要である。

22 換地促進対策事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

- ・換地技術者の強化、換地事務の指導事業に対する助成を行い、換地処分の促進を図る。
- ・県営土地改良事業の換地処分に伴う清算金の徴収及び交付を行う。
- ・換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、事業採択前に予め換地計画樹立のための基準を作成し、換地処分の円滑な実施を図る。
- ・農業集落から排出される汚水の処理等、健全な地域社会の発展を目指す。

② 事業の執行状況

- ・換地処分促進対策事業（国 50%、県 50%）：9,226 千 円
- ・県営土地改良事業清算金：216,114 千円

換地区数：県営公害防除特別土地改良事業、
神通川流域第3次地区ほか2地区

面 積：206.0 ha

- ・農用地等集團化事業（国 50%（6法等指定地 55%）、県 20%）：586 千円
地区名：上三ヶ地区、面 積：27.0 ha
- ・社団法人 地域環境資源センター負担金：90 千 円

③ 予算及び決算額

（単位：円）

区分	合 計	内 訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	226,017,000	4,871,000	5,031,000	216,115,000
決算額	226,016,807	4,871,000	5,031,000	216,114,807

(2) 補助対象の人物費等について

① 現状と課題

換地等処分促進対策事業では、人件費を中心とした費用について、補助金 9,226 千円（うち国負担 50%、県負担 50%）が富山県土地改良事業団体連合会へ支給されている。人件費等の補助対象経費については、土地改良事業団体連合会が算定した積算価格等に基づき、その妥当性を県が検証している。

② 実施結果

国と県を合わせて 100% が補助される補助率が高い事業であることから、その金額の妥当性、客觀性についてはより強い説明責任が求められる。県としては土地改良事業団体連合会の算定した積算価格等の妥当性を検証しているが、金額の妥当性、客觀性をより一層確保することが望ましい。

23 農地防災管理事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

地すべり防止区域内を巡回し、移動量の測定や地下水位観測等を行い、地すべり防止施設の保全と地すべり発生兆候の早期発見を図る。

② 事業の執行状況

区域数：戸津宮尾区域ほか 24 地区

事業内容：地すべり移動観測

地すべり見廻巡視

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	1,567,000	1,567,000	—	—
決算額	1,162,564	1,162,564	—	—

(2) 見回り巡視の実施について

① 現状と課題

本事業の目的が地すべり発生兆候の早期発見を図ることにあるところ、梅雨時や台風シーズンである 6 月から 9 月において、月に一度も巡回が行われていない地区があった。

例えば高岡センター管内では、氷見及び小矢部の 9 地区のうち、6 月から 9 月までの 4か月間の間に一度も巡回が行われていない地区が 4 地区、巡回が一度のみであった地区が 2 地区あった。

② 実施結果

調査員の安全のため、大雨や台風の直後の巡回を自粛せざるを得ないことは理解できるものの、事業の趣旨から考え、少なくとも県民の生活に影響がある地域については、雨量の多い時期には最低月に一度程度の巡回が行われる必要があると考える。

・農村振興課

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
基幹水利施設管理体制整備促進事業費	117,099,000		24	
基幹水利施設保全事業費	79,293,000		○	
基幹水利施設保全事業費（繰越明許費）	68,616,000		○	
農村総合整備交付金事業費	5,836,000		○	
農村総合整備交付金事業費（繰越明許費）	32,500,000		○	
県営中山間地域総合整備交付金事業費	500,000,000		25	
県営中山間地域総合整備交付金事業費（繰越明許費）	953,590,498		○	
農地・水保全管理支払支援事業費	282,828,000		○	
都市農山漁村交流対策事業費	19,125,000		○	
元気な中山間地域づくり支援事業費	555,719,000		○	
鳥獣被害防止総合対策事業費	85,250,000		○	
中山間地域保全パートナーシップ推進事業費	1,500,000		○	
土地改良施設維持管理費	34,015,000	○		
小矢部川ダム管理費	9,186,000	○		
富山県農村環境創造基金管理費	6,905,000		26	
棚田地域水と土保全基金事業費	5,576,000		27	
土地改良推進対策費	3,000,000	○		

事業名	予算額(円)	対象外	意見等記載	意見等なし
基幹水利施設県管理事業費	36,274,000	○		
耕作放棄地総合対策事業費	1,840,000		28	
中山間地域チャレンジ支援事業費	5,000,000			○
基幹水利施設経常管理費	62,801,000			○
散居村ミュージアム支援事業費	4,000,000			○
農地・水保全管理支払推進事業費	23,681,000			○

24 基幹水利施設管理体制整備促進事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

農業水利施設の安全かつ適正な管理体制整備を図るため、計画策定・推進活動及び整備・管理強化に対して支援するもの。

② 事業の執行状況

- ・国營造成施設管理体制整備促進事業（6 地区）：

黒部川沿岸、早月川、常願寺川、射水平野、氷見、小矢部川

- ・県營造成施設管理体制整備促進事業（5 地区）：

魚津、神通川右岸、神通川左岸、高岡、庄川沿岸

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	117,099,000	38,467,000	40,165,000	38,467,000
決算額	115,886,000	37,903,750	40,078,500	37,903,750

(2) 実施状況チェックリストについて

① 現状と課題

基幹水利施設管理体制整備促進事業費は、基幹的水利施設の管理体制の整備を図っていくため、次に掲げる活動に対する助成を行っている。

- ・管理体制の整備・強化に対する支援
- ・高度化対策、地域防災対策、技術支援対策、予防保全の実施

具体的な事業の実施に当たっては、管理体制整備計画書を作成しており、その中で「目標とする管理体制等とその推進及び定着方策」として課題等を記載している。農林水産省より当該事業の進捗状況を確かめるため「実施状況チェックリスト」の作成が求められており、チェックリストを作成しているが、県営分については、こうしたチェックリストの作成は行われていない。

このチェックリストには当該事業の課題に対する当年度の実施目標と実績を記載する。ただし、計画書に掲げる課題が全てチェックリストに記載されているわけではない。また、チェックリストに記載されている地区毎の取組項目や取組目標のレベル感が異なっている。加えて、チェックリストにおける実績評価は定性的な情報をもとに取りまとめられているものがある。

(表) 実施状況チェックリスト 抜粋

(1) 適正な管理水準の確保へ向けた取組

地区	取組項目	平成 25 年度における実施 状況		
		(1) 当年度と取組目標	(2) 実績 評価	(3) 評価理由
小矢部川地区	1 施設の施設 巡回	施設の巡回監視を月 2 回実施する。また、市・土改・巡回者間で情報の共有化を図る体制の強化を図るために協議を行う。	C	市道下部からの漏水事故について市と情報を共有し、復旧作業を行った。
	2 施設の草刈り、江浚い等の活動	引き続き、地域住民の参画促進に努め、草刈りを年 2 回、江浚いを年 1 回実施する。	C	地域住民も含めた江浚え・草刈を各 1 回実施。職員による草刈を 1 回実施。
氷見地区	1 連絡体制の 検討	運転水位の見直しを図り、操作確認。また、ポンプ運用マニュアル（案）の検討。	C	運転水位の見直し運用による状況確認によりポンプ運用マニュアルを策定した。
	2 地域住民との連携	引き続き、協定締結集落等に地域住民の参加を求める。	E	P T A や施設利用団体と施設管理協定締結を視野に協議を試みた。
常願寺川	1 連絡体制の 検討	水門操作員の操作マニュアル（案）を運用して、今後の課題を討する。	D	主要水門の管理に関して、水門操作員にメール配信を行うなど気象情報の共有化が図られた。
	2 地域住民との連携	水路内のゴミ・土砂等の監視（2ヶ月 1 回程度）と草刈り（年 2 回程度）・江ざらい（年 1 回程度）を実施する。	C	水利施設の約 8 割において水路内の監視を 2 ヶ月 1 回、草刈を年 2 回、江ざらいを年 1 回実施した。
	3 水利施設の長寿命化に向けて	水門 8 箇所の塗装を行う。	C	経年変化により傷みの激しい水門局舎（3 箇所）の防水工事を優先したため、水門塗装は 3 箇所であった。
射水平野	1 連絡体制の 検討	水門操作員用の操作マニュアル（案）を運用して課題を検討する。	D	操作マニュアルを制定し、協定更新締結（4 団体）に併せて添付周知し、運用できた。
	2 地域住民との連携	引き続き、協定締結集落等に地域住民の参加を求める。	E	呼びかけているが、非農家の参加割合が少なかった。
	3 用排水路転落事故の防止	L=3 6 4 m の安全柵の設置。	C	一部変更するも、概ね予定箇所に設置することができた。

(表) 実績評価の基準

S	目標以上の成果を達成
A	全目標達成
B	目標の概ね 8 割以上を達成
C	目標の概ね 5~8 割を達成
D	目標の概ね 3~5 割を達成
E	目標の達成が 3 割未満
F	取組未実施

現状では、地区毎に求められると考える活動を取組項目として取上げ、各年度の目標に展開している。しかし、同事業の趣旨は農業用水利施設の有する多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化、地域防災、水管理の担い手育成・確保等に対応した管理体制の整備を図ることにあり、これらを総合的に考慮して取組項目を設定する必要がある。この意味では単に農林水産部だけでなく、他の部署とも連携し県としての取組み課題を設定し、これを各地区に展開して、具体的な取組みに落とし込む必要がある。

また、当該事業の進捗管理は各農林振興センターに委ねられており、県として進捗管理は行っていない。しかし、予算配分を適切に行うためには、県として統一した目線で進捗状況の把握を行い、これを農林水産省が求めるチェックリストに反映させることが必要であり、また、進捗管理を効果的に行うためには、計画書に設定した目標の達成度合いを定量化することも必要であると考える。

②実施結果

【意見 22】

事業の趣旨を総合的に考慮し、他の部署とも連携して、管理体制整備のための取組項目を設定し、具体的に各地区に展開する必要がある。

また、進捗を効果的に行うために計画書に設定した目標の達成度合いを定量化することも必要であると考える。

25 県営中山間地域総合整備交付金事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

中山間地域の活性化に資する各種施策に取り組み、農業生産基盤及び生活環境基盤の整備を統合的に行う。

② 事業の執行状況

- ・地区数：2 地区（富山広域、となみ・なんと山麓地区）
- ・事業量：水路工 1 式

③ 予算及び決算額

(単位：円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	500,000,000	△7,000,000	275,000,000	232,000,000
決算額	62,476,227	△7,660,773	16,500,000	53,637,000

(2) 農地情報システムの組織横断的利用の推進について

① 現状と課題

当事業により改修・取替等がなされた施設については、事業完了年度に土地改良財産台帳を整備し、財産管理者（関係土地改良区等）へ土地改良施設と財産調書を引き渡すとともに、農地情報システム（GIS ; Geographic Information System）へのデータ登録を行い、施設の現況や改修履歴が把握されている。この GIS は、農林水産省が主導で平成 18 年度よりその利活用促進が図られており、農地管理や営農管理、施設管理、地域づくり等の機能を有している。

② 実施結果

対象施設を効果的に維持・管理、更新し、その履歴データ等の一元管理を行うために GIS を活用することは有意義である。GIS が持つ機能は多く、その活用により組織横断的な情報活用による効果が期待できる。県としては施設管理面での運用が中心となるが、GIS を戦略的な手段として捉え、その活用を更に進めるよう関係機関に促していくことが必要である。

26 富山県農村環境創造基金管理費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

集落住民の共同活動の活性化を図り、土地改良施設の公益的機能の増進、もって農村環境の創造に資することを目的とし、基金の運用益を財源として継続的に事業を行う。

② 事業の執行状況

- 1) 農村環境創造基金の運用
- 2) 農村環境創造基金事業
 - ・豊かな自然環境保全対策
美の里保全活動支援
 - ・県民の意識づくり推進
広報誌の発行、全国広報誌の購入・配布、
ホームページの更新、美しい農村景観保全活動支援、
田んぼの生き物調べ、全国研修会等への派遣・参加、
事業委員会の開催

③ 予算及び決算額

(単位 : 円)

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	6,905,000	—	—	6,905,000
決算額	6,753,035	—	—	6,753,035

(2) ホームページ「ゆめある村」について

① 現状と課題

農村環境創造基金事業は、集落住民の共同活動の活性化を図り、土地改良施設の公益的機能の増進、もって農村環境の創造に資することを目的とし、基金の運用益を財源として継続的に事業を行う事業である。事業の中に、ホームページの更新（決算額：300千円）が含まれる。当該事業に関し、富山県農村環境創造基金のホームページとして「ゆめある村」というホームページを開設している。

[\(http://www.pref.toyama.jp/sections/1605/noukan/index.html\)](http://www.pref.toyama.jp/sections/1605/noukan/index.html)

【主なコンテンツ】

- 富山県農村環境創造基金 • 農村環境創造基金とは
- ふるさとウォッキング • 地域の活動紹介

- ふるさと水と土講演会
 - 広報誌
 - カモ親子の農村日記
 - 地域づくりレポート
 - 田んぼの生き物調べ
- ・講演内容の紹介
 - ・土地改良施設紹介
 - ・小学生副読本
 - ・保全指導員の活動紹介
 - ・活動報告

ただし、このホームページのアクセス解析を行っていない。

②実施結果

ホームページ設置目的の達成度を測るために、少なくともアクセス状況の把握等を行う必要がある。また、効果的な情報発信を行うために、アクセス状況の分析などが望まれる。

27 棚田地域水と土保全基金事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

棚田地域等の農地及び土地改良施設の保全・利活用に係わる集落活動の活性化を図るため、基金を造成し、その運用益により継続的に事業を行う。

② 事業の執行状況

- 1) 棚田地域水と土保全基金の運用
- 2) 棚田地域水と土保全基金事業（決算額：3,668 千円）
 - ・豊かな自然環境保全対策
 - 棚田保全活動支援
 - ・県民の意識づくり推進
 - 広報誌の発行、ホームページの更新（決算額：233 千円）
 - とやま棚田ネットワーク活動支援（決算額：276 千円）
 - とやまの農山村写真展の開催（決算額：2,190 千円）
 - 全国研修会等への派遣・参加

③ 予算及び決算額

（単位：円）

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	5,576,000	—	—	5,576,000
決算額	5,277,090	—	—	5,277,090

(2) ホームページの更新について

① 現状と課題

当該事業に関し、「とやま棚田ネットワーク」というホームページを開設している。（<http://www.nn-toyama.jp/tanada/tanada.htm>）

【主なコンテンツ】

- お知らせ●会報誌●保全活動・イベント一覧●保全活動地区紹介
 - イベント開催報告●フォーラムシンポジウム報告●リンク
- このホームページのアクセス解析を行っていない。

② 実施結果

ホームページ設置目的の達成度を測るために、少なくともアクセス状況の把握等を行う必要がある。また、効果的な情報発信を行うために、アクセス状況の分析などが望まれる。

(3)とやま棚田ネットワーク活動支援について

①現状と課題

とやま棚田ネットワークは、以下のような活動を行っている。

- ・赤カブオーナー事業

南砺市上平地区では、「赤カブオーナー」を募集し、特産で大人気の「赤カブ」の栽培体験を実施している。

- ・棚田オーナー活動

県内各地区で「棚田オーナー」を募集し、おいしいお米を育てている。

- ・棚田を守り隊活動

棚田がもつ農山村の原風景の素晴らしさや、多面的機能の重要性について理解を深めるため、高校生が中心となって毎年活動している。

とやま棚田ネットワークの会員募集は、とやま棚田ネットワークのホームページで行っているのみである。会員数は 425 名であり、平成 23 年度の 3 名増加を最後に会員が増加していない。

②実施結果

とやま棚田ネットワークを継続するのであれば、会員募集も継続して行い、活動を既存会員に限ることなく活性化することが重要である。

(4)とやまの農山村写真展の開催について

①現状と課題

とやまの農山村の良さや大切さを普及啓発するために、「とやまの農山村写真展」を実施している。富山県内の農山村地域の景観、農作業、生態系、その暮らす人々や行事など農山村の良さを表現した写真を、募集し、審査し、写真展を巡回している。とやまの農山村写真展は、一般部門とジュニア部門とがある。

平成 25 年度のとやまの農山村写真展のジュニア部門の応募者数・応募点数が 12 人、16 点と前年度の 42 人、58 点と比較して大幅に少ない。従来、4 月に募集チラシの作成・配布を行っていたが、平成 25 年度は、7 月に入つてから、募集チラシの作成・配布を行っていることが要因と考えられる。

遅れた原因として、平成 25 年度に担当者が交代し、かつ委託先が富山県農林水産公社から富山県土地改良事業団体連合会へと同時に変更されたこと等に伴い、写真展の作業が年度初めに滞ったためである。

そのため、募集チラシの発注・印刷が遅れ、夏休み前に小中学校を通じて募集チラシの配布をするべきところ、終業式に間に合わなかった。小中学生

は、夏休みを利用して写真を撮影し応募することが多いため、募集の周知が間に合わず、ジュニアの応募が少なかったものと考えられる。

(表) とやまの農山村写真展の応募実績

	作品総数			応募者数		
	総数	一般	ジュニア	総数	一般	ジュニア
23 年度	227	159	68	133	79	54
24 年度	196	138	58	112	70	42
25 年度	152	136	16	79	67	12

②実施結果

募集チラシの作成・配布が遅れるといったことの無いように、担当者の交代に際して、業務の引継ぎが、きちんと行われるようにする必要である。

28 耕作放棄地総合対策事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的

耕作放棄地を再生・利用する取り組みに対する支援を目的としている。

② 事業の執行状況

・みどりの農地再生利用事業補助金

耕作放棄地総合対策事業費・みどりの農地再生利用事業補助金（決算額：105 千円）は、耕作放棄地を再生する事業に対して補助するものである。

・コウリヤク隊

耕作放棄地総合対策事業費のうちコウリヤク隊の事業内容は、県内の NPO 等と大都市の NPO が連携して、農作業等に関心を持つ大都市の若者を発掘・募集し、耕作放棄地対策等に取り組むプログラムの企画・運営の支援である。（決算額：450 千円）

③ 予算及び決算額

（単位：円）

区分	合計	内訳		
		一般県費	国庫	その他
予算現額	1,840,000	1,840,000	—	—
決算額	845,000	845,000	—	—

(2) みどりの農地再生利用事業補助金について

① 現状と課題

補助要件として、5 年間以上耕作することが条件となっており、市町村に年 1 回状況報告することとなっている。県は市町村の報告の聞き取りをしているとしているが、証跡は残していない。平成 21 年度に補助した小矢部市については、耕作状況が確認できたが、他の箇所は聞き取りのみしか行われておらず、耕作状況の確認はできなかった。

② 実施結果

耕作放棄地総合対策事業費・みどりの農地再生利用事業補助金について、補助要件が達成されていることを確認するため、耕作が行われていることについて市町村への報告状況を確認し、その証跡を残す必要があると考える。

(3) コウリヤク隊について

①現状と課題

支出の内訳は、都市から現地までの交通費等であり、コウリヤク隊の費用である。コウリヤク隊の補助について、県の補助金等交付規則に拠るとなつているが、補助金の事業内容は決められているものの、当該事業の何の経費に補助するかについての決めがない。

②実施結果

【意見 23】

耕作放棄地総合対策事業費のうちコウリヤク隊の補助金について、当該事業の何の経費に補助するかについての決めがないため、今後、類似の事業を実施するにあたり、補助対象経費の明確化が必要である。

第 5 主要事業や継続事業等における PDCA サイクルの実施状況

A 主な着眼点

- ・主要事業等の評価は適切か
- ・主要事業等の評価に基づく改善は適切か
- ・主要事業等の改善に基づく計画立案は適切か

上記の着眼点は、PDCA の評価 (Check)、改善 (Action)、計画立案 (Plan) の実施状況の適切性について確認することを意味しているが、PDCA サイクルの実施状況を確認するために、PDCA サイクルの仕組みとしての整備状況及び農業行政での運用状況の観点から手続を実施した。

B 実施手続

- ・PDCA サイクルの整備状況について、関連資料を入手して、内容を閲覧して、担当部署である知事政策局に質問を実施した。
- ・整備された PDCA サイクルの農業行政での運用状況について、農林水産部の農業に関する政策評価表及び事業評価表を入手し、内容を閲覧、分析し、必要に応じて農林水産部の各担当部署に質問を実施した。

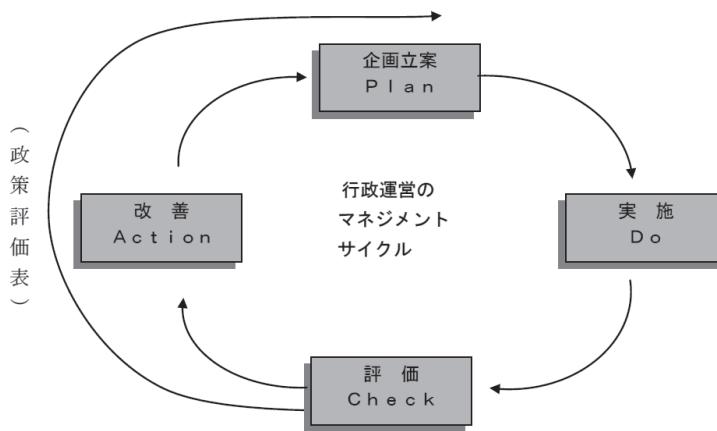
C 実施結果

1 PDCA サイクルの概要

県では、「創造計画」の第 6 章 計画の実効性の確保と推進 に記載の通り 計画の実効性を確保するためのマネジメントシステムを確立させ、PDCA サイクルによる政策の目標の達成状況の継続的な検証や必要に応じて施策の見直しを行っている。

そのイメージ図は以下の通りである。

(出典：平成 25 年度政策評価結果の概要について)



2 制度の整備状況

具体的な制度の整備状況の概要は以下の通り。

この PDCA サイクルは、知事政策局が所管し、

- ・富山県政策評価実施要綱
- ・富山県政策評価実施要領
- ・「事業評価表」に係る記載要領
- ・政策評価表 様式
- ・事業評価表 様式
- ・その他

により、整備されている。

上記要綱等によれば、政策評価は、1次評価として各部局長が実施し、2次評価として富山県政策評価連絡会議において全庁的な観点から総合調整が行われる。また、事業評価は、当該事業を所管する各部局長が実施することとなっている。

3 制度の運用状況

県では、上記要綱等に従い、平成 25 年度においても、政策評価表、事業評価表に基づき、政策評価、事業評価を実施し、政策評価表、事業評価表をホームページに公表している。

4 平成 25 年度の政策評価表及び事業評価表

県では、「創造計画」に従い、60 の基本政策についての政策評価表を公表しているが、農業関連の政策は、

「活力とやま」 活力 10 農業生産の振興

「未来とやま」 未来 18 農山漁村の活性化

「安心とやま」 安心 6 食の安全確保と地産地消・食育の推進

の 3 つで、そのうちの「活力とやま」 活力 10 農業生産の振興 の政策評価表は以下のとおりである。

政策評価表		政策とりまとめ課 農林水産部 農林水産企画課				TEL(直通):076-444-9622																																																																																																																																																																																																									
政策の柱	活力とやまと	政策名	10 農業生産の振興																																																																																																																																																																																																												
政策目標	意欲ある若い手により、消費者ニーズに対応した安全で高品質な県産農産物が、安定して供給されていること。																																																																																																																																																																																																														
1.【県民参考指標の動向】																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名 (指標の定義)</th> <th colspan="4">参考</th> <th colspan="2">目標</th> <th rowspan="2">達成見通し</th> </tr> <tr> <th>H18 (概ね5年前)</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24 (評価)</th> <th>H28</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業産出額 (農産物の生産量に農家手取価格を乗じた金額)</td><td>758億円 (H17)</td><td>642億円</td><td>615億円</td><td>672億円</td><td>692億円</td><td>660億円</td><td>700億円</td></tr> <tr> <td>指標動向の補足説明</td><td colspan="7">来場回復率(富山コシヒカリ取引価格:H23:16,192円→H24:16,931円/60kg)などにより、H24農業産出額は震災後、在庫増積等により上昇しているが、米消費の減少、さらには、TPP交渉などの国際情勢如何によっては経営環境の悪化も懸念されることから、要努力とした。</td></tr> <tr> <td>達成見通しの判断理由</td><td colspan="7">米価は震災後、在庫増積等により上昇しているが、米消費の減少、さらには、TPP交渉などの国際情勢如何によっては経営環境の悪化も懸念されることから、要努力とした。</td></tr> <tr> <td>食料自給率 (本県のカロリーベースによる食料自給率)</td><td>72% (H17)</td><td>77%</td><td>77%</td><td>—</td><td>H26.7頃公表</td><td>79%</td><td>81%</td></tr> <tr> <td>指標動向の補足説明</td><td colspan="7">食料自給率(カロリーベース)は、毎年の農業生産の豊凶等により変動するものの、近年では70%台を概ね横這いで推移している。</td></tr> <tr> <td>達成見通しの判断理由</td><td colspan="7">地盤面積の推進により、県産農産物の需要の増加が見込まれるもの、米の生産調整が強化されていることから、水田の有効利用による作物生産を推進する必要があり、要努力とした。</td></tr> <tr> <td>扱い手による経営面積割合 (面積) (県内の耕地面積に占める扱い手の耕地面積割合)</td><td>29.0% (H17)</td><td>43.9%</td><td>44.8%</td><td>46.1%</td><td>47.4%</td><td>55%</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>指標動向の補足説明</td><td colspan="7">17,429ha (H17) 認定農業者の前年度集落営農の組織化等を推進し、経営面積割合でH22では全国第4位(県21%)の水準を確保している。</td></tr> <tr> <td>達成見通しの判断理由</td><td colspan="7">経営面積割合は着実に増加しており、地域で合意形成された「人・農地プラン」の実現に向けて、扱い手への農地集積を加速化させための県の支援策を積極的に活用していく。</td></tr> <tr> <td>法人経営体数 (農業または農作業を行う法人格を有する経営体数)</td><td>247 (H17)</td><td>360</td><td>381</td><td>399</td><td>427</td><td>460</td><td>500</td></tr> <tr> <td>指標動向の補足説明</td><td colspan="7">関係機関が一丸となったハード・ソフト両面の施策の推進をして、法人経営体は着実に増加している。H23からH24に28法人(うち17法人が集落営農組織)が増加。</td></tr> <tr> <td>達成見通しの判断理由</td><td colspan="7">法人経営体数はこれまで順調に増加しており、今後も、扱いの規模拡大などを併せ、法人化計画を有する集落営農組織が多いことから、達成可能とした。</td></tr> <tr> <td>高品質米の生産割合 (全検査数量に占める検査等級等に格付けされた数量の割合)</td><td>82% (H17)</td><td>87%</td><td>66%</td><td>85%</td><td>76%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr> <tr> <td>指標動向の補足説明</td><td colspan="7">平成15年度から開始した田植時期の遅れ下り等の技術対策により、一等米比率は向上してきたが、平成22年度は記録的な猛暑により、全国的に品質が低下。平成23年度は豊熟期の高温と収穫期のフェーン現象による品質が低下。</td></tr> <tr> <td>達成見通しの判断理由</td><td colspan="7">今後も引き続き、田植時期の遅れ下り等の技術対策を徹底するとともに、気象の変動に強い品種の「てんとうくい」成熟期がコシヒカリよりも遅い品種の「てんとうむり」の作付拡大などにより、気象変動へのリスク回避が期待できることから、達成可能とした。</td></tr> <tr> <td>新規需要米作付面積 (米の生産調整における新規需要米の取組み面積)</td><td>48ha (H20)</td><td>87ha</td><td>354ha</td><td>896ha</td><td>992ha</td><td>950ha</td><td>1,500ha</td></tr> <tr> <td>指標動向の補足説明</td><td colspan="7">水田を活用した米粉用米や飼料用米など新規需要米は、確実に増加している。</td></tr> <tr> <td>達成見通しの判断理由</td><td colspan="7">主食用米の生産調整の拡大とともに、国及び地域において新規需要米の生産・需要の拡大を図っている。非主食用米による転作対応は、追加投資等が抑制されるなど比較的取り組みやすく、今後の増大が見込まれる。</td></tr> <tr> <td>1億円產地づくり指定產地の販売額 (県内15農協が取り組む1億円產地づくりの収益額)</td><td>5.1億円 (H22)</td><td>—</td><td>5.1億円</td><td>5.2億円</td><td>6.4億円</td><td>15億円</td><td>20億円</td></tr> <tr> <td>指標動向の補足説明</td><td colspan="7">平成24年度の1億円產地づくり指定產地の総作付面積は前年対比119%、出荷量は同133%、販売額は同124%と成果は着実に表れ、県内15JAの中でJAみなみ野の「たまねぎ」が最初に販売金額が億円を達成した。</td></tr> <tr> <td>達成見通しの判断理由</td><td colspan="7">生産者の野菜栽培経験年数が浅いことから、栽培品目の单収が低く、生産者の栽培技術向上が喫緊の課題であるほか、農協間での取扱い競争に激化があるため、今後、各農協に向けた1億円產地づくりの理解をさらに深め、中長期的な観点で野菜の生産拡大が着実に実施されるよう、更に努力が必要である。</td></tr> <tr> <td>エコファーマー認定者数 (持続農業法に基づき計画を県知事に認定された農業者数)</td><td>622名 (H17)</td><td>2,462名</td><td>2,450名</td><td>2,482名</td><td>2,526名</td><td>3,000名</td><td>3,500名</td></tr> <tr> <td>指標動向の補足説明</td><td colspan="7">「とやまエコ農業推進方針」に基づいた「環境にやさしい農業」の推進を通じて、認定者数は徐々に増加している。</td></tr> <tr> <td>達成見通しの判断理由</td><td colspan="7">認定対象作物の追加により対象者数の拡大が図られているが、エコファーマーマークや国支援制度等の積極的な活用により一層の認定推進を図る必要がある。</td></tr> </tbody> </table>	指標名 (指標の定義)	参考				目標		達成見通し	H18 (概ね5年前)	H21	H22	H23	H24 (評価)	H28	H33	農業産出額 (農産物の生産量に農家手取価格を乗じた金額)	758億円 (H17)	642億円	615億円	672億円	692億円	660億円	700億円	指標動向の補足説明	来場回復率(富山コシヒカリ取引価格:H23:16,192円→H24:16,931円/60kg)などにより、H24農業産出額は震災後、在庫増積等により上昇しているが、米消費の減少、さらには、TPP交渉などの国際情勢如何によっては経営環境の悪化も懸念されることから、要努力とした。							達成見通しの判断理由	米価は震災後、在庫増積等により上昇しているが、米消費の減少、さらには、TPP交渉などの国際情勢如何によっては経営環境の悪化も懸念されることから、要努力とした。							食料自給率 (本県のカロリーベースによる食料自給率)	72% (H17)	77%	77%	—	H26.7頃公表	79%	81%	指標動向の補足説明	食料自給率(カロリーベース)は、毎年の農業生産の豊凶等により変動するものの、近年では70%台を概ね横這いで推移している。							達成見通しの判断理由	地盤面積の推進により、県産農産物の需要の増加が見込まれるもの、米の生産調整が強化されていることから、水田の有効利用による作物生産を推進する必要があり、要努力とした。							扱い手による経営面積割合 (面積) (県内の耕地面積に占める扱い手の耕地面積割合)	29.0% (H17)	43.9%	44.8%	46.1%	47.4%	55%	60%	指標動向の補足説明	17,429ha (H17) 認定農業者の前年度集落営農の組織化等を推進し、経営面積割合でH22では全国第4位(県21%)の水準を確保している。							達成見通しの判断理由	経営面積割合は着実に増加しており、地域で合意形成された「人・農地プラン」の実現に向けて、扱い手への農地集積を加速化させための県の支援策を積極的に活用していく。							法人経営体数 (農業または農作業を行う法人格を有する経営体数)	247 (H17)	360	381	399	427	460	500	指標動向の補足説明	関係機関が一丸となったハード・ソフト両面の施策の推進をして、法人経営体は着実に増加している。H23からH24に28法人(うち17法人が集落営農組織)が増加。							達成見通しの判断理由	法人経営体数はこれまで順調に増加しており、今後も、扱いの規模拡大などを併せ、法人化計画を有する集落営農組織が多いことから、達成可能とした。							高品質米の生産割合 (全検査数量に占める検査等級等に格付けされた数量の割合)	82% (H17)	87%	66%	85%	76%	90%	90%	指標動向の補足説明	平成15年度から開始した田植時期の遅れ下り等の技術対策により、一等米比率は向上してきたが、平成22年度は記録的な猛暑により、全国的に品質が低下。平成23年度は豊熟期の高温と収穫期のフェーン現象による品質が低下。							達成見通しの判断理由	今後も引き続き、田植時期の遅れ下り等の技術対策を徹底するとともに、気象の変動に強い品種の「てんとうくい」成熟期がコシヒカリよりも遅い品種の「てんとうむり」の作付拡大などにより、気象変動へのリスク回避が期待できることから、達成可能とした。							新規需要米作付面積 (米の生産調整における新規需要米の取組み面積)	48ha (H20)	87ha	354ha	896ha	992ha	950ha	1,500ha	指標動向の補足説明	水田を活用した米粉用米や飼料用米など新規需要米は、確実に増加している。							達成見通しの判断理由	主食用米の生産調整の拡大とともに、国及び地域において新規需要米の生産・需要の拡大を図っている。非主食用米による転作対応は、追加投資等が抑制されるなど比較的取り組みやすく、今後の増大が見込まれる。							1億円產地づくり指定產地の販売額 (県内15農協が取り組む1億円產地づくりの収益額)	5.1億円 (H22)	—	5.1億円	5.2億円	6.4億円	15億円	20億円	指標動向の補足説明	平成24年度の1億円產地づくり指定產地の総作付面積は前年対比119%、出荷量は同133%、販売額は同124%と成果は着実に表れ、県内15JAの中でJAみなみ野の「たまねぎ」が最初に販売金額が億円を達成した。							達成見通しの判断理由	生産者の野菜栽培経験年数が浅いことから、栽培品目の单収が低く、生産者の栽培技術向上が喫緊の課題であるほか、農協間での取扱い競争に激化があるため、今後、各農協に向けた1億円產地づくりの理解をさらに深め、中長期的な観点で野菜の生産拡大が着実に実施されるよう、更に努力が必要である。							エコファーマー認定者数 (持続農業法に基づき計画を県知事に認定された農業者数)	622名 (H17)	2,462名	2,450名	2,482名	2,526名	3,000名	3,500名	指標動向の補足説明	「とやまエコ農業推進方針」に基づいた「環境にやさしい農業」の推進を通じて、認定者数は徐々に増加している。							達成見通しの判断理由	認定対象作物の追加により対象者数の拡大が図られているが、エコファーマーマークや国支援制度等の積極的な活用により一層の認定推進を図る必要がある。						
指標名 (指標の定義)		参考				目標			達成見通し																																																																																																																																																																																																						
	H18 (概ね5年前)	H21	H22	H23	H24 (評価)	H28	H33																																																																																																																																																																																																								
農業産出額 (農産物の生産量に農家手取価格を乗じた金額)	758億円 (H17)	642億円	615億円	672億円	692億円	660億円	700億円																																																																																																																																																																																																								
指標動向の補足説明	来場回復率(富山コシヒカリ取引価格:H23:16,192円→H24:16,931円/60kg)などにより、H24農業産出額は震災後、在庫増積等により上昇しているが、米消費の減少、さらには、TPP交渉などの国際情勢如何によっては経営環境の悪化も懸念されることから、要努力とした。																																																																																																																																																																																																														
達成見通しの判断理由	米価は震災後、在庫増積等により上昇しているが、米消費の減少、さらには、TPP交渉などの国際情勢如何によっては経営環境の悪化も懸念されることから、要努力とした。																																																																																																																																																																																																														
食料自給率 (本県のカロリーベースによる食料自給率)	72% (H17)	77%	77%	—	H26.7頃公表	79%	81%																																																																																																																																																																																																								
指標動向の補足説明	食料自給率(カロリーベース)は、毎年の農業生産の豊凶等により変動するものの、近年では70%台を概ね横這いで推移している。																																																																																																																																																																																																														
達成見通しの判断理由	地盤面積の推進により、県産農産物の需要の増加が見込まれるもの、米の生産調整が強化されていることから、水田の有効利用による作物生産を推進する必要があり、要努力とした。																																																																																																																																																																																																														
扱い手による経営面積割合 (面積) (県内の耕地面積に占める扱い手の耕地面積割合)	29.0% (H17)	43.9%	44.8%	46.1%	47.4%	55%	60%																																																																																																																																																																																																								
指標動向の補足説明	17,429ha (H17) 認定農業者の前年度集落営農の組織化等を推進し、経営面積割合でH22では全国第4位(県21%)の水準を確保している。																																																																																																																																																																																																														
達成見通しの判断理由	経営面積割合は着実に増加しており、地域で合意形成された「人・農地プラン」の実現に向けて、扱い手への農地集積を加速化させための県の支援策を積極的に活用していく。																																																																																																																																																																																																														
法人経営体数 (農業または農作業を行う法人格を有する経営体数)	247 (H17)	360	381	399	427	460	500																																																																																																																																																																																																								
指標動向の補足説明	関係機関が一丸となったハード・ソフト両面の施策の推進をして、法人経営体は着実に増加している。H23からH24に28法人(うち17法人が集落営農組織)が増加。																																																																																																																																																																																																														
達成見通しの判断理由	法人経営体数はこれまで順調に増加しており、今後も、扱いの規模拡大などを併せ、法人化計画を有する集落営農組織が多いことから、達成可能とした。																																																																																																																																																																																																														
高品質米の生産割合 (全検査数量に占める検査等級等に格付けされた数量の割合)	82% (H17)	87%	66%	85%	76%	90%	90%																																																																																																																																																																																																								
指標動向の補足説明	平成15年度から開始した田植時期の遅れ下り等の技術対策により、一等米比率は向上してきたが、平成22年度は記録的な猛暑により、全国的に品質が低下。平成23年度は豊熟期の高温と収穫期のフェーン現象による品質が低下。																																																																																																																																																																																																														
達成見通しの判断理由	今後も引き続き、田植時期の遅れ下り等の技術対策を徹底するとともに、気象の変動に強い品種の「てんとうくい」成熟期がコシヒカリよりも遅い品種の「てんとうむり」の作付拡大などにより、気象変動へのリスク回避が期待できることから、達成可能とした。																																																																																																																																																																																																														
新規需要米作付面積 (米の生産調整における新規需要米の取組み面積)	48ha (H20)	87ha	354ha	896ha	992ha	950ha	1,500ha																																																																																																																																																																																																								
指標動向の補足説明	水田を活用した米粉用米や飼料用米など新規需要米は、確実に増加している。																																																																																																																																																																																																														
達成見通しの判断理由	主食用米の生産調整の拡大とともに、国及び地域において新規需要米の生産・需要の拡大を図っている。非主食用米による転作対応は、追加投資等が抑制されるなど比較的取り組みやすく、今後の増大が見込まれる。																																																																																																																																																																																																														
1億円產地づくり指定產地の販売額 (県内15農協が取り組む1億円產地づくりの収益額)	5.1億円 (H22)	—	5.1億円	5.2億円	6.4億円	15億円	20億円																																																																																																																																																																																																								
指標動向の補足説明	平成24年度の1億円產地づくり指定產地の総作付面積は前年対比119%、出荷量は同133%、販売額は同124%と成果は着実に表れ、県内15JAの中でJAみなみ野の「たまねぎ」が最初に販売金額が億円を達成した。																																																																																																																																																																																																														
達成見通しの判断理由	生産者の野菜栽培経験年数が浅いことから、栽培品目の单収が低く、生産者の栽培技術向上が喫緊の課題であるほか、農協間での取扱い競争に激化があるため、今後、各農協に向けた1億円產地づくりの理解をさらに深め、中長期的な観点で野菜の生産拡大が着実に実施されるよう、更に努力が必要である。																																																																																																																																																																																																														
エコファーマー認定者数 (持続農業法に基づき計画を県知事に認定された農業者数)	622名 (H17)	2,462名	2,450名	2,482名	2,526名	3,000名	3,500名																																																																																																																																																																																																								
指標動向の補足説明	「とやまエコ農業推進方針」に基づいた「環境にやさしい農業」の推進を通じて、認定者数は徐々に増加している。																																																																																																																																																																																																														
達成見通しの判断理由	認定対象作物の追加により対象者数の拡大が図られているが、エコファーマーマークや国支援制度等の積極的な活用により一層の認定推進を図る必要がある。																																																																																																																																																																																																														

2.【補足指標の動向】(新・元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績			数値実績の補足説明
農地の利用権設定面積率(%)	H22:30.1 → H23:31.2 → H24:33.2			順調に推移している。
新規就農者数(人／年)	H22:53 → H24:74 → H25:90			順調に推移している。
農村女性起業数(件)	H22:160 → H23:165 → H24:161			起業数は横ばいであるが、総販売額は順調に増加している。
水田汎用化面積(ha)	H22:31,086 → H23:31,367 → H24:31,857			順調に推移している。
機械保有計画に基づいた水路整備延長(km)	H22:10 → H23:12 → H24:20			順調に推移している。
基幹的農道で保全対策を実施した橋梁数(橋)	H22:27 → H23:40 → H24:43			積極的に整備した結果、数値が大きくなっている。
老朽ため池の整備箇所数(箇所)	H22:223 → H23:224 → H24:226			順調に推移している。
普及に移した開発技術数(件／年)	H22:30 → H23:23 → H24:36			順調に推移している。
新品種の開発数(件／5年)	H22:8 → H23:9 → H24:9			概ね順調に推移している。
エコファーマー認定者数(人)	H22:2,450 → H23:2,482 → H24:2,526			概ね順調に推移している。

3.【県民ニーズの状況】(県政世論調査結果)

区分	H24	H25
満足度(順位)	8.5% (59/68)	10.5% (56/68)
要望度(順位)	4.5% (32/68)	3.9% (37/68)
分類	C	C

分類：A＝要望度高・満足度低
B＝要望度高・満足度高
C＝要望度低・満足度低
D＝要望度低・満足度高

* 分類中の要望度及び満足度の高低はそれぞれの平均値を基準としている。

4.【政策をとりまく国、市町村、民間の動き】

- ・TPP等貿易の新たなルールづくりが、我が国の農業等を左右する極めて重要な課題として議論となっている。
- ・25年12月に国でとりまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、26年度から、農地中間管理機構の整備、経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払いの創設など4つの改革が進められることとなっている。

様式2

5.【政策目標の達成(進捗)状況】

達成状況	概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
達成状況 ■ 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
・扱い手育成 扱い手を育成するため、関係機関が一丸となったハード・ソフト両面の施策を推進している。 耕地面積に占める扱い手の経営面積割合は49.5%にまで増加、農業法人経営数も着実に増加している。 経営所得安定対策で、農家の所得が補償されることにより、概ね農家経営は安定しているが、扱い手経営の体质強化を図るために、扱い手への農地集積・集約化や経営規模拡大や法人化、複合化、多角化による生産コストの削減を進める必要がある。	
・県内農畜産物の安定供給 田植時期の繰り上げや適正な生育誘導、胴割れ米発生防止運動等の重点技術対策をしているものの、平成25年度は登熟期の高温等により、品質の低下が見られた。 既存園芸産地では、高齢化の進展などから生産量が減少傾向にある一方、稲作農家の経営の複合化品目として野菜等園芸作物の導入が進んでいる。また、平成22年度から実施している1億円產地づくり支援事業により、県内15農協で、農協が主体となり戦略品目を設け、地域の農業者や営農組織と一緒にして大規模園芸産地づくりの取り組みが進んでおり、戦略品目の作付面積や出荷量、販売額は年々拡大している。 畜産では、中小規模農家が高齢化等で廃業しつつあるが、若い後継者が存在する農家での規模拡大や、耕種農家との連携による飼料用穀・米等の自給飼料の生産が拡大している。	

6.【事業評価結果からの課題】

事業名	課題内容

7.【政策目標達成に向けての課題】

課題タイトル	課題内容	緊急性
地域を守る担い手の育成と経営を支える人材の育成・確保	生産性の高い農業を確立するため、農業経営体の法人化や集落営農の組織化など地域営農体制の構築が必要である。 また、経営規模の拡大や経営管理能力の向上など担い手の経営発展に向けた取組みへの支援や、農業後継者の研修体制の整備などによる経営を担う人材の育成、農産加工・直売などの女性起業者の育成強化等を通じ、未来を拓く農業人材の育成と地域の活性化を図っていく必要がある。 食料自給率の向上、担い手の経営の安定化に必要な直播栽培など、低コスト生産技術の確立、普及を一層強化する必要がある。	○
農業経営の複合化の推進	本県の農業は米に特化しており、米の価格や作柄などの変動の影響を受けやすく、また、作業が一時期に集中し経営規模の拡大が難い。また、米の生産調整の拡大に伴い、水田の有効活用による担い手等の所得確保が必要である。	
消費者ニーズに対応した農業生産	米農家の多様な収入源の確保や、労働力の効率的な活用など体质を強化するため、園芸や農産加工を導入した経営の複合化・多角化を推進しているが、実需者のニーズに対応した生産物を安定的に供給する枠組みづくりや農商工等の連携、6次産業化を促進する必要がある。 本県の基幹作物である米については、①国への適切な生産調整の実施への働きかけと本県産米の生産数量目標の確保、②高品質・良食味な米づくりと安全・安心の確保による富山米ブランドの向上、③米粉用米、飼料用米等の新規需要米の生産拡大のための需要拡大やマッチングの促進に取り組む必要がある。 麦、大豆については、作付は場の団地化、ブロックローテーションを進めるとともに、排水対策や土づくり等により収量・品質の向上を図る必要がある。 野菜等の園芸作物については、県民の食の安全・安心や地産地消への関心の高まりから、県産野菜の生産拡大に対する期待は大きく、JAが主体となって取り組む「1億円産地づくり(1億円規模の大規模園芸産地づくり)」を積極的に支援するとともに、生産意欲の向上に結びつく価格で取引されるよう、販売対策の強化が必要である。また、県花でもあるチューリップの球根生産については、オランダからの安価な輸入球根に対抗できるよう、より一層の低コスト・省力生産が必要である。	○

8.【25年度の進捗状況(実績等)】

平成25年産米のうち1等米比率は70.1%(12月末現在)となっている。

平成25年産チューリップ球根の作付面積は85.5ha(H20対比76%)、出荷量は1,985万球(H20対比71%)と大幅に減少している。

飼料用米栽培面積は255ha、飼料用稲栽培面積は198haとなっている。

9.【26年度の改善内容】

新たに設立される農地中間管理機構を活用して、農地の集積・集約化を促進する。

本県農業の将来を支える担い手の育成に向け、1年生の新たな農業研修機関として、「とやま農業未来カレッジ」を設置する。

25年産米の品質低下をふまえ、気象変動に負けない高品質米の生産推進やコシヒカリ偏重の是正、高温でも品質が高い品種育成等を図る。

転作の基幹である大豆、大麦の生産性向上と園芸作物等の生産拡大を支援する。

チューリップ球根生産の超省力化技術としてオランダで普及定着しているネット栽培を本県へ導入するため、専用機械の導入を支援する。

飼料用米等の利用拡大に必要な施設・機械の導入を支援する。

10.【26年度の展開方向】

別添アクションプラン(平成26年度改訂版)のとおり

また、事業評価表のサンプル（事業名：6 次産業化モデル事業費）は以下のとおりである。

事業評価表	担当課:	農林水産部	農林水産企画課	TEL(直通): 076-444-3368	株式 1		
事業名	6次産業化モデル事業費	24年度最終予算 24年度決算 25年度当初予算	24,920 千円 21,639 千円 27,300 千円	改編者 改編の事業等の統合・改編の概要 (概要を添付して記載)	改編後の事業名 (概要を添付して記載)		
【当該事業が最も関係のある政策】(本格)			【関連する政策】(再掲)				
1 政策の柱 活力	政策名 農業生産の振興	2 政策の柱 活力	政策名	3 政策の柱	政策名 小中企業の振興		
政策目標 対象とする担い手により、消費者ニーズに対応した安全で高品質な県産農産物が、安定して供給されること。			4 政策の柱	政策名	5 政策の柱	政策名	
主な施策名 意欲ある担い手の育成・確保			6 政策の柱	政策名			
【平成24年度の事業の実施状況と事業の必要性等の分析】							
該当政策	主な実施項目 (結果)	最終予算(千円)	実施状況(内容)	実績数量	必要性	有効性	効率性
1 6次産業化推進支援事業	10,441	各農林振興センターに推進員を配置し、農業者等への6次産業化の取組みに関するアンケート、研修会開催、PR・インフレット作成など各種情報提供、普及啓発を実施。	雇用者4名	a 適合	a 高い	a 高い	a なし a なし
1 6次産業化モデル育成事業	10,000	農林地業者が行うる次産業化(農林水産物の先端に加え、付加価値を高めた加工・調理、販売・サービスを一体的に実施)に向けた取組みを支援	6事業者選択	a 適合	a 高い	a 高い	a なし a なし
1 熟練工等連携促進事業	4,150	熟練工連携を推進するため開設した日に登録する業者の種類をしきに図とともに、HPの情報管理マーチャンジング情報を掲載する普及推進活動を実施	雇用者1名	a 適合	a 高い	a 高い	a なし a なし
1 熟練工連携ナビ導入事業	32	農林地業者と中小企業との情報をHPに掲載し、自ら意欲的にマッチングパートナーを検索できるシステムの運営	情報登録数174件	a 適合	a 高い	a 高い	a なし a なし
標記事業の総合判定(必要性、有効性、効率性)						a 調査なし	a 調査なし a 調査なし
【平成25年度の改善内容】						関係団体や地域単位での6次産業化の取組みを支援するため、国の新たな交付金を活用し、「6次産業化ネットワーク活動推進事業」を創設。	
【課題】(24年度実施事業の分析、25年度の改善内容を踏まえ、政策目標達成に向けての課題を記述)							
課題の有無	無 上記 必要事項等のみ記入しておきたい場合は「有」、該当が決してない場合は「無」、▼をクリック。						
内 容							
【補足説明】(24年度の課題はないが25年度以降に生じた課題や、事業の推進に当たって、政策目標達成の観点から説明が必要な場合に記載)							
【26年度の改善内容】(上記課題または補足説明に対する26年度予算等での対応状況(事業の改廃、新規・拡充事業の概要や事業内容・手法等の改善点など)を記載)							
6次産業化モデル育成事業において、「医薬食農連携」の推進体制を新たに実施。							

D 意見

1 PDCA サイクルの目的について

PDCA サイクルとは、行政運営のマネジメントサイクルで、計画立案 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) により構成される。これにより、経営的なマネジメントサイクルが構築され、評価、改善により、行政運営においても、不斷の見直しや改善が行われることとなる。

また、評価、改善のツールとなる政策評価表や事業評価表が開示されることにより、県民への説明責任(アカウンタビリティ)を果たすこととなる。

2 政策評価表について

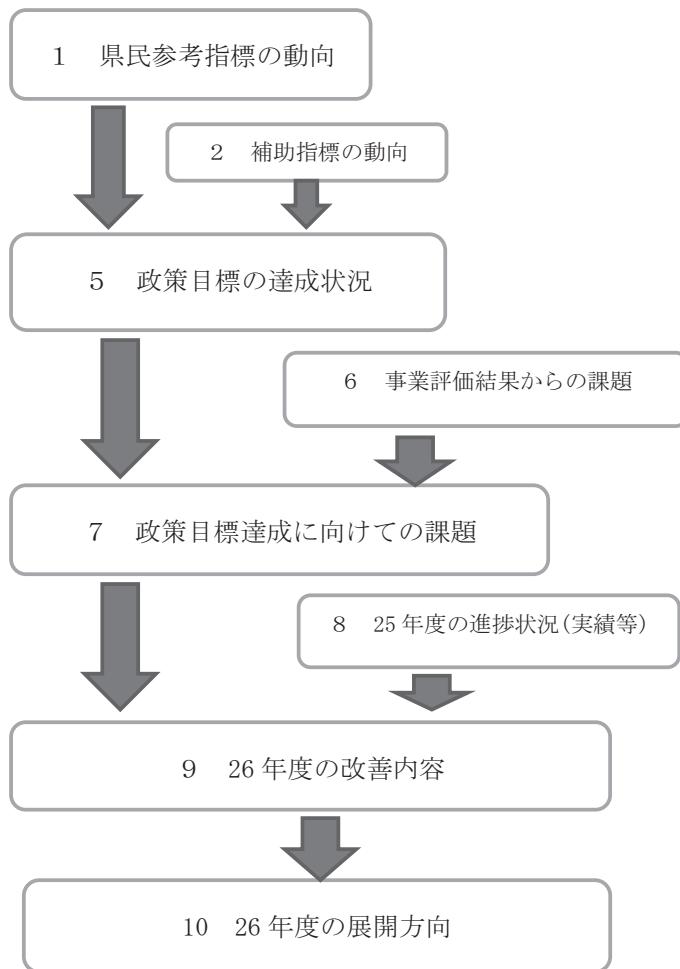
現在の政策評価表は、

- 1 県民参考指標の動向
- 2 補足指標の動向
- 3 県民ニーズの状況
- 4 政策をとりまく国、市町村、民間の動き
- 5 政策目標の達成（進捗）状況
- 6 事業評価結果からの課題
- 7 政策目標達成に向けての課題
- 8 25 年度の進捗状況（実績等）
- 9 26 年度の改善内容
- 10 26 年度の展開方向

が記載され、PDCA における評価 (Check) の情報を中心に記載され、改善 (Action) へのつながりや結果としての改善状況が一連の流れとして、記載できるように工夫がされている。

政策評価表の記載項目である上記の 1 から 10 までの関連をまとめると以下のように図示できる。

(図) 政策評価表の記載内容の関連図



「C 実施結果」、「4 平成 25 年度の政策評価表及び事業評価表」に記載の「活力とやま 10 農業生産の振興」の政策評価表には、「1 県民参考指標の動向」として農業生産額や食料自給率、担い手による経営面積割合(面積)など 8 個の指標、「2 補足指標の動向」として「農地の利用権設定面積率」や「新規就農者数」、「農村女性起業数」など 10 個の指標が記載されている。これらをまとめる形で、「5 政策目標の達成(進捗)状況」に「担い手育成」「県内農畜産物の安定供給」の記載があるが、「1 県民参考指標の動向」に記載された指標や「2 補足指標の動向」に記載された指標と「5 政策目標の達成(進捗)状況」に記載された「担い手育成」「県内農畜産物の安定供給」との関係が明らかでなく、指標の動向からの流れが明確でない。

また、「5 政策目標の達成(進捗)状況」の「担い手育成」「県内農畜産物の安定供給」を受けて、「7 政策目標達成に向けての課題」として「地域を守る担い手育成と経営を支える人材の育成・確保」「農業経営の複合化の推進」「消費者ニーズに対応した農業生産」の記載があると考えられるが、こちらも政策の達成状況からなぜその課題がでてきたのか関連が明らかでない。

また、これを受けての「9 26 年度の改善内容」の記載は 6 つの文書の羅列であり、「10 26 年度の展開方向」には「別添アクションプラン(平成 26 年度改訂版)のとおり」と記載があるだけで、こちらも記載内容の関連付けが明らかでない。

「創造計画」では、政策達成のために施策を策定し、施策の一環として事業を位置づけているので、政策評価をする場合も、施策ごとに説明をすれば、全体としてわかりやすくなる。現在は、事業評価の結果として、政策評価しているので、記載内容が多くなると、記載内容の 1 から 10 までの関連が明確でなくなる。政策評価表の施策別の記載が望まれる。

また、上記 1 から 10 までの記載は、上から下への記載になっているため、記載内容が複数になる場合、相互の関連がわかりづらくなる。少なくとも記載項目に①等の番号を付すなどして、「5 政策目標の達成(進捗)状況」や「6 事業評価からの課題」から、どのような「7 政策目標達成に向けての課題」が認識され、現在の状況としての「8 25 年度の進捗状況(実績等)」を踏まえ、今後どのように改善され「9 26 年度の改善内容」、その具体的な改善事業としての「10 26 年度の展開方向」との関連付けを明らかにする必要がある。また、これを左から右への記載にすれば、その関連付けは明確になる。

また、「10 26 年度の展開方向」は「別添アクションプラン（平成 26 年度改訂版）のとおり」とあり、具体的な事業が記載されていないため、その関連が明確でない。「9 26 年度の改善内容」との関連を説明するには、「10 26 年度の展開方向」において少なくとも事業名の記載が必要と考える。

3 事業評価表について

現在の事業評価表は、

当該事業が最も関係のある政策

平成 24 年度の事業の実施状況と事業の必要性等の分析

平成 25 年度の改善内容

課題

補足説明

平成 26 年度の改善内容

他

が記載され、PDCA における評価（Check）の情報を中心に記載され、改善（Action）へのつながりや結果として改善状況が一連の流れとして、記載できるように工夫がされている。また、全体が見やすいように 1 枚にまとめる形となっている。

事業評価表には、事業に関係のある政策や施策の名称が記載されているが、それに関連する「県民参考指標」や「補足指標」が記載されていないため、事業の必要性等の分析の前提等がわからない。これらを記載することにより、事業の必要性等の分析が理解しやすくなり、説明が明確になる。

事業の実施状況として、事業の実績数量が記載されているが、事業の必要性等の分析の一つとして活動量の予定と実績の比較をしていると思料されるため予定数量の記載が望まれる。また、事業の必要性等の分析として、必要性については、政策目標適合性、県関与の妥当性、有効性については、事業効果、効率性については、効率向上の余地、業務改善の余地から分析をしているが、「適合」「高い」「なし」等の結果のみで、その根拠を記載する様式になっていない。結果とともにその根拠を記載する様式が望まれる。

事業評価表も、項目を上から下に記載する形となっている。事業の実施項目が複数になる場合は、各項目の記載の関連をわかりやすくするために、記載項目に①等の番号を付す等の工夫が必要である。

【意見 24】

政策評価表や事業評価表は、これまでも様式を変更し、評価する側として記載しやすい様式になっているようであるが、今後は読み手にとってもわかりやすい様式となるよう改善が望まれる。

第 6 農業行政の業務実施体制（出先機関を含む）

A 主な着眼点

- ・県本庁や出先機関の業務分担等は適切か
- ・県本庁や出先機関の人員等の管理は適切か

B 実施手続

- ・県本庁や出先機関の業務分掌や業務分担表を入手して、内容を閲覧して、必要に応じて農林水産部の各担当部署に質問を実施した。
- ・農林水産部の農業に関する事業評価表を分析し、事業の分担状況を把握し、必要に応じて農林水産部の各担当部署に質問を実施した。
- ・県庁全体及び農林水産部の予算や人員に関する数値を入手し、相互関連等を分析し、また必要に応じて、その他の数値と比較分析をした。

C 実施結果と意見

1 業務分担等

(1) 食料・農業・農村基本法からの業務分担

平成 11 年制定の食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）では、農産物を食料と位置づけ、消費者の立場にも配慮し、食育を含む食の安全、安心の視点も重視している。また、従来は農業の振興がそのまま農村の振興につながる状況にあったが、新しい基本法では、産業振興だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮についても盛り込まれている。

(2) 消費者の観点から

「基本法」の観点から組織を考えると、組織は、食の安全・安心、農業振興、農村振興の 3 つに大きく分けることが考えられる。食の安全・安心は消費者である県民すべての興味の対象であり、この部分は唯一行政のみが実施しうる業務である。農業振興や農村振興は主体である農業従事者や農村居住者がいて、行政の役割はその支援になる。一方、食の安全・安心は消費者一人ひとりでは供給者に対して規制や取締はできず、行政が主体的に対応する必要がある。また、時に食の安全・安心は、産業振興である農業振興とは相対する場面もある。食の安全・安心は、消費者ニーズでもあり、農産物や食料の付加価値を高めるものではあるが、場合によっては、食品表示の違反や農薬、肥料の違法使用により、それが脅かされる可能性もある。

現状では、これらの安全・安心は、農産食品課の食品安全係、農業技術課のエコ農業推進係、畜産振興班、農林水産企画課の企画班で行われている。現状に問題があるとは考えてはいないが、農業振興を主とする課の中で、消費者の観点からの対応を明確にし、この観点からの対応が十分に可能となるよう、今後さらに情報の共有を進め、利用者の立場に立ち、必要に応じて窓口等の統一など目に見える形での連携の検討を進める必要がある。

(3) 県土保全の観点から

産業としての農業の振興は、従来の農業基本法が目指すところで、そのための組織の設計や活動は従来から行われている。食料の安定供給の確保と同じく追加された農村の振興は、従来は農業振興がそのまま農村振興につながっていたが、農業を取り巻く環境の変化により、農業の振興が必ずしも農村の振興に結びつかないため、農村振興のため農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮が追加された。農業・農村の多面的機能は、農業を行い農村を維持することにより、結果としてもたらされる副次的效果である。農業・農村は、食料の供給だけでなく、その生産活動により、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等（以下「国土の保全等」という。）、様々な役割を有しており、その効果は県土全体に及ぶものである。

ただし、このことは、国土の保全等のために、農業による生産活動を行うことが唯一の方策であるとの理由にはならない。国土の保全等を第一の目的として考えた場合には、多くの手段があり、その選択肢の一つとして農業が考えられる。その場合も、産業として振興すべき農業とは、レベルの異なる農業で十分な可能性もある。産業としての農業は、生産力の向上、コストの削減、機械化の促進等の方向性が考えられるが、国土の保全等のための農業は、そこまでの必要はない可能性もある。また、国土の保全等は、農業の観点だけでなく、幅広い可能性の中から地域にあった対応を検討する必要があると考える。その意味では、農村振興の事業は、国土保全や地域振興などの事業との情報の共有や連携が強く求められる。

(4) 政策や施策の実施のための事業への細分化

組織は、組織の目的や目標を達成するために設計される。そのために分業化され、調整され、統合される。県では、政策を達成するための、それを施策に細分化し、さらに事務事業（予算）に細分化している。これに合わせて、組織も細分することになる。県における農業行政の目的や目標を達成す

るために、農林水産部が設けられ、農林水産部は農業行政の目的や目標である農業関連の政策を実現するために、部内を分業化するが、政策がその達成のために施策として細分化されているため、それぞれの施策を目標とした組織に細分化することが、目的や目標を達成するための組織としては、合理性がある。部内の業務を分担する課は、それぞれに目標とする施策を持ち、その達成に向けて各種の事務を検討し、予算の要求をすることになる。

(5)事業への細分化後の連携や調整

政策や施策はこれを実現するため、事業に細分化されるが、実際には事業が相互に関連する場合は多い。特に農業関連の事業は、農業は産業の一部であり、農山村は地域の一部であり、農地は県土の一部であることから、これらの事業とは相互に関連を有する。これらは事業ごとに作成される事業評価表に記載される【関連する政策】からも明らかである。

特に連携が必要と考えられる、農林水産企画課の「とやま食育運動推進事業」「農林水産物海外市場開拓事業」「6次産業化モデル事業」について、連携状況を質問した結果は、以下のとおりである。

「とやま食育運動推進事業」

食育を県民運動として展開していくにあたっては、子どもから高齢者までの幅広い世代を対象に、ライフステージに応じた多種多様な対策を、家庭、学校、職場、地域など幅広い分野において実施していくことが重要である。

このため、本県では、富山県食育推進会議を核として、学校教育を所管する教育委員会では児童生徒を対象とした取組みを、県民の健康づくりを所管する厚生部では、職場や地域における食生活、栄養バランスの改善等に向けた取組みを、そして、農林水産部では、安全で高品質な農林水産物の生産振興や、地産地消の推進に向けた取組みなどを、所管の関係事業との相乗効果の発揮等も考慮しながら実施し、その総合的な企画・調整については農林水産部が所管している。

「農林水産物海外市場開拓事業」

海外市場開拓については、商工業製品などを中心に全体的な取組みは商工労働部が所管している。農林水産部は農林水産物や食に関する海外市場開拓の事業を所管しているが、商工労働部などと行事（商談会等）や意欲ある事業者等に関する情報共有などを行い、効率的・効果的な事業執行に努めている。

「6次産業化モデル事業」

農林漁業者が商品開発や販売等を行う6次産業化の推進にあたっては、農林漁業者と商工業者が連携して商品開発等を行う農商工連携と関連が大きいことから、相互の会議への出席や事業紹介パンフレット等への事業の相互掲載など、商工労働部との連携を図りながら取組みを進めている。

また、上記以外でも、農産食品課では、「『越中とやま食の王国』づくり事業」、「とやま地産地消推進事業」、農村振興課では「都市農山漁村交流対策事業」など他部署との連携が必要な事業が多く、他部署との連携や調整は、事業の有効性や効率性を確保するうえで増え重要になっている。単独事業としてだけでなく、連携や調整を考慮した上で有効性や効率性を考える必要もある。情報の共有や関連部署間の連携の重要性を改めて認識して、今後さらに情報の共有を進め、利用者の立場に立ち、必要に応じて窓口等の統一など目に見える形での連携の検討を進める必要がある。

【意見 16】【意見 21】再掲

「がんばる女性農業者支援事業」における、支援対象者の事業拡大のために必要な許認可手続等に関する指導・助言や、農地情報システムの組織横断的な利用についても、情報の共有や関連部署の連携が必要と考える。

関連部署間の連携の一つとして、農業施策のソフト・ハードの一体的推進がある。本県では、平成 20 年 4 月に農林業施策のソフト・ハード両面を一體的に展開するために、出先機関を再編し、普及指導活動の拠点である 4 箇所の「農業普及指導センター」と、総合的な農地整備及び森林整備を担う 4 箇所の「農地林務事務所」とを統合し、4 箇所の「農林振興センター」を設置している。統合から 6 年が経過し、ソフト・ハードの連携・調整が円滑に進むなど定着してきていることから、より一層効率的・効果的な体制となるよう、さらなる検討が望まれる。

【意見 25】（【意見 VI】再掲）

「農林振興センター」の設置により、ソフト・ハードの連携・調整が円滑に進むなど定着してきていることから、より一層効率的・効果的な体制となるよう、さらなる検討が望まれる。

2 人員等の管理

（1）農林水産関連の人員

総予算、農林水産業費、及びその比率の推移は以下のとおりである。

（表）総予算 vs 農林水産業費 （単位：百万円）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般会計予算	531,737	557,465	559,718	549,893	545,062	557,266
農林水産業費	42,714	40,040	37,688	37,848	39,108	39,828
比率	8.0%	7.2%	6.7%	6.9%	7.2%	7.1%

また、総職員数、農林水産部職員数等、その比率、及び職員一人当たり給与の推移は以下のとおりである。

(表) 総職員数 vs 農林水産部職員数 (単位:人、千円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般行政部門 注1)	3,584	3,479	3,423	3,364	3,332	3,295
うち農林水産部門	895	860	835	822	814	807
比率	25.0%	24.7%	24.4%	24.4%	24.4%	24.6%
農業関連	638	609	593	579	574	567
うち普及指導員	116	114	109	104	105	100
うち試験研究	113	111	111	112	111	107
林業関連	200	194	187	183	179	174
水産業関連	57	57	55	60	61	66
一人当たり給与(千円)	7,120	6,976	6,986	6,929	6,682	-

注1) ここでの一般行政部門には、公安、教育を含めていない。

2) 普通会計決算 職員一人あたり給与費

出典：総務省「地方公共団体定員管理調査」、富山県「人事行政の運営等の状況」

県の総予算に占める農林水産予算の比率は、近年概ね一定の率で推移し目立った増減はない。また、県の総職員数と農林水産部職員数、その比率も、近年概ね一定の率で推移し目立った増減はない。

人員数の観点からは、県職員の概ね 4 人に 1 人が農林水産関連の仕事をしていることがわかる。平成 25 年度の場合、農林水産部の職員のうち農業関連の人員は、574 人で約 70%を占め、そのうち約 18%に当たる 105 人は普及指導員であり、約 19%に当たる 111 人は、試験研究機関の職員である。

全国的に農家件数の減少に応じて、都道府県の農業部門の職員数も減少しきっているが、近県の状況を比較すると、その減少の度合いも各県ではらつきがある。それぞれの県における地理的要因や生産品目の違いなどから一律に比較して評価はできないものの、状況の変化や目指す農業政策の姿に対応して、適切な組織体制や人員となるよう、常に見直していくことが必要と考える。

(表) 近県の農業生産額、農家件数、職員数の推移

富山県					石川県				
年度	H17年	H22年	H25年	H26年	年度	H17年	H22年	H25年	H26年
生産額(億円)	758	643	643	567	生産額(億円)	606	518	518	446
農家件数(千件)	31.5	21.9	17.9	16.7	農家件数(千件)	22.3	17.1	15.3	14.6
専業(千件)	3.1	2.0	1.9	1.9	専業(千件)	3.3	3.5	3.0	3.0
兼業(千件)	28.4	19.9	15.9	14.9	兼業(千件)	19.0	13.6	12.4	11.7
農業部門職員数(人)	722	609	574	567	農業部門職員数(人)	670	544	512	511
職員1人あたり農家数(件)	43.6	36.0	31.2	29.5	職員1人あたり農家数(件)	33.3	31.4	29.9	28.6
" 専業農家数(件)	39.3	32.7	27.7	26.3	" 専業農家数(件)	28.4	25.0	24.2	22.9

福井県					新潟県				
年度	H17年	H22年	H25年	H26年	年度	H17年	H22年	H25年	H26年
生産額(億円)	513	421	421	△	生産額(億円)	3,044	2,671	2,671	△
農家件数(千戸)	26.0	19.2	15.5	14.5	農家件数(千戸)	82.0	66.6	59.6	57.0
専業(千戸)	2.5	2.0	1.7	1.7	専業(千戸)	10.8	11.6	10.0	9.5
兼業(千戸)	23.5	17.2	13.8	12.8	兼業(千戸)	71.2	55.0	49.6	47.5
農業部門職員数(人)	576	522	485	479	農業部門職員数(人)	1,551	1,326	1,261	1,257
職員1人あたり農家数(戸)	45.1	36.8	32.0	30.3	職員1人あたり農家数(戸)	52.9	50.2	47.3	45.3
" 専業農家数(戸)	40.8	33.0	28.5	26.7	" 専業農家数(戸)	45.9	41.5	39.3	37.8

出典：総務省「地方公共団体定員管理調査」、農林水産省「農業センサス」「農業構造動態調査」

(2) 普及指導活動などの適正人員

本県では、普及指導員の人数は、平成 25 年度は増加したが、概ね継続して減少している。また、農林水産省生産局農産部技術普及課が発表している「協同農業普及事業をめぐる情勢」によれば全国の普及指導員の設置数は、地方の行財政改革等により減少傾向で推移している。

(表) 普及職員設置数の推移

(単位:人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
普及職員設置数	7,777	7,628	7,545	7,457	7,382	7,413
うち普及指導員	7,341	7,204	6,997	6,849	6,732	6,575
対前年	▲3.8%	▲1.9%	▲1.1%	▲1.2%	▲1.0%	+0.4%
うち普及指導員	▲4.9%	▲1.9%	▲2.9%	▲2.1%	▲1.7%	▲2.3%

注 1) 各年度末の設置数。H26 は年度当初の設置数

出典：「協同農業普及事業をめぐる情勢」

平成 27 年 2 月 農林水産省生産局農産部技術普及課

一方、同出典によれば、普及指導員一人当たり活動指標（当該年度における該当項目の母数を普及指導員数で割り返したもの）は以下のとおりである。

(表) 普及指導員一人当たり活動指標

	基幹的農業従事者数(人)	経営耕地面積(ha)
平成 22 年	285	443

また、普及指導員一人当たり活動実績を、基幹的農業従事者数及び経営耕地面積については、農林業センサス（平成 22 年）より、普及指導員数については、協同農業普及事業年次報告書（平成 25 年度）付表 2 より抜粋して全国、富山県及び近県について算定すると以下のとおりである。

(表) 普及指導員一人当たり活動指標（実績）

	基幹的農業従事者数（人）	経営耕地面積（ha）	備考
全国	305	539	
富山県	122	395	
石川県	171	399	
福井県	134	339	
岐阜県	303	345	
新潟県	340	685	
長野県	496	441	なお、これまで本県では、大規模農業経営に加えて、集落ぐるみによる集落営農組織の設立、育成に努めており、これらの担い手への農地集積が進んでいる。一方、統計上の基幹的農業従事者は、集落営農組織の組合員の多くや法人経営者、法人等の従業員が除外されるなど、担い手への農地集積を進めるほど減少幅が大きくなるため、必ずしも基幹的農業従事者のみが活動対象の多寡を表す指標ではないことに留意する必要がある。

上記の、基幹的農業従事者数や経営耕地面積に基づく普及指導員一人当たりの活動指標は、農林水産省が、全国平均値を算出し、公表している指標である。農業は、気候や地域性の違いなどにより、都道府県によって取り組みは多様であり、これらの指標が表すものは活動の一側面ではあるが、活動を数値化することにより、活動を客観的にみることができ、また本県農業と類似した他県等との比較が可能となる。また、自治体間の比較だけでなく、予定や目標を設定することにより、それらと実績との比較も可能となる。

全国の普及指導員が近年継続して減少傾向にある中で、本県の普及指導員の数も同様に減少傾向にあるが、適正人員が確保できているのかどうか、あるいは、本県農業と類似した他県等との比較からはどう考えることができるのか、定性的な説明だけでは、適正人員について説得的な説明は難しい。

農業行政に割当てられる予算には限りがあり、予算の有効性や効率性は従来にも増して重要であり、有効な事業は効率的に実施する必要がある。効率的に事業を実施するためには、必要十分で過不足のない人員の確保が前提となる。普及指導員は、高度な技術及び知識の普及指導や、農業者や内外の関係機関等の地域の課題の解決の支援などの業務を通して、技術を核として、地域農業を総合的に支援する役割を担う。これは普及指導活動が現在の農業行政において必要不可欠なものであること意味し、だからこそ適正な普及指導員数を確保するために、また、その適正性を説明するために本県の普及指導活動に適した指標の設定が必要となる。これは普及指導員だけでなく他の職種についても同様である。

【意見 26】（【意見VII】再掲）

普及指導員及び他の職種について、必要十分で過不足のない人員を確保するため、その業務内容に適した指標を設定し、適正な人員数について検討することが必要である。

（3）普及指導活動の役割分担

本県の普及指導活動は、県の農業・農村の持続的な発展を図るために、次世代につなぐ生産体制の構築、消費者の心をつかむ產品の育成、新鮮で安全な食の提供、魅力ある美しい農村空間の創造からなる課題を基本として、農業者・地域等の期待や技術の高度化・多様化するニーズに的確に対応した普及活動、また、基本法及び富山県農業・農村振興計画に基づく施策を的確に推進する上で必要な普及指導活動に取り組んでいる。このため普及指導活動の重点化と関係機関・団体等との役割分担・連携強化が求められている。

前述のとおり普及指導員は、高度な技術及び知識の普及指導や、農業者や内外の関係機関等の地域の課題の解決の支援などの業務を通して、技術を核として、地域農業を総合的に支援する役割を担う。一方、重要な関係機関・団体の一つである農協には、組合員のために農業の経営及び技術の向上に関する指導を専門に行う営農指導員がいて、個別作物の技術・経営的な指導から、生産部会の組織化、地域全体の行政と連携した地域農業の振興計画の策定や実践、あるいは担い手の育成確保、土地利用の調整等、地域農業資源の有効利用まで極めて幅広い業務を行っている。

農協の営農指導員と県の普及指導員との間の役割分担として、基本的に、営農指導員は、農産物の販売、兼業農家への指導、一般的な技術指導を行い、普及指導員は、担い手経営体に対する指導、産地振興のための指導を農協と連携して行っている。現状では、農協の営農指導員と県の普及指導員との役割分担は、一定の整理が行われていると考える。また、役割分担には地域ごとの実態等を考慮して柔軟に取り組む必要があるが、役割分担は普及指導活動の重点化を踏まえて行われる必要がある。今後は、県の普及指導員は、農協の営農指導では困難な技術面での指導や地域農業を担う農業者等に対する経営改善指導等、更なる活動の重点化を目指し、それを前提に役割分担の明確化を進める必要がある。

たとえば、経営改善指導を行う相手先について、担い手育成支援高度化事業のコンサルテーション活動と一体的に取り組み、基本的には一人一経営体を対象に実施している。経営改善指導先の選定については、①自らの経営診

断を希望する農業者、②新規就農者等の経営開始者、③制度資金利用者等の新規投資実施者、④関係機関等から要請の順に優先度を設けて行っている。経営改善指導を行い、改善された場合には別の事業者を選定し、改善されない場合には継続して指導を行っている。経営改善指導先のうち、ある程度改善できた指導先については、個人情報の保護等に十分留意したうえで、農協の営農指導員に経営改善指導を移管することなどが考えられる。また、選定されなかった相手先についても普及指導員が継続して状況を把握しているが、そのような相手先についても移管していくことが考えられる。

指導対象・指導内容等の役割分担は、必要十分で過不足のない普及指導員数を判断するための前提条件の一要素となる。そのためにも、更なる業務の重点化と役割分担の明確化が必要となる。

【意見 27】（【意見Ⅷ】再掲）

業務内容の明確化は、適正な人員数を検討するための大前提となる。農業関連の普及指導活動では、農協との指導対象・指導内容等の役割分担の明確化はその一要素で、普及指導活動の更なる重点化と役割分担の明確化が必要と考える。

（4）人件費を含む金額での事業の表示

県の予算には当然人件費が含まれるが、各事務事業の予算には人件費が含まれていない。これは、県の職員が、多くの事務事業等に関与する場合があり、固定費である人件費を各事務事業等に配賦するには、適正な配賦基準の設定等が難しい等の技術的問題から、やむを得ない部分もある。ただし、県全体の事業活動を同じ目線で確認し、評価し、改善を進めるには、何らかの形で、人件費を含むすべての費用を各事務事業に配賦し、活動を金額表示することが有効である。これにより初めて、県予算の全体レベルでの効率化的検討が可能となる。

農林水産部の予算の場合も、農林水産予算全体には人件費が含まれているが、個別の予算あるいは事業費には人件費が含まれてない。そのため、平成 25 年度の普及指導活動、試験研究活動の予算をそれぞれ 44,200 千円（農業改良普及事業事務費及び農業改良普及事業推進費）、210,345 千円（農業技術費）とした場合、これらには普及指導員や研究機関の職員の人件費は含まれない。これらに各活動の人件費を概算で計算（人数 × 平均人件費）するとそれぞれ 701,610 千円、741,702 千円となる。これらを合計するとそれぞれの活動の合計は 745,810 千円、952,047 千円となる。

(表) 普及指導活動、試験研究活動の概算計算

	普及指導活動	試験研究活動
事務事業費(千円)a	44,200	210,345
概算人件費(千円)b	701,610	741,702
合計(千円)c=a+b	745,810	952,047
概算人件費比率 b/c	94.1%	77.9%

①普及指導活動

普及指導員の活動記録や普及指導員からの話を聞く限り、普及指導員は農協や市町村の担当者等と協力して、農業者を多くの分野で支援している。技術支援だけでなく、経営支援、農村地域の振興など業務の内容は多岐にわたる。人対人の中でのその苦労は閲覧した文書や短い時間の話の中でも、垣間見ることができた。

また、普及指導員の活動は、計画、実績とともに「普及指導計画書」「普及指導評価表」等の形で適正に管理されており、その点に問題はない。ただし、金額表示されない活動は、存在自体が外部には見えなくなり、予算措置をされた他の事業との比較が行われないこととなり、実施している重要な活動が評価されない等の可能性もある。

農業行政において普及指導活動は、技術支援を核として、農業者と県を結ぶ重要な役割を果たしている。このような人対人の活動をどう確認して、評価するかは困難をともなうが、やはり県の業務である以上は、その活動を確認し、評価する必要がある。多くの職員が関与しているから、またその活動の重要性から、その活動を金額表示することが有効である。

②試験研究活動

農業分野における試験研究の重要性は、「創造計画」の「活力 10 農業生産の振興」の施策として「競争力のある農産物生産に向けた技術の開発と普及」が挙げられていることからも明らかである。県の気候や風土、各地域の土壤や環境を前提とした試験研究は、県の試験研究機関が中心となる必要がある。県の気候や風土に適した農産物の品質改良や開発、栽培技術や生産技法の開発の普及は、やはり県の試験研究機関の役割である。限られた予算の中で、県として有効で効率的な試験研究を行うには、人件費を含む試験研究

活動全体を金額表示することが有効である。

試験研究活動の金額表示も普及指導活動と同じように、人件費等を各試験研究に配賦することで可能になる。一方、普及指導活動が、主として人対人の活動であるのに対して、試験研究活動は、新しい技術、新しい品種等の開発などで、その成果ははっきりしている。また、試験研究活動は、テーマの設定や成果について、専門家からなる委員会で評価し、その結果を公表しており、その意味では、試験研究活動の管理は適切に行われている。

ただし、研究テーマの評価は、A、B、C で行われるため、専門評価は明らかであるが、それが例え、農業に関する技術の場合、県の農業にどれだけの効果をもたらすかは明らかではない。予算が限られている中では、その予算をどこに振り向けるかを決定する必要があり、優先順位をつける必要がある。そのためには、各研究テーマの効果が比較可能である必要があり、現在の評価方法ではこれがはっきりしない。このため、研究成果が県の農業等にもたらす効果の金額を算定する必要がある。たとえば、収量が増加する技術であれば、増加数量 × 単価、害虫の被害を減少させる研究結果であれば、被害減少量 × 単価が考えられる。

人件費等を各試験研究に配賦することにより試験研究活動の投入費用を明らかにし、研究成果を金額換算することで産出金額が明らかになり、試験研究の効率性も数値化できる。これにより、各研究テーマの数字での比較が可能となり、テーマ選定の根拠や理由が明らかになり、県民に対する説明責任も容易に果たせることになる。もちろん、研究テーマの選定は、金額だけではなく、緊急性や安全、安心なども選定要素となるが、その場合も、効率性を超える理由や根拠があるということであるから、それを説明すればよいと考える。

また、試験研究活動の場合、その専門性の内容等によっては、その活動の一部又は全部を外部に委託することが合理的と考えられる場合もある。他県で委託を実施している業務があれば、本県でも委託の実施を検討し、職員の担うべき試験研究活動に人件費を集中化する必要がある。

【意見 28】

試験研究の効果・成果を比較可能にするために、収量が増加する技術であれば、増加数量 × 単価などの方法で効果・成果の金額を算定することが望まれる。これにより、人件費を含む試験研究費用と試験研究効果・成果の金額から試験研究の効率性も数値化することができる。

また、試験研究活動のうち、他県で委託を実施している業務があれば、本県でも委託の実施を検討し、職員の担うべき試験研究活動に人件費を集中化する必要がある。

③まとめ

現在、県の予算には人件費が含まれるが、各事務事業の予算には人件費が含まれない。この結果、PDCA サイクルでこれらの事業の有効性や効率性を判断する場合、活動費用の多くを占める人件費を含まない金額で、判断していることになる。また、職員の活動が中心となる事業や業務を実施する場合、これらの事業や業務は金額として表示されないため、事業活動として認識されないことになる。

農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中で、行政においても、政策や施策、事業の変更は当然必要になる。そのためにも、事業全体を金額表示することにより活動全体を見る形にすることは必要であり、有効性や効率性が求められる行政サービスもその例外ではない。

普及指導活動、試験研究活動などは、多くの職員が関与して行われているため、それぞれの活動規模やそれぞれの活動の有効性や効率性を判断する場合には、活動に関与した職員の人件費相当額を考慮して検討することが有効である。

たとえば、現在、事業評価表では、その事業の有効性や効率性を人件費を含まない金額を前提に判断しているが、これを、人件費を含む金額で行うことと考えられる。平成 25 年度で普及指導活動の予算は、44,200 千円（農業改良普及事業事務費及び農業改良普及事業推進費）で、これに概算の人件費 701,610 千円を含めると 745,810 千円になる。普及指導活動の有効性や効率性を、現在の 44,200 千円でなく、概算の人件費を含む 745,810 千円を前提に判断することになる。また、試験研究活動の場合、前述のとおり、人件費等を各試験研究に配賦することにより試験研究活動の投入費用を算出し、合わせて研究成果を金額換算することで産出金額を算出し、試験研究の効果を数値化し、効率性を判断することができる。また、業務の外部委託や業務の内部での実施の判断も、人件費を含む費用を前提にすれば、同じ費用内部で検討が可能になる。その他の活動もその活動の特性に応じて、人件費を含む金額で有効性や効率性を検討することが有効である。

【意見 29】（【意見 IX】再掲）

中長期的な対応になると考えられるが、少なくとも普及指導活動や試験研究活動など多くの職員が関与する事業については、人件費を含む金額で事業を表示し、それを利用して効率性などを判断する仕組み作りの検討が望まれる。

第 7 農業行政に関する過去の外部監査指摘事項の改善状況

A 主な着眼点

- ・平成 15 年度、平成 16 年度の包括外部監査の指摘事項の改善は適切か

B 実施手続

- ・平成 15 年度のテーマ 1 富山県農林水産部の補助金（県単独補助金等）については、農業関連の措置の状況（指摘事項の改善）に関して文書での質問を実施した。
- ・平成 16 年度のテーマ 2 社団法人富山県農林水産公社の財務事務については、農林水産公社に往査し、措置の状況（指摘事項の改善）に関して直接質問を実施した。

C 実施結果と意見

- ・平成 15 年度のテーマ 1 富山県農林水産部の補助金（県単独補助金等）については、一部すでに補助金が廃止されているものもある。同様の内容の補助金が継続しているものについて、特に問題は検出されなかつた。
- ・平成 16 年度のテーマ 2 社団法人富山県農林水産公社の財務事務については、会計監査の導入により、会計に関する指摘事項は改善され、またその他についても、特に問題は検出されなかつた。